

527
635



始





河

内

太
田

亮

正
美

14. 11. 17
内交

527-63₅

527
63₅

國誌資料叢書

本叢書は明治四十年から震災前まで十七年に亘つて、私が氏族制度並に其の附隨の研究として系譜、神社、郷里、庄園等を調査する爲に、採集した資料に補正を加へ、少しく卑見を加へたものである。信濃を振出しとして此後凡そ每國一卷の割合で發表したいと思つて居る。

序

河内なる名稱は河内郡附近、即ち淀川と大和川との二大河によつて夾まれた地から起つた事は云ふ迄もない。長い間の地文學的の變化と人爲的努力によつて、今でこそ廣潤なる田圃と化したのが、昔は此處から難波の地に亘つて郊澤曠遠にして田圃少く、且河水横逝して流末駛らず、聊か霖雨に逢へば海潮逆上して巷里船に乗り、道路亦溼する状態であつた。殊に開國當時にあつては、兩河が此地で合して、難波から入江の形をなし、此國日下邊まで船で進む事が出来たらしい。従つて西國から畿内地方に來る者は難波を経て此國に上陸するのが常であつたと思ふ。これを古史に照せば益々その感を深うするのである。即神代の昔饒速日命は先づ此國河上哮峯に天降つたと傳へ、次いで天津彦根命が入國せられて此國を中心として近畿一帯、それから關東地方に榮ゆる凡河内氏族の祖となつて居られる。太祖神武天皇も先づ此國日下の上陸せられた

のである。つまり畿内の内天孫種によつて最も早く開拓されたのは此國であると云はねばならぬ。次いで安寧帝が此國片鹽浮穴宮に都せられて以來、允恭帝は丹比柴籬宮に、繼體天皇は樟葉宮に於いて天下を知らしめされた、これ此國の位置のよいにもよるが、又總べての意味に於いて優れた國であつたからに違ひない。そのみでない模範的女性として仰ぎ奉る幡後皇后は此國日下の方である。又上古の權臣物部氏の本居は當國であつた、蘇我氏も其祖石川麻呂は此國の人、稻目は此國向原に家居して居た、中臣氏もその氏神牧岡神社がある事によつて此國と至大の關係のある事がわからう、その他大學者王仁、王辰爾、その後裔なる文氏、船氏等何れも當國に住んで居たのである。當時大和を東と云ふに對し、當國を西と云つた、これ廣義に於ける帝都の西の部分なるを意味して居たものと考へる事が出来る、従つて當國は都の東部なる大和と同様、その國名に大字を冠するのが常であつた。其後奈良朝に至つても當國由義宮を以て西都とせられた。かくの如く此國は屢々帝都となり、又帝都の一部となつたのみ

ならず、氣候温和で土地が肥沃である爲か、面積の狭いのに十數の郡を置かれてあつた事は、他に類例を見ない所であつて、當國が如何に繁榮の地であつたか、窺はれるのである。しかし春の曙片野の御野で、花の雪ちる景色を賞美した大宮人の榮華から政權は遂に東えびすの手に悉ぬべく餘儀なくされて、畿内一圓と共に此國も衰微を來した。そして唯ありし名残りの名祠大刹、其他幾多の遺跡のみが國內各所に散在して心ある人を泣かしめる事となつたが、それでも武士の棟梁たる源家の祖賴信賴義義家三代が當國の人である事は又此國の一つのほこりと云はねばならぬ。武家時代の此國は涙する悲しい歴史によつて満されて居る、しかしその武士の跨扨から回天の偉業を企てた勤王の士が、絶えず當國に現はれて居る事は特に注意を拂ふ必要がある。それは單に忠臣の鑑と云はれる楠公父子や和田一族のみを指すのでない、國內多數の人士は南朝の支持者であつた、天皇が天野、金剛の奥深くわけ入らせ給ひしは、單に要害の爲ばかりではなかつた、當國人士に依頼された爲ではないか。猶溯れば承久の際に

も、近くは幕末天誅組その他にも、當國の士の多きに驚かされるのである。即ち楠公以前にも楠公があり、楠公以後にも幾多の楠公が現はれて、今日の河内人士となつて居るのである。

日本國誌
資料叢書 河内

目次

第一章 地名

第一節 國名

名稱—名稱の起原

第二節 郡

郡名異同一覽

第三節 郷

錦部郡—石川郡—古市郡—安宿郡—大縣郡—高安郡—河内郡—讚良郡—茨田郡—交野郡—若江郡—澁川郡—志紀郡—丹比郡

第四節 和名抄不載の郷

目次

錦部郡—石川郡—古市郡—河内郡—讚良郡—茨田郡—交野郡—若江郡—濛川郡—志紀郡—丹比郡

第五節 莊保 三一

錦部郡—石川郡—大縣郡—高安郡—古市郡—安宿部郡—讚良郡—茨田郡—交野郡—若江郡—志紀郡—濛川郡—丹比郡—河内郡—所在未詳

第六節 宿驛 四〇

第七節 御牧 四二

第二章 沿革 四二

第一節 會長時代 (神武朝以前) 四三

三輪氏族—物部氏族

第二節 國造時代 (神武朝より上古末まで) 四六

神武帝の東征—凡河内國造と六縣主—片鹽浮穴宮—武埴女彦の反—狹山池—皇別諸氏の當國移住—應神仁德朝—丹比柴籬朝—雄略帝と幡稜皇后—樟葉宮—安閑宣化朝—屯

會と市倉職員—欽明敏達朝—物部氏の滅亡—推古以後重要記事

第三節 國司時代 (中古全部) 七三

國司—國府—帝都と行宮—重要記事—河内源氏—源平時代

第四節 守護時代 (鎌倉室町時代) 一一九

鎌倉時代略年表—南北朝重要記事—室町時代重要記事—國司守護次第—畠山氏—楠木氏—三好氏

第五節 藩政時代 一九六

狹山藩—丹南藩—西代藩

第三章 氏族 二〇〇

第一節 河内郡 二〇〇

第二節 茨田郡 二〇八

第三節 讚良郡 二一一

第四節 交野郡 二二六

第五節 若江郡 二二六

第六節 澁川郡 二三五

第七節 大縣郡 二二九

第八節 高安郡 二四四

第九節 安宿郡 二五一

第十節 古市郡 二五九

第十一節 志紀郡 二六八

第十二節 丹比郡 二七五

第十三節 石川郡 二九六

第十四節 錦部郡 三〇六

第十五節 所貫未詳姓氏 三一

第四章 神社

三三三

第一節 式内社

三三三

石川郡九座—古市郡二座—安宿郡五座—大縣郡十一座—高安郡十座—河内郡十座—讚
 良郡六座—茨田郡五座—交野郡二座—若江郡二十二座—澁川郡六座—志紀郡十四座—
 丹比郡十一座

第二節 國史現在社

三三四

第三節 總社

三三七

第四節 官國幣社

三三七

第五節 其他の神社

三七八

南河内郡—中河内郡—北河内郡

第五章 佛閣

三八三

第一節 國分寺

三八三

第二節 定額寺……………三八五
 龍華寺—百濟寺—觀心寺—弓削寺—知識寺

第三節 國史見在寺……………三九一
 石凝寺—妙見寺—鳥坂寺—(山下寺)—家原寺—井上寺—西琳寺—野中寺

第四節 大刹……………四〇〇
 金剛寺—顯證寺—來迎寺—順興寺(願生坊)—龍泉寺—叡福寺—道明寺—葛井寺

第五節 古名刹……………四一二
 金剛輪寺

第六節 南河内郡……………四一四

第七節 中河内郡……………四一七

第八節 北河内郡……………四二〇

第六章 雜載……………四二三

第一節 歌まくら……………四二三

第二節 萬葉集……………四三八

第三節 延喜式……………四四一

第四節 風俗……………四四九

第五節 物産……………四五〇

第六節 奈良朝文書……………四五一

第七節 陵墓……………四五八

第八節 河内に關する地誌……………四六一

目次終

日本國誌
資料叢書
河 內



第一章 地名
第一節 國名

太田 亮著

大河內 日本書紀(安閑、推古)

凡河內 日本書紀(雄略)國造本紀、

凡川內 日本書紀(神代)古事記(神代)

第一節 國名

川内 古事記(宣化)

河内 日本書紀(神武、孝元、崇神、垂仁、景行、神功、仁德、履中、反正、雄略、清寧、安閑、宣化、欽明、崇峻、推古、皇極、天智、天武、持統)古事記、孝元、崇神、景行、仲哀、雄略、安閑)

○倭名抄五國河内加不

○日本地理志料 明人譯爲「茄懷知」譌音也、
○運步色葉集賀河内十五河州

名稱の起原

○倭訓栞前偏六

かふち河内をよめり、はう及ふ也、もと凡河内といふ、國に名けしは大河西北に在をもて名く、皇都の大和にありしよりいへり、今はちといふ、萬葉集には、川の行廻れる所をいへり、今も村里の名に呼もの是也、瀧津河内は吉野也。

○諸國名義考上

河内、和名抄に河内加不知國府志紀郡

古事記及國造本紀には大河内とあり、姓氏錄には凡河内といふ氏もあり、名義は古事記傳に、倭の京にて山城の大川の此方にある國なればなり、もとは大河内と云しを、諸國の名必二字に定られしより、大をば除きつらむ云々とあり、この意なるべし。萬葉集に瀧津河内云々とよめるも、川のこなたをいふなるべし、河内志に以下皇都在和州、大河繞

州西北と故名とある大河も、山城の淀川なるべし、日本書紀仁德天皇十一年の紀に河内國茨田堤を造られしこと見えて、延喜神名式に河内國茨田郡堤根神社などあり、姓氏錄河内皇別に、茨田宿禰、彥八井耳命之後、男野見宿禰仁德天皇御代造茨田堤、又仁明天皇嘉祥元年、令築茨田堤とあり、さて畿内志に、長柄川清河第二支上古水道、唯一川横流不_レ一、仁德天皇疏導堀江、延曆中通_三國川、然猶汎濫不_レ已、疏_三柴島北、故水道漏_三水勢于_三國川、名曰_三中津川、今_二重堤即此、後_三浚_三名柄川、塞_三此水路、童謠曰、攝津國能、中津河原哀、瀬岐加禰氏云々とあり、また續日本紀、聖武天皇天平十三年夏四月辛丑云々、檢_下按河内與_三攝津_二相_二爭河堤所_上また桓武天皇延曆七年三月甲子云々、河内攝津兩國之堺、堀川築_レ堤、自_三荒陵南_二導_三河内川_一四通_三於海_二云々などあり、また神護景雲三年、河内職を置れしことなどもあれば川より負し國名なること、うつなし。

○古事記傳七凡河内國造、即河内國なり、和名抄に河内加不とあり、加波字知の波字を切めて布なり、今加波知といふは訛なり、凡は書紀安閑卷推古卷などに、大河内とも書て大の意なり、名義は倭の京にて、山代大河淀川の此方にある國なればなり、本は大河内と云しを諸國名必二字に定められしより、大をば除つらむ、さて大とかゝずて、凡と書は、意富と云で意布志といひならへる故なるべし、凡の假字は、和名抄に郷名丹波國加佐郡に、凡海を於布之安萬とあるに依べし。

○地名辭書 河内古凡川内と稱し國造あり、其本居蓋今中河内の地なり。通證云、凡河内也、以皇都
 在和州、而大河繞州西北、故名、按に凡河内とは凡字に大小對比の義あるにや、又凡とは恩智と同
 語にして地名を冠らせし稱號にや、詳ならず。一説凡とは押し統ふる義にて、河内の諸部の統領を凡
 河内と呼ぶ即氏號なりと。○國郡制度始定の時、茅渟縣を河内に併せらる、元正天皇の時三郡（即
 茅渟縣の地）を割て和泉監を置く、神護景雲三年由義別宮を都と爲し國を改め職と爲されしが、幾
 もなく舊に復す。

○地理資料 按神代紀作凡川内、安閑紀作大河内、凡字大字並訓、於保志、加不知即加波字知之急呼、
 書禹貢涇屬渭汭、傳水北曰汭、州有大河、繞其西南、故名大河内國、和銅制、地名必用三二字、於是
 去三大字云、參河常陸丹波出雲隱岐美作安藝、有河内郷、皆在水之汭矣、今呼云加波知。

第二節 郡

延喜式 二十二 河内國大管 錦部 石川 古市 河内 讚良 茨田 交野 若江 右爲三近國
 拾芥抄 本朝 河内 大十四郡 錦部 石川 古市 大縣府 安宿 高安 河内 讚良 茨田 交
 野 若江 澀川 志紀 丹治

易林本節用集 下 河内 州河 大管 十五郡 略 中 錦郡 石川 古市 安福宿 大縣 高安 河
 内 讚良 茨田 交野 若江 澀河 志紀 丹北府 丹南

六國史 古事記 延喜式 倭名抄 拾芥抄 諸書 郡名考 天保郷帳 明治沿革帳 地誌提要 郡區編制
 以下諸書

更荒	同	讚良	同	交野	同	若江	同	茨田	同	凡河内	同	高安	同	大縣	同	堅上	同	堅下	同
記	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第一章 地名

飛鳥戸 <small>アスカヘ</small>	安宿 <small>アスカヘ</small>	同	安宿 <small>アスカヘ</small>	同	安宿 <small>アスカヘ</small>	同	安宿 <small>アスカヘ</small>	同	安宿 <small>アスカヘ</small>
志幾 <small>シキ</small>	志紀 <small>シキ</small>	同	志紀 <small>シキ</small>	同	志紀 <small>シキ</small>	同	志紀 <small>シキ</small>	同	志紀 <small>シキ</small>
澁川 <small>シヅカワ</small>	同	同	同	同	同	同	同	同	同
丹比 <small>タチヒ</small>	丹比 <small>タチヒ</small>	同	丹比 <small>タチヒ</small>	同	丹比 <small>タチヒ</small>	同	丹比 <small>タチヒ</small>	同	丹比 <small>タチヒ</small>
丹治比 <small>タチヒ</small>	丹治 <small>タチ</small>	同	丹北 <small>タチキ</small>	同	丹南 <small>タチナン</small>	同	丹北 <small>タチキ</small>	同	丹南 <small>タチナン</small>
舊市 <small>フルチ</small>	古市 <small>フルチ</small>	同	八上 <small>ヤカミ</small>	同	同	同	同	同	同
石川 <small>イシカハ</small>	石川 <small>イシカハ</small>	同	石川 <small>イシカハ</small>	同	石川 <small>イシカハ</small>	同	石川 <small>イシカハ</small>	同	石川 <small>イシカハ</small>
錦部 <small>ニシキベ</small>	同	同	同	同	同	同	同	同	同
管十四	同十四郡	同	十六郡	同	同	同	同	同	同

第三節 郷

和名抄に見ゆる郷名は左の如し。

- (一)大日本史國郡志
- (二)日本地理志料
- (志)河内志
- (三)大日本地名辭書
- (四)和名抄諸國郡郷考

錦部郡 爾之古里、初見文武紀三年三月條錦部郡、仁德紀石川錦織。(一)下。(三)古は石川郡と一境なり。蕃別錦織部此に歸住しけるより石川織部と稱し置郡の時分立す。南北朝の頃東條郡の私稱あり。

餘戸郷 (一)今丹南郡西境有南北餘部村。(二)按圖郡南有三天見村、見戸一聲通、疑其遺名也、或以丹南郡餘部村擬之、不允。(志)廢 (三)是れ百濟の餘戸なるべし、今天見村は此遺稱なり、川上村加賀田村三日市村等之に屬す、中世には甲斐莊と稱す、峽間の謂ならん、(四)なし。

百濟郷 (一)今不詳、(二)按圖巨太井、石見川、小澤、鳩原、觀心寺、岩瀬、清水、流谷、唐久谷、石佛、加賀田新町、瀧畑、日野、光瀧諸邑爲古郷域、(志)廢 (三)今彼方村長野村市新野村等に擬すべし、敏達紀十二年に百濟日羅の妻子を石川百濟村を安置せしめられしは此地也。(四)續紀神護景雲二年六月高丘宿禰比良廣其祖

第三節 郷

沙門祖詠近江朝歲次癸亥自百濟歸化、文學振河内正五位下大學頭云々なとありて其裔の人もありと聞えたりばそれらより地名に負たるなるべし。

(一)錦部、高向二郷を補す。

石川郡

以之加波、初見慶雲三年五月紀石川郡、(一)下、(二)太子傳曆作東條郡、伊呂波字類抄作石川東條

西條、(三)古は錦部郡と一境にして紺口縣と云、又蘇我氏の先祖此に居り石川宿禰と曰へり。後世或は錦部郡と混同し指して東條郡と稱したる事あり、太平記に見ゆ。

佐備郷 (一)今佐備村、在郡西、(二)按圖巨、東板持、山中田、北大伴、南大伴、別井、白木、寛弘寺、神山、中村

馬谷、上河内、下河内、芹生谷諸邑、其故區也、(志)方廢、村存、(三)今東條村千早村なり、東條に大字佐備存

す、延喜式に成古佐備神社あり、今東條村大字甘南備に存するを見れば、佐備は紺口郷より分れし者たるを知

る。(四)神名式佐備神社成古佐備神社、河内鑑佐備村妙見寺、

紺口郷 (一)又作成古、或感玖、今甘南備龍泉二村、俱有成古社、即其地、(二)弼謂、水分村舊名甘口、是其遺

名、按圖巨龍泉、甘南備、小吹、中津原、千早、東坂、吉年、桐山、二河原邊、川邊、水分諸邑、其故域也、(志)甘南

備、龍泉、俱有成古祠、(三)或は感玖成古に作る、今中村河内村白木村赤坂村等の地なるべし、中村に寛弘

寺あり即紺口寺なり。

雜居郷 高山寺本新居、(一)今不詳、(二)良弼謂、今有新家村、按圖巨喜志、中野、新堂、富田原、毛人谷、

一須賀、大塚、山城諸邑、蓋其域也、(志)廢 (三)今石川村喜志村富田林村大伴村等にあたる歟、敏達天皇の時

百濟日羅の妻子從類を石川に安置し、又之より先き此地百濟の村名已に見ゆれば、諸蕃雜居の謂により此郷名

を建てられしに似たり、(四)上田百樹云、雜は新の誤にて新居か今按古市郡河内郡等に同名あるに依れば此

説しかるべし。

大國郷 (一)今大黒村、屬古市郡、(二)河内志大國方廢、今古市郡有大國村、大黒寺建、國異音同、是名之遺

也、按圖巨壺井、通法寺、廣瀬諸邑、爲古郷域、(志)方廢、今存大黒村、屬古市郡、(三)今駒谷村大字大黒

あり、是大國郷の遺稱ならん、大黒寺と云禪刹あり、又大黒石と號する石を産す、因て按するに本郷は駒谷村

大字大黒壺井並に磯長村山田村等に擬すべし。

(二)なほ磯長郷を補ふ。

古市郡 不存知、初見雄略紀九年條古市郡、慶雲元年紀古市郡、(一)下、(三)古事記に倭建命の靈白鳥と化し

河内國志紀に留まり坐さあるを、書紀には舊市村に留まると記し、今も白鳥陵存すれば本郡は志貴縣の分地たる

事明なり。

新居郷 (一)今不詳、(二)依圖推之、巨、寫井寺、伊賀諸邑、其故區也、(志)廢、(三)錦部郡、今甘山村な

るべし、大家新家あり、錦織村も此中なりけん、石川の西岸にして、北に卑丘を踰ゆれば狹山村狹山池に到

る。

戸唐郷 尺度歟。(一)尺本書作戸、據續日本紀及西琳寺文書訂、今東西坂田村存在三郡西南、(二)按、圖亘、尺度、東坂田、西坂田、藏内、西浦諸邑、其故地也、(志)廢坂田村存、(三)今古市村大字輕墓、西浦村大字西浦等の地なるべし。丹比坂の東なり、坂門、義なるべし、(四)地名字音轉用例尺をさかに用ひたり注云和名抄本尺字を戸に誤れり相模伯耆などに、尺度と云郷名例あり。

坂本郷 (一)今不詳、(二)按、圖亘、野上、野村、埴生野、向野、諸邑、其郷域也、(志)廢、(三)今西浦村大字坂田あり、此邊を云ふ、尺度郷の南なり。

古市郷 (一)今古市村、在尺度東北、(二)按、圖亘、古市、碓井、譽田、輕墓、高屋諸邑、其故區也、(志)廢、村存、(三)今古市村大字古市碓井などの地なり。

安宿郡

安須加倍、初見雄略紀九年七月、飛鳥戸郡、天平六年四月紀安宿郡、(一)小、(二)安宿修飛鳥戸也、(三)安宿部郡、正保國圖すでに安宿部と記せり、も古市と共に志賀縣の域内なるべし。

賀美郷 (一)今不詳、(二)今按、玉手、圓明寺諸邑或、其地也、(志)廢、(三)今駒谷村大字駒谷飛鳥の二所なるべし、玉手村の上方に接す。

尾張郷 (一)今不詳、(二)按、圖大縣郡有、雁多尾畑村、與本郡、相接、尾畑、或尾張田之轉、再按、神武紀云、倭國葛城縣、舊名高尾張邑、此地與葛下郡、鄰不知相涉否、姑附備考、(志)廢、(三)今國分村にあたるべし。微證なし。

資母郷 (一)今不詳、(二)按、圖亘、國分、片山、田邊諸邑、其故區也、(志)廢、(三)今玉手村にあたる、國分駒谷に對し下方に居る、片山玉手圓明の三大字に分る。

(二)安宿郷を補ふ。

大縣郡

於保加多、初見養老四年十一月紀河内國堅下堅上二郡、更號大縣郡、神護景雲三年八月紀大縣郡。

(一)下 (二)塚本氏曰、堅上堅下、蓋修片鹽也、安寧二年紀遷都片鹽、(三)大縣郡初め片鹽と稱したり。國郡制置の時堅上堅下の二郡に分れ、尋いで之を併す。

鳥坂郷 (一)今高井田村、在郡南、即其地、(二)河内志云、普光寺一名鳥坂寺、又號井上寺、在高井田村、即其地也、(志)已廢、存高井田村、(三)今堅下村大字安堂太平寺にあたるか、高井田の北に在り、鳥取郷の坂下なり。

鳥取郷 (一)今鳥坂東青谷村有鳥取地、(二)河内志に據る、(志)已廢、存青谷村、(三)今堅下村大字高井田なり、鳥取氏の祖天湯川田命の祠此に存す。

津積郷 (一)今法善寺村、舊名津積在郡西南、(二)河内志に據る、(志)已廢、存法善寺村、(三)津積は延喜式に河内國津積驛馬七疋とありて、驛家なり、今堅下村大字八縣に擬すべき如し、又續紀に見ゆる知識寺の次なる山下寺は此に求むべし。

大里郷 (一)今大縣村在津積東、蓋是、(二)天平勝寶八歲紀、車駕幸河内國、至大里寺、禮佛、今有神宮

寺、取爲三村名、所謂大里寺蓋是、後掌常世岐神社祀事、因得今名、者、河内志以大縣村擬之未精、(志)方廢、大縣村存、(三)今堅下村大字法善寺平野の地なるべし。

巨麻郷 (一)今本堂村、在郡東北、即其地、(二)本堂、太平寺、安堂諸村存、(志)已廢、存本堂村、(三)今堅上村大字本堂及雁多尾畑なるべし、大狛神社その本堂の生土神なればなり、高安山の東南にして、雁多尾畑の北なる山村なり。

賀美郷 (一)今巨麻南雁多尾畑村、遺名尙存、(二)按圖亘三龜瀨、三日谷二村、爲其故區、(志)已廢、存雁多尾畑村、(三)今堅上村大字青谷などにあたる歟、青谷は雁多尾畑の南にして、大和川に臨み龜瀨越の山中なり、賀美郷蓋古の堅上郡の遺名にして、今の堅上村即古郡城ならん、地勢高處を占む、(二)大縣郷を補ふ。

高安郡 多加夜須、初見寶龜元年正月紀高安郡、(一)下、(志)俗呼恩智郡、(三)後世或は恩智郡と呼びたる事あり、(志)俗呼恩智郡、郡有恩智神社、故云、

坂本郷 (一)今垣内村、舊名坂本、在郡南、(二)殘篇風土記作坂本莊、河内志、垣内村舊名坂本、是其地也、(志)方廢、村存、(三)今中高安村なるべし、高安城の麓なれば、坂本の名ありしならん、(四)風土記坂本庄公穀八百九十五東假粟七百二十九丸

三宅郷 (一)今坂本北大窪村、地名尙存、(二)按圖亘三千塚、山畑二村、其故區也、(志)已廢、存大窪村、

(三)此郷今詳ならず、蓋南安村恩智にあたることし、續日本紀宮池驛あり亦是歟、(四)風土記公穀六百九十三東假粟五百三十五毛

掃守郷 (一)今三宅南黒谷村有掃部社址、即其地也、(二)河内志に據るのみ、(志)已廢、存黒谷村、(三)今南高安村の中字黒谷教興寺垣内などにあたる、掃部神社黒谷に存す。

玉祖郷 多末乃於也 (一)今郡北神立村、有玉祖社、即其地、(二)殘篇風土記、高安莊、按圖亘大竹、樂音寺、水越、萬願寺諸邑、其郷域也、(志)方廢、存神立村、(三)今北高安村是なり、玉祖神社あり、(四)風土記公穀八百二十九東假粟七百六十三丸玉祖神社圭田四十五東五字田所祭玉依比咩也。

(二)高安郷を補ふ。

河内郡 與國名同、初見神護景雲二年二月紀河内郡、もこの河内縣也、(一)下、(二)按初稱河内縣、河内國造鎮此、蓋領讚良茨田交野若江諸郡、(三)此地初め三野縣あり、國郡制置の時建て、河内郡若江郡と曰ふ。

英多郷 (一)今郡西吉田村、有英多地、(二)按圖亘吉田、池島、上島、市場、福萬寺諸邑、稱玉串莊、是其域也、(志)已廢、存吉田村、(三)今英多村三野郷村是なり、枚岡村の西に接す、玉串川の岸にて、古の御野縣の本據なり、

新居郷 (一)今新家村、在英多東南、(二)按圖今有新家村、亘松原、水走、中新開諸邑、其故地也、(志)廢、(三)此郷詳ならず、池島南村にあたるべき歟、四條暖の邊を曰ふに似たり。

櫻井郷 佐久良井 (一)今郡南六萬寺村有櫻井地、(二)河内志云、六萬寺村、舊名櫻井、是其遺也、按圖互、
横小路、四條、客坊、諸邑、爲古郷域、(志)已廢、存六萬寺村、(三)今池島村の邊か、安康天皇櫻井屯倉を建て
たまふ。

大宅郷 (一)今不詳、(二)河内志云、大宅未審今之何地、立入氏曰、按姓氏錄、大戸首祖紐結命、掌河内國
日下、大戸屯倉、因氏焉、是蓋屯倉所、在、據圖攷之、今有日下村、亘善根寺、布市、中垣内、諸邑、其郷域也、
(志)廢、(三)此郷詳ならず「日下大戸村造立御宅」の事姓氏錄に見ゆれば、日下の中に大宅大戸二郷ありて
今日根市村歟。

豊浦郷 (一)今豊浦村在郡東、(二)按圖互出雲井、五條、喜里川、諸邑、其故區也、(志)方廢、村存、(三)今
枚岡村大字豊浦出雲井の地にあたる、河内鑑云、枚岡明神の宮寺六坊、豊浦に在り、豊浦をこよはらこ云ひなら
はす。

額田郷 沼加多(一)今額田村在豊浦北、(二)按圖互植付、今米、吉田諸邑、爲古郷域、(志)方廢村存、
(三)今枚岡村大字額田存す、是なり。

大戸郷 (一)今神社、芝二村、在額田北、稱大枝、枝戸一聲相通、(二)河内志云、大戸方廢、呼芝、神並二村、
曰大枝莊、是其地也、(志)方廢、存神並芝二村、(三)今日根市村、大戸村なり。

讚良郡 佐良良、欽明紀二十三年七月條、更荒郡、持統紀八年六月條、更荒郡、天平十九年法隆寺資財帳更浦郡、西

大寺資財帳、江家次第、更占郡、靈異記更荒郡、承和十二年紀讚良郡。(一)下、(二)讚良修沙羅羅也、即三韓之
一部落、是其歸化人所居、因名。(三)本茨田の分郡にして、姓氏錄茨田宿禰、彦八井耳命之後、男野現占宿禰仁德
天皇御代、造茨田堤、と見ゆ。現占即讚良にして男野は今甲可村大字南野なり。

山家郷 (一)今稱寺川野崎二村曰山家郷、又南條、(二)河内志云、寺川、野崎二村、舊名南條、又呼山家莊、
按圖互中垣内、龍間、深野、三箇、御供田諸邑、蓋其域也、(志)已廢、存寺川野崎二村、(三)此郷今詳なら
ず、石井郷と同じく四條村の中なるべし。

甲可郷 (一)今甲可南村、在山家北、(二)河内志云、甲可方廢、甲可南村存、按南村今稱南野村、亘北條、刈
屋、菰屋、河北、掘溝諸邑、其故區也、(志)方廢、甲可南村存、(三)今甲可村の中野南野清瀧逢坂などにあ
る、東に山嶺を踰ゆれば田原村に至るべし、山中に逢坂室池等あり。

枚岡郷 比良乎加 (一)今不詳、(二)河内志云、枚岡未審今之何地、按圖郡東有逢坂、田原、下田原、諸邑、
或此地也、(志)廢、(三)今甲可村大字岡山砂村宮山及水村の燈油打上等の地なるべし、樟葉父野星田より
中河内への通路にあたる、(四)風土記平岡郷土地中農民用不少有神號平岡明神所祭兒屋命也。

高宮郷 (一)今高宮村在甲可北、(二)蓋亘小路、水田、諸邑、其故地也、(志)方廢、村存、(三)今豊野村大字
高宮小路駒池等の地にあたる、延喜式大社高宮此に在り、(四)河内鑑高宮村放生寺十一面手立像。

石井郷 (一)今不詳、(二)河内志云、石井未審今之何地、按圖天田郡有石津村、與本郡相接、不知相涉

否、(志)廢。

(三)此郷今詳ならず、山家郷と同じく四條村の中なるべし。

茨田郡

萬牟多、初見宣化紀元年五月條茨田郡、延暦三年閏九月紀茨田郡、(一)中、古事記傳云、茨は字婆良牟波良と、そ云へ萬牟と云はや、後の訛なるべし。

幡多郷

(一)今有秦太秦二村、屬讚良郡、(二)殘篇風土記作吐田郷、河内志云、幡多未嘗今之何地、按圖讚良郡有秦太秦二村、與本郡接、蓋其地也、(志)廢、(三)今豊野村大字太秦、秦、國松及水本村是なり、友呂岐村の東南に接し、寢屋川は本郷より發源す、(四)節用集吐田と書てハンタと訓るは、こなるべし。風土記吐田土地上農民用繁多餘種少而穀富公穀百三丸假粟五十一丸。

佐太郷

(一)今佐太村在郡西、(二)河内志、一番村、舊名佐太、亘二番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、北十番、南十番、諸邑、稱大庭莊、是其地也、(志)方廢村存、(三)今踐詫村是なり。

三井郷

(一)今三井村在郡北、(二)河内志三井郷廢、三井村存、(志)方廢村存、(三)今友呂岐村是なり、大字三井存す、本郷は茨田郡家の地なるべし、大字郡の名あり。

池田郷

(一)今池田村在佐太東北、(二)按圖亘池田下、池田川、大利、點野、仁和寺、對馬江、葛原、高柳、神田黒原、諸邑、稱九個莊、是其域也、(志)方廢村存、(三)今九個莊村是なり、大字池田存す、友呂岐村の南にして庭窪村の東なり、溝澁は分れて門真川寢屋川に入る、茨田池の潤れて野田と化せるならん、遺形稍辨すべし。

茨田郷

(一)今池田東平池村有茨田池、即其遺名、(二)平池村有茨田池、是其遺名、按圖亘平池、田井、郡、太間、木屋、諸邑、稱額呂木莊、其故區也、(志)已廢存平池村、(三)此郷詳ならず、今大和田村四宮村にあたる歟。中世島頭莊と稱し大和田村大字野口に堤根神社あり。

伊香郷

以加加 (一)今伊加賀村、在郡北、(二)河内志云、伊香郷廢、伊加賀村存、按圖亘枚方、三矢、出口、走谷、中振、諸邑、其故區也、(志)方廢村存、(三)今枚方町の大字伊加賀泥町の地にあたる、一櫛突出、淀川の衝に抵り水勢屈折す、故に伊加賀崎の名あり、(四)風土記伊加々崎多出良材備竹怪石、土地下農民用不多、公穀七十丸、假粟三十九丸。

大窪郷

於保久保 (一)郷名尙存、屬村五、在佐太南、(二)河内志云、亘桑才、東村、西村、北村、藤田、梶、金田、七邑、稱大窪郷、即其地也、(三)今庭窪村なるべし、中世には大庭莊又佐太莊と稱せり、九個莊村の西南に接し、淀川に瀕す。

高瀬郷

(一)今稱小高瀬莊、領諸口横堤等六村、在郡西南、(二)河内志云、小高瀬莊、領諸口、徳庵濱、横堤、世木、馬場、大杖、七邑、是其域也、(志)今曰小高瀬莊、(三)今守口町三郷村にあたる、西は攝州東生郡と郊野を分つ、淀川此に至り南に折れ又西に屈す、(四)風土記土地中上農民用繁多公穀二百一丸假粟九十九丸。

交野郡

加多乃、初見和銅四年正月紀交野郡、(一)下。國郡考云、交野郡は茨田の分地なるべし。和名抄交野郡三宅郷は古の茨田屯倉なれば也。

二宅郷 (一)按有_二小倉村、與_二茨田郡_一相接、蓋古茨田屯倉也、(二)弼按今有_二小倉村、蓋御倉之轉、其地與_二茨田郡_一相接、仁德紀所謂茨田屯倉是也、依圖推_二之巨_一渚、禁野、磯島諸邑、其故區也、(志)廢、(三)今交野村磐船村星田村原村等なり。此地即日本書紀仁德卷又宣化卷に茨田屯倉とある者とす。交野村大字郡津は郡家の地なるべし。大字倉治は倉地の謂歟。

田宮郷 (一)今宮村、在_二郡西_一、(二)河内志云、田宮方廢、田宮村存、按圖巨_二山_一上、村野、春日、倉治、野村、津田諸邑、其鄉域也、(志)方廢村存、(三)今川越村大字田宮存す、山田村の南にして天之川を挾み數部落あり。

園田郷 (一)今不詳、(二)弼謂、園疑_二星_一字之譌、殘篇風土記有_二星田郷_一、今星田村存、伊勢物語所云天川經_二此入_一淀川、巨_二私市_一、森、傍示、茄子作、寺村、廢屋、諸邑、蓋其地也、(志)廢、(三)今園田の名なし、津田村水室村菅原村等にあたる者のこゝし。穂谷川舟橋川の上游なり、東に甘南備山雙ゆ、田邊(綴喜郡新莊)と領を以て相界す。

岡本郷 (一)今不詳、(二)按石清水宮保元元年文書有_二河内國養父莊_一、按圖巨_二養父_一、招提、諸邑、或其域也、(志)廢、(三)今枚方町の中大字岡、大字三矢是なり、中世には眞木と稱したる地にて、交野遊獵場に屬したり、南は鷹塚の岡陵を負ひ淀川北より來り之を衝き西に折る、地域狭し、雖水に傍ひ利する所あり。

山田郷 (一)今宮東北田口村有_二山田池_一、即其遺名、(二)今田口村有_二山田池_一、廣七百餘畝、是其遺名、按圖巨_二片鉢_一、甲斐田、中宮、長尾、尊延寺、藤坂、諸邑、其故區也、(志)已廢存_二田口村_一、(三)今山田村存す、山田池

は大字田口に屬す、山田郷は山田村招提村牧野村にあたる。(四)東鑑建久元年八月河内國山田郷。葛葉郷 久須波 (一)今楠葉村在_二郡北_一、(二)河内志云、葛葉郷廢、楠葉村存、按圖巨_二船橋_一、上島、諸邑、其故區也、(志)方廢村存、(三)今樟葉村是なり、山城八幡町橋本の水驛と相接す、古は此 江亭にして對岸山崎と相比したり、又繼體天皇此地に踐詐したまへり、(四)風土記樟葉郷出_二松柏_一、竹良材、柴薪等、土地中農民用不少、公穀百三十九假粟七千二丸。

(二)なほ交野郷を補ふ。

若江郡 和加江、初見養老四年六月紀若江郡、(一)下 (三)本來若江澁川一境を成し、凡川内國に屬し、又三野縣あり。國郡設置の時若江澁川二郡に分れたりと雖、延喜式澁川神社御野神社を若江郡に列せしめ、和名抄巨麻郡を若江郡に隸せしむる等混亂あり。

弓削郷 由介 (一)今東弓削村、與_二志紀郡西弓削村_一相接、(二)河内志云、弓削方廢弓削村存、(志)方廢村存、(三)弓削は若江志紀に渉る地名なれど、此なる弓削郷は今八尾村なり。

刑部郷 (一)今刑部村、在_二弓削東北_一、(二)按圖巨_二山本_一、中田、柏、小坂台、今井、成法寺、木戸、八尾、諸邑、爲_二古郷域_一、(志)方廢村存、(三)曙川村にあたる、大字刑部あり、此郷古は物部氏の本居弓削と一郷なり。弓削宮址本郷にあり。

新治郷 (一)今不詳、(二)天平神護元年紀、十月甲申、至_二日根郡深日行宮_一、乙酉、至_二同郡新治行宮_一、内山氏曰、

同郡恐若江郡之譌、新治郷即是、據圖測之、日根郡與本郡相距十里強、未審當否、河内志云、新治未審今之何地、今按郡有荒本村、疑荒木本郷之轉、巨中野、本莊、箕輪、諸邑、其故區也、(志)廢、(三)今詳なられど玉川村などにあたるか若江村の北にして玉串川の兩岸に渉る。

巨麻郷 (一)今判部北下若江村有藥師寺、一名巨麻堂、即郷名遺、(二)河内志云、巨麻方廢、小若江村有藥師寺、一名巨麻堂、是名之遺也、按圖巨近江堂、友井、佐堂、穴太、諸邑、爲其故地、(志)已廢、存若江村、(三)河内志に據れば巨麻莊の名は久寶寺村に遺り、延喜式澁川郡許麻神社同所に在れば、和名抄若江郡に録せしめたるは謬れり、地形亦澁川に入るべし。

川保郷 高山寺本川保郷 (一)俣本書作保誤、據高山寺本訂、今川保村、在郡西北、(二)按圖巨川保、稻田、橋本、森河内、西隈、長田、高井田、諸邑、其古區也、(志)方廢村存、(三)今楠根村意岐部村にあたる。楠根大字川保は玉串川長瀬川の會流に在り、古は、草香江の水亦之に合せり。

錦部郷 (一)今西郡村、在巨麻南、舊名錦部、(二)按圖巨、萱振、南萱振、中野、諸邑、其故地也、(志)方廢、村存、(三)今西郡村及若江村なり、(四)河内々所、錦部村人丸舊跡稱音寺。

餘戸郷 (志)廢、(一)今不詳、(二)河内志云、餘戸未審今之何地、按圖巨新莊、加納、鴻池、灰塚、中村、三島、諸邑、或其域也、(三)和名抄錦部郷の次に列せしめたり、蓋其餘戸にして今彌刀村小坂村などにあたる歟。西郡村の西なり。

(二)なほ若江郷を補ふ。

澁川郡 之不加波、初見持統紀三年七月條澁川郡、(一)下、(三)本若江と一境にして凡川内に屬したる者に似たり。

竹淵郷 多加不知 (一)今竹淵村、在郡西南、(二)按圖巨竹淵、井、鞍作、南鞍作、新家、諸邑、其故區也、(志)方廢村存、(三)今龍華村大字竹淵龜井太子堂等なるべし、跡部郷の分地なり。

邑智郷 (一)今大地村、在郡西、舊名邑智、(二)河内志云、邑智郷廢、大地村存、按圖巨大地、乾、四條、伊賀、个、矢柄、足代、田島、衣摺、諸邑、其故區也、(志)方廢村存、(三)今巽村長瀬村にあたる、巽村大字大地あり。

餘戸郷 (一)今東西出戸村、在竹淵南、即其遺名、(二)河内志云、餘戸方廢、丹北郡有出戸村、疑此、按圖巨出戸、六反、長原、諸邑、其故區也、(志)已廢、有出戸村、亦屬丹北郡、(三)和名抄、邑智郷の次に列す、邑智の餘戸にて今布施村高井田村及び攝州東成郡小路村等ならん。

跡部郷 阿止倍 (一)今竹淵東龜井村屬邑有跡部、(二)按圖巨東龜井、西龜井、久寶寺、諸邑、其郷域也、(志)已廢、存龜井村、(三)今龍華村大字植松澁川の邊を云ふ。

賀美郷 (一)今郡西南正覺寺村有遺名、(二)河内志云、賀美郷廢、正覺寺村存、(志)已廢、存正覺寺村、(三)今久寶寺村の西に加美村立つ、此なるべし、邑智上郷の謂歟。

(一)なほ澁川郷を補ふ。

志紀郡 之岐、初見和六年六月紀志紀郡。志貴縣の故地也。(一)中、(二)法隆寺資財帳作志貴郡、大同類聚方作之貴、字拾遺作信貴。本居氏曰、師木即磯城也、本大和地名、是其縣主采邑、故移其名。(三)此の志紀は大和磯城と同名なれど、異流の郡邑なり、三代實錄にも其證あり。志紀郡古名惠我とも云ふ。

長野郷 (一)今郡東南國府村有惠我長野北陵、即其地、(二)殘篇風土記有長野郷草臥里、草恐、藻字、譌按圖亘澤田、道明寺、古室及古市郡、譽田、丹南郡、岡、葛井寺諸邑、蓋其域也、(志)已廢、存澤田村、如譽田野中、式屬本郡、今爲隣郡、(三)今長野村是なり、(長野の西なる中河内郡惠我村も本郷の隸地なりけん)古は惠我長野の名あり、廣く志紀郡の域に被れり、仲哀天皇長野山陵此地に置かれしより其名著れ、以東にまで及ぼせるならん。(四)風土記土地中農民用不_レ少、公穀百五十丸、假粟七十丸、長野山出_二赤梧白桐楠松檉椿蕨蕨蜀椒薯蕷白敷百部根連翹苦參女青猪鹿兔狐熊狸等_一。

拜志郷 (一)今林村、在國府村西、(二)河内志云、拜志方廢、林村存、據圖考之、亘大井、北條、船橋諸邑、其故區也、(志)方廢村存、(三)今澤田村なり、大字林存す、道明寺村の西に接し、惠我長野北陵の畔なり、林氏は數流あり。

志紀郷 (一)今國府村有志貴縣主社、即其地、(二)彌謂、國府村有志貴縣主神社、即其遺名、按圖亘安宿郡玉手、片山諸邑、其故地也、(志)廢、(三)今長吉村三木本村なるべし、長吉に延喜式志紀長吉神社あり。

田井郷 (一)今田井中村、在拜志西北 (二)河内志云、田井郷廢、田井中村存、(志)方廢村存、(三)今志紀村柏原村なるべし、志紀村大字田井存す、田井の東大字弓削に延喜式弓削神社二座中に一あり、物部氏の氏神布都靈を祭る。

井於郷 井乃倍、高山寺本爲乃倍 (一)今田井西北老原村有遺名、老舊作家、(二)河内志云、井於郷廢、有老原村、舊名家原家、即井於之轉、亘東老原、南老原諸邑、其故區也、(志)已廢存老原村、(三)今道明寺村大字大井國府等なり、井於は田井の上郷の謂ならん。(四)於をうへとよむは義訓なり。

邑智郷 (一)今井於西木本村有遺名、(二)河内志云、邑智方廢、木本村存、蓋亘南木本、北木本、大田、小山諸邑、其疆域也、(志)已廢存木本村、(三)此郷詳ならず、今太田村などにあたる歟、和名抄澁川郡にも邑智郷を載すれど、地勢稍懸隔す、太田村は大和川の北岸に在り、柏原驛の西とす。(四)澁川郡の一郷にて二郡にわかれたるか。

新家郷 (一)今新家村、屬丹北郡、(二)河内志云、新家方廢、新家村存、今屬丹北郡、按圖亘若林、津堂、小川、大堀、川邊諸邑、其郷域也、(志)方廢村存、今屬丹北郡、(三)今詳ならず、小山村などにあたる歟。

土師郷 (一)今郡東南道明寺村有土師寺、(二)河内志、道明尼寺、一名土師寺、在道明寺村、是其地也、(志)已廢、存道明寺村、(三)今道明寺村大字道明寺是なり。(四)風土記土師郷多出胡麻、土地中農民用不_レ少、公穀百貳丸、假粟六十丸、是土師氏之遠祖所_レ出之地也。

丹比郡

太知比、爲丹南、爲丹北、初見文武紀四年三月條丹比郡、(一)上、(二)日本靈異記作丹治比郡、拾

芥抄無三比字、伊呂波字類抄爲三丹北丹南八上三郡、(三)後世丹北丹南八上の三郡に分れ、郡名廢するや久し。八上は丹北より分れし者の如し。

依羅郷 與佐美 (一)遺名存三池内村、屬三丹北郡、(二)河内名所鑑、池内池、在三池内村、屬三丹比郡、廣三百畝、傳言、推古十五年作三依網池是也、按稱三池内、堀、向井、高木、清水、更池、東代、七色、呼三布忍莊、蓋其域也、(志)廢、(三)今天美村是也、攝津住吉郡大依羅の分郷なり。(四)風土記依羅郷多出三木綿麻、土地中農民用不少、公穀八十丸、假粟四十丸。

黒山郷 (一)今黒山村、在依羅南、屬三丹南郡、(二)河内志云、黒山方廢、黒山村存、屬三丹南郡、按圖亘三大保、大井、阿彌諸邑其故區也、(志)廢、村存、(三)今黒山村存す、河内鑑云、天武天皇御廟黒山に在り、薬師堂ははらみの薬師云、

野中郷 乃奈加 (一)今野中村、屬三丹南郡、(二)河内志云、野中方廢、野中村存、隸三丹南郡、按圖亘三野中、野上、岡諸邑其故區也、(志)廢、村存、(三)丹比野の中郷の義なるべし、惠我長野の諸陵は其東北に散在す、今埴生村是なり、(四)河内志野中寺在丹南郡野上村、靈異記野中堂。

丹上郷 (一)今丹上村、在黒山北、屬三丹南郡、(二)河内志、丹上郷廢、丹上村存、隸三丹南郡、按圖亘三多治井、丹上、丹南、郡戸、野村、及丹北郡植田、新堂、立部諸邑其故區也、(志)廢、村存、(三)丹比村丹南村是なり、丹南に大字丹上存す、丹比の上郷の謂なり、丹比に大字郡戸あり、古の郡家なるべし。

三宅郷 三也介 (一)今三宅村、在依羅東、屬三丹北郡、(二)河内志云、廢三宅寺、在三丹北郡三宅村、今存、觀音堂一字、按圖亘三宅、別所、城連寺、芝、油上、我堂、高木諸邑其故區也、(志)方廢、村存、(三)今三宅村存す、松原村の北にして新大和川の南なり、三宅村の東に惠我村あり古三宅の屬地にや、又志紀郡長野郷の隸附にや詳ならず。(四)河内鑑三宅村十一面觀音。

八下郷 波知介 (一)遺名有石原村、今稱三八上郡、領三十三村、按古置三八上八下二郷也、(二)河内志云、八下方廢、今八上郡有石原村、按圖亘三石原、小寺、菩提、西大饗、東大饗、野尻諸邑其故區也、(三)今金岡村南八下村北八下村の三を爲る按に此地は八戸氏の下邑なりければ八下の名あり。(四)玆に八下を書たるもふるくはやたへこよみたりけんを後に文字音をもて、はちけこよみたるなるべし。下の字戸に紛ひたるにもやあらん。

田邑郷 多無良 (一)今太井村有遺名、屬三丹南郡、(二)河内志云、田邑郷廢、今丹南郡有太井村、(志)已廢、存三太井村、(三)今布忍村松原村なるべし、三宅村の西南に接す、松原村に大字田井莊あり、古の依羅屯倉の田部の邑ならん。

菅生郷 須加不 (一)今菅生村在三丹上東南、屬三丹南郡、(二)河内名所鑑菅生天神社、在三丹南郡菅生村、按圖亘三平尾、小平尾、東野、南野田、北野田諸邑其故區也、(志)廢、村存、(三)今平尾村を云ふ、大字菅生存す、(四)河内鑑丹南郡菅生天神。

丹下郷 (一)今西丹下村、在三丹上東北、屬三丹南郡、(二)河内志云、丹下方廢、有丹下村、屬三丹南郡、蓋亘三宮村、

西川、向野、南島泉、及丹北郡島泉、一津屋、西大塚、東大塚諸邑、其故地也、(志)廢、村存、(三)今鷺村なり、大字丹下存す、高鷺原御陵本郷に在り。

土師郷 (一)今土師山村、在三宅東、屬丹北郡、(二)河内志云、土師方廢、丹北郡有土師山村、(志)方廢村存、(三)今日置莊村なるべし、和泉國土師郷に接するを以て推斷すべし。(四)河内雖ほじ山檀山也、今按土師山の轉歟。

狹山郷 佐也萬 (一)今狹山村、在菅生西南、屬丹南郡、(二)河内志云、狹山郷廢、狹山村存、屬丹南郡、接圖狹山池、周凡一里、有半田、池尻、今熊、岩室、山木諸邑環之是其域也、(志)廢、村存 (三)今狹山村野田村なり、狹山は崇神天皇の時埴田水少きを以て池溝を開きたまへる地なり、(四)風土記佐山郷土地に農民用繁多公穀二百一丸、假粟百丸佐山出三松竹椎檜禽獸、多出奇石奇菓、(一)なほ餘戸、八上、槻本の三郷を補ふ。

第四節 和名抄不載の郷

錦部郡

高向郷 後宇多院御領目録、河内國高向莊、延政門院領、天野金剛寺建久元年廳宣 (二)東限高向郷、今有高向村、巨小鹽、片添、三日市、上田、喜多、河合寺、上原、西代、長野、古野、小山田諸邑、其郷域也。

錦部郷 觀心寺資財帳錦部郷高向村 (二)按圖巨錦部、甲田、新家、伏山、二十山、板持、彼方、伏見堂、横山、向野、嬉、辻、市村諸邑、蓋其地也。

新居郷 新家村。 ○板持郷 板持村。 ○加賀田郷 加賀田村。 ○山田郷 小山田村。

石川郡

磯長郷 (二)殘篇風土記有磯長郷、古爲一郷可知矣、按圖巨山田、春日、太子、葉室、東山、畑、平石、寺田、加納、持尾、弘川諸邑、其郷域也。

石川郷 石川庄を見よ。 ○山田郷 山田村。 ○赤坂郷 赤坂村。 ○大伴郷 大伴村。
○千早郷 千早村。 ○甘南備郷 東條村甘南備。

古市郡

壺井郷 壺井庄を見よ。
下新居郷 天平十五年西琳寺僧寶帳。 新居郷に同じ。

河内郡

御野郷 三野郷村

讚良郡

第四節 和名抄不載の郷

菟渟郷 殘篇風土記、菟渟郷 (二)河内志、大正寺一名讚良寺、在河山村、據持統帝御名、鷗野與讚良同一地、巨清瀧、砂、中野諸邑、其故區也。

茨田郡

秦郷(吐田郷) 小松寺久安元年、官符河内國秦郷、保延三年奉加帳、秦郷、下司清原重成、殘篇風土記吐田郷。(二)

河内志云、幡多末、審今之何地、按圖讚良郡有秦大秦二村、與木郡接、蓋其地也。幡多郷を見よ。

大利郷 小松寺縁起、大利村。

仁和寺郷 小松寺縁起、仁和寺村。

點野郷 關白道家處分記、點野村。

葛原郷 小松寺縁起、葛原村。

伊賀香郷 小松寺久安元年太政官符、河内國伊賀香郷。伊香郷に同じ。

上大窪郷 下大窪郷 小松寺久安元年官符。大窪郷に同じ。

交野郡

星田郷 殘篇風土記星田郷、園田郷を見よ。星田村。

郷 牧野村

○波瀲郷 渚村

○南條郷

○津田郷 津田村。

○牧野

寺村郷 小松寺縁起。寺村。

私市郷 小松寺縁起。私市村。

茄子作郷 小松寺縁起、茄子作村。

中宮郷 興福寺官務帳、中宮郷、中宮村。

芝村郷 (二)興福寺官務帳、尊延寺、在交野郡芝村郷、天平三年宣教大師建、今在尊延寺村、

楠葉郷 小松寺保延三年奉加帳、楠葉郷、住人道斯、葛葉郷に同じ。

交野郷 殘篇風土記交野郷、小松寺保延三年奉加帳 (二)交野郷領家代蓮覺、神名式交野郡片野神社、今在坂村、按圖巨坂、宇山、下鳥諸邑、其郷域也、

若江郷

六郷 今東六郷西六郷の二村あり。

東郷 東郷村。

西郷 西郷村。

○由義郷 弓削村。

若江郷 殘篇風土記、若江郡若江郷、石清水官保元元年文書河内國若江莊、若江莊を見よ。

澁川郡

澁川郷 (二)按圖巨坂澁川植松二村、其故地也。

志紀郡

第四節 和名抄不載の郷

玉田郷 殘篇風土記、玉手村。 ○大井郷 大井村。

丹比郡 (丹北、丹南、八上三郡)

野遠郷(八上郡) 梅津長福寺寛喜二年文書、八上郡野遠郷萩原里、康應二年文書、八上郡田井莊野遠郷。野遠村。
金田郷(八上郡) (三)今金岡村改む、相傳ふ金田の土地神金岡社は巨勢金岡を祭る、近年金田長曾根の二村を併せ金岡の稱を立つ、南山巡狩録、和田氏古文書、和田藏人助氏申、河内國金田郷惣判官代職並長曾根郷郡司職等事爲助氏重代相傳本領之條關東六波羅御下知讓狀以下證文分明之上者本職無相違之由目代所令注進也然早任先度國宣岸和田助氏領掌仍下知如件大平八年七月十九日左衛門少尉押、

餘戶郷 (丹南郡)天平十五年西琳寺僧寶帳、丹比郡餘戶郷餘戶里。(二)按、圖丹南郡有南餘部北餘部二村、巨原寺、丈六、高松、草尾、關諸邑、蓋其地也。

八上郷(八上郡) (二)和名抄無、今補、按、涉八下、致脫簡者、是分八戶爲二郷也、宜讀云、夜倍乃加美、按圖巨長曾根、花田、中村、河合、金田、野遠諸邑、其故區也。伊呂波字類抄、載八上郡、訓云、夜加美、失古意矣。元祿御帳、享保郡名附同、梅津長福寺寛喜二年文書八上郡野遠郷萩原里、康應二年文書八上郡田井莊野遠郷、私建爲郡亦久矣。

佐山郷(丹南郡) 殘篇風土記佐山郷、狹山郷に同じ。 ○油上郷(丹北郡) 油上村。

○長吉郷(丹比

郡)長吉村。

馬伏郷 永享二年奉書案、馬伏郷。

第五節 莊 保

錦部郡

高向莊 後字多院御領目錄、河内國高向庄、高向庄を見よ。

西條莊 彼方村。

甲斐庄 石清水延久四年九月五日文書 (三)餘戶郷を見よ。中世には甲斐莊と稱す、峽間の謂ならん。又甲斐莊安満見の名は楠木合戦注文に出づ。

伏見庄 石清水延久四年九月五日文書、河内國漆箇所、壹所字甲斐、伏見庄。錦部郡。

板持名 金峯神社文書(建武元年二月) 板持村。

石川郡

東條莊 西琳寺弘安四年太政官符。後東條郡の稱あり、佐備郷の地也。

東山莊 金峯神社建武元年二月文書、東山村。

加納莊 同上。加納村。

紺口莊 當宮緣事抄石清水八幡宮寺領(保元三年)河内國紺口莊紺口郷を見よ。

中村莊 同上、河内國中村庄。小松寺縁起。佐備郷中村。

岐子莊 西琳寺弘安四年太政官符。石川郡喜志村か。(三)高屋の別名歟。

一志賀莊 後宇多院御領目録。一志賀莊、弘誓院領。(二)一須賀村、

壺井莊 西大寺田園目録。壺井村。

東坂庄 集古文書、觀心寺藏後白河院繪旨、河内國錦部郡觀心寺山内、並石川郡東坂庄、任承知縁起之旨、不可有_レ知行相違_二者、天氣如此、悉_レ之以_レ狀、保元二年二月十三日、

大縣郡

大方莊 西琳寺應永五年文書大方莊、(二)今有大縣村、_亘平野山井、_二村、蓋其地也、

高安郡

三宅莊 殘篇風土記、三宅郷を見よ。

坂本莊 殘篇風土記、坂本郷を見よ。

玉祖莊 殘篇風土記、玉祖郷を見よ。

古市郡

高安莊 後宇多院御領目録河内國高安莊、磯長御廟領、(二)河内志云教興寺、一名高安寺、在高安山下、祀典所秩天照大神、高座神社在、此按、圖亘_三教興寺、郡川服部川諸邑、爲_二其故區、

古市庄 當宮緣事抄、左辨官下、石清水八幡宮寺領、河内國古市庄。

壺井莊 近世石川郡駒谷村大字壺井。

尺度莊 西琳寺弘安四年文書。尺度郷を見よ。

安宿郡

飛鳥莊 西琳寺、弘安四年太政官符。 杜本莊。

讚良郡

讚良莊 明月記正治二年條、河内讚良莊。後宇多院御領目録歡喜光院讚良新莊。

田原莊 東寺安貞二年文書、田原村。

山家莊 野崎尊應寺永正十七年佛像讚良郡山家庄南條村、(二)河内志云、寺川、野崎二村、舊名南條、又呼_二山家莊、山實郷を見よ。

甲可莊 甲可郷を見よ。

茨田郡

大庭莊 朝野群載 (二)河内志、一番村、舊名佐太、巨^ニ二番、三番、四番、五番、六番、七番、八番、北十番、南十番、諸邑、稱^ニ大庭莊、行基年譜有^ニ大庭里、(三)大窪郷、今庭窪村なるべし。中世には大庭莊又佐太莊と稱せり。北十番東十番已上十一村を大庭莊と曰ふ。

池田莊 東寺安貞二年文書河内國池田莊、後宇多院御領目錄同、池田郷を見よ。
佐太莊 大庭莊を見よ。

九個莊 (二)巨^ニ池田下、池田川、大和、點野、仁和寺、對馬江、葛原、高柳、神田、黒原、諸邑、稱^ニ九個莊、(三)今九個莊村是なり。

靱呂伎莊 東寺文書茨田郡靱呂木莊、後宇多院御領目錄六條三位領、(二)按^ニ圖巨^ニ平池、田井、郡、太間、木屋、諸邑、稱^ニ靱呂木莊、(三)友呂岐村。
田井莊 太秦廣隆寺享德二年租稅帳、田井村。

小高瀬莊 集古文書、觀心寺領延元五年二月廿二日後村上天皇繪旨小松寺保延三年奉加帳、小高瀬莊、住人信心(二)河内志云、小高瀬莊、領^ニ諸口、德庵、濱、横堤、世木、馬場、大杖、七邑、(三)今三郷村大字高瀬は昔小高瀬莊と稱し延喜式高瀬神社其世木と云地に在り、高瀬川は此淀川を指す、小高瀬莊は往時觀心寺知行なりしと云。

(名所圖會南木志)

門眞莊 門眞村。 ○八個莊。

守口莊 守口町。 ○稗島莊 稗島村。 ○五個莊 小高瀬、寺方、橋波、守口、稗島の五個を云ふ。

○寺方莊 南北寺方村。 ○大庭莊 大庭諸村。 ○橋波莊 東西橋波村。 ○上莊 上

村。 ○高柳莊 看聞御記、高柳村。

葛原莊 永享奉書案、(二)葛原村、當時爲^ニ北野、神領、

嶋頭莊 今大和田村四宮村にあたり、其四宮に大字嶋頭あり。

交野郡

養父莊 當宮縁事抄石清水八幡極樂寺領(保元三年)河内國養父莊 養父村。

片野莊 交野村。 ○葛葉莊 楠葉村。 ○寺村莊 寺村。 ○私市莊 私部村

田原莊 東寺文書安貞二年河内國田原莊。田原村は磐船村の南にして、山岳四周し、澗水一東北に向て潰決す、即天之川なり。田原莊と云は此なり。

若江郡

八尾莊 八尾村。

第五節 莊 保

加納莊 (三)加納莊は吉水院文書建武元年の者(莊園考所引)に見ゆ、加納今東六郷の大字なり。

弓削莊 太子傳玉林抄弓削莊、法隆寺文書同、弓削郷を見よ。弓削村。

橋島莊 宇多院御領目録、(二)萬葉集有橋島橋寺、河内鑑橋寺廢址、在東弓削村、後宇多院御領目録作橋島莊、橋之爲、樹華實業俱美、故從備木、即皇朝會意字、因謂。

新開莊 東寺建武三年編旨、今按郡有荒本村、亘中野、本莊、箕輪諸邑、新開莊蓋言此地也。

若江莊 當官錄事抄、左辨官下石清水八幡宮寺領(保元三年)河内國若江莊、(二)按圖亘若江、上若江、下江、岩田、西岩田、上小坂、下小坂、諸邑、爲古郷域、

新莊 新莊村。

志紀郡

田井莊 後宇多院御領目録、河内國田井莊安樂壽院領、田井郷を見よ。

大井莊 大井村。 ○弓削莊 弓削村。 ○國府莊 國府村。

新莊 新莊村。 ○譽田莊 古市郡譽田村。

澁川郡

橋 莊 (二)有龍華川、龍華島等名、傍近曰橋莊、橋即龍華之轉呼、(三)河内志云、龍華寺址、在植松村、有龍

華堤、土人稱橋莊。

許麻莊 許麻神社古笥談、(二)久寶寺村(三)河内志に據れば巨麻莊の名は久寶寺村に遺れり。和名抄若江郡に載せしめたるは謬れり。

布施莊 布施村。

長原莊 西琳寺應永元年文書、長原村。

新開莊 (三)長瀬川の西にして楠根村、接す、西北は攝州新開莊なり。

大地莊 石清水延久四年九月五日文書、壹處、字大地庄、澁河郡。當官錄事抄石清水八幡宮寺領(保元三年)

丹比郡

布忍莊(丹北郡) (二)稱池内、堀、向井、高木、清水、更池、東、代七邑、呼布忍莊。(三)布忍は近世布瀬莊と號せしが、今村名と爲る。

田井莊(丹北郡) 山城梅津長福寺德治二年文書、河内、田井莊、黒山郷川邊里、康應二年文書、八上郡田井莊野遠郷、(三)松原村に大字田井莊あり。 ○黒山郷野遠郷を見よ。

松原莊(丹北郡) (二)大森廣隆寺來由記、村上帝捨河内松原莊、充藥師供料、同寺享德元年租稅帳同、檢河内志、稱植田新堂諸村、曰松原莊、即此、(三)松原莊は河内志に録す、今立て村名となる。

高松莊(丹南郡) 後宇多院御領目録、蓮華心院領。高松村。
 菅生莊(丹南郡) 東寺安貞二年文書、菅生莊、菅生郷に同じ。
 日置莊(丹北郡) 今日置莊村あり。
 野田莊(丹南郡) 後宇多院御領目録、河内國野田莊寶樹院領、南野田村北野田村。
 狭山莊(丹南郡) 玉海建久二年條狭山莊狭山郷を見よ。
 高木莊(丹北郡) (三)高木莊は西琳寺古文書應永元年の物に見ゆ。今布忍村の大字也。
 矢田庄(丹北郡) 石清水延久四年九月五日文書、壹處 字矢田庄、丹比郡。
 河原莊(丹南郡) 丹比村大字河原城の地也。 ○羽咋莊(丹北郡) ○別莊(丹北郡) 別所村。
 富田莊(丹北郡) 富田村。

河内郡

玉串莊 (二)亘吉田、池島、上島、市場、福萬寺、諸邑、稱玉串莊、(三)玉串の名は玉串明神より出たるならん、
 莊圖考所引正安四年文書玉柳莊あり。
 六郷莊 若江郡の郷を見よ。
 大枝莊 (二)大戸郷、後呼大枝莊、枝戸同韻、河内志云、大戸方廢、呼芝、神並二村、曰大枝莊、是其地也、

所在未詳

神並莊 常宮緣事抄、石清水八幡宮寺領(保元三年)神並村。
 走井莊 東鑑壽永三年四月六日、池大納言沙汰、走井庄河内。
 厚見莊 東寺嘉元二年辨官符厚見莊、吉田社領。
 大和田莊 嘉暦元年繪旨、大和田莊最勝光院領。
 新開莊 建武三年足利尊氏寄進狀、新開莊、楠正成遺領。
 大石莊 後宇多院御領目録、大石莊、帥典侍分。
 大富莊 同書大富莊淨金剛院領。
 内田莊 同書内田莊眞如院領。
 稻富莊 同書稻富莊、河田莊御廳分。
 河田莊 同上。
 荒馬莊 天台座士記。
 羽咋莊 榮山寺元中元年文書。
 今富庄 常宮緣事抄、石清水八幡宮寺領(保元三年)河内國今富庄。

窪庄 寺島庄 長曾根庄 大西庄 柘榴庄 内山庄 高井田小庄 近末名 當宮縁事抄。

第六節 宿 驛

(一)大日本史國郡志 (二)日本地理志料

(三)大日本地名辭書

延喜式 兵部 二十八 諸國驛傳馬

河内國驛馬

(交野郡)楠葉七疋 和銅四年正月紀河内國交野郡楠葉驛。葛葉郷を見よ。

(未詳)槻本七疋。(一)按兵部省式、河内國槻本驛馬七匹、文明本作「槻木、必有二誤、攝津又有二槻本郷、未詳」

屬今之何郡、姑附此以待博雅考定、

(大縣郡)津積七疋、津積郷を見よ。

(高安郡)宮池驛 天平十七年九月紀、癸酉、詣難波宮、己卯、車駕還平城、是夕宿宮池驛、庚辰、至平城宮、三

宅郷に同じきか云ふ。

第七節 御 牧

楠葉牧、關白宣下部類、河内國楠葉牧、右馬寮式國飼御馬、河内國六匹、葛葉郷を見よ。

第二章 沿 革

第一節 酋長時代（橿原朝以前）

當時代の此國の状態については殆んど知るによしなないが、想像を逞くすれば神武帝東征以前に於ける大和と同様多くの地祇族が割據して居たと思はれるのである。彼の孝元紀に見ゆる青玉繫若くは天孫本紀に載する日下部馬津の如き、何れもその後裔であらう。其後出雲大國主を中心とする出雲神族は國を皇孫に譲り奉り、大和に遷つて三輪山に本據を構へ威を近畿地方に奮つた。恐らくは當國にもその勢力が及んだ事と思ふ。その後又物部氏族の入國となり、次いで神武天皇の東征となるのである。三輪氏族、三輪氏が此國に入つたについては何等の傳もないが、恐く此時代の事であらう。古事記崇神段此氏なる意富多々泥古を河内の美努村の人として居る、此氏族なる一根據地であつた事がわかるでないか。崇神紀には茅渟縣陶邑の人とあるが今和泉國これは意富多々泥古の外威陶津耳（また武茅渟）のあつた地であるからその地にも居たかも知れぬ。（美努は茅渟の誤かとも云ふ。）

古事記崇神段 此天皇之御世、疫病多起、人民死爲_レ盡爾、天皇愁歎而坐_三神林_二之夜、大物主大神、顯_レ於_三御夢_二曰、

是者我之御心、故以_二意富多々泥古_一而、令_レ祭_三我御前_一者、神氣不起、國安平、是以驛使班_レ于_二四方_一、求_レ謂_二意富多々泥古_一人之時、於_三河内之美努村_一、見_レ得其人_一貢進。

物部氏族 物部氏は天神族の大氏族で神話に據れば、其祖饒速日命が初め河内國河上喙峯に天降り、後大倭國鳥見白庭山に遷つたと云ふ。思ふに天神族の郷里なる九州地方から瀬戸中海を渡り難波を経て此國に入つたのであらう。その年代は舊事紀に據れば天孫降臨の以前と傳へ、神武紀記は饒速日若しくは其子可美真手の代神武帝の御東征に際會したと云ふ。それ等の事情は今日これを明かにする事が出来ないが、神武帝東征當時既に強大なる勢力を有し、且大和北部の豪族長髓彦と姻戚の關係を有して居たものと思はれる。

天孫本紀 天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊（亦名天火明命亦名天照國照彥天火明尊、亦云饒速日命亦名櫛杵命）

天照靈貴太子正哉吾勝勝速日天押穗耳尊高皇產靈尊女萬幡豐秋津師姫櫛千千姬命爲_レ妃誕_二生天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊_一矣。天照太神高皇產靈尊相共所_レ生故、謂_二天孫_一亦稱_二皇孫_一矣。天祖以_二天璽瑞寶十種_一授_二饒速日尊_一沿_二則此尊稟_一天神御祖詔_二乘_二天磐船_一而天_二降坐於河内國河上喙峯_一則遷_二坐於大倭國鳥見白庭山_一天降之儀明_二天神紀_一所謂乘_二天磐船_一而翔_二行於大虛空_一巡_二視是郷_一而天降謂_二虛空見日本國_一是歟、饒速日尊便娶_二長髓彦妹御炊

屋姫爲妃誕生宇麻志麻治命矣。先經姙身而未產之時饒速日尊命婦女云、汝有姙胎若有男子者號味間見命若有女子者號色麻彌命既而所產男子矣因號味間見命矣。饒速日尊既神殞去坐矣而不復上天之時高皇產靈尊詔速瀛神曰、我神御子饒速日尊所使於葦原中國而有疑恠思耶、故汝能降可復白矣、子時速瀛命奉勅降來當見神殞去坐矣、即反上復命云、神御子者既神殞去坐矣、高皇產靈尊以爲哀泣即使速瀛命以命將上於天上處其神屍骸、日七夜七以爲遊樂、哀泣哭於天上、欽竟矣、饒速日尊以夢教於妻御炊屋姬云、汝子如吾形見物、即授天璽瑞寶矣亦天羽羽弓天羽羽矢、復神衣帶手貫三物葬於登美白庭邑、以此爲墓者也。天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊天道日女命爲如天上誕生天香語山命、御炊屋姬爲妃天降誕生宇摩志麻治命、天神本紀 饒速日尊、稟天神御祖詔乘天濤船而天降坐於河內國河上峰峯、則遷坐於大倭國鳥見白庭山、所謂乘天磐船而翔行於大虛空、巡視是神而天降坐矣。

殊に可美眞手 紀記共其父饒速日尊の事とす。が長髓彦を誅し其衆を併せて神武天皇に歸順しまつり、その褒寵を蒙るに及んで一層大なる勢力を得る事となつた。即入つては執政の大官として廟堂に立ち、出でればその配下たる八十伴緒を各地に派遣して、多くの國郡を開拓させた。而してその根據地は當時此國であつたのである。それ等は以下の條々及び氏族の章で詳述しよう。

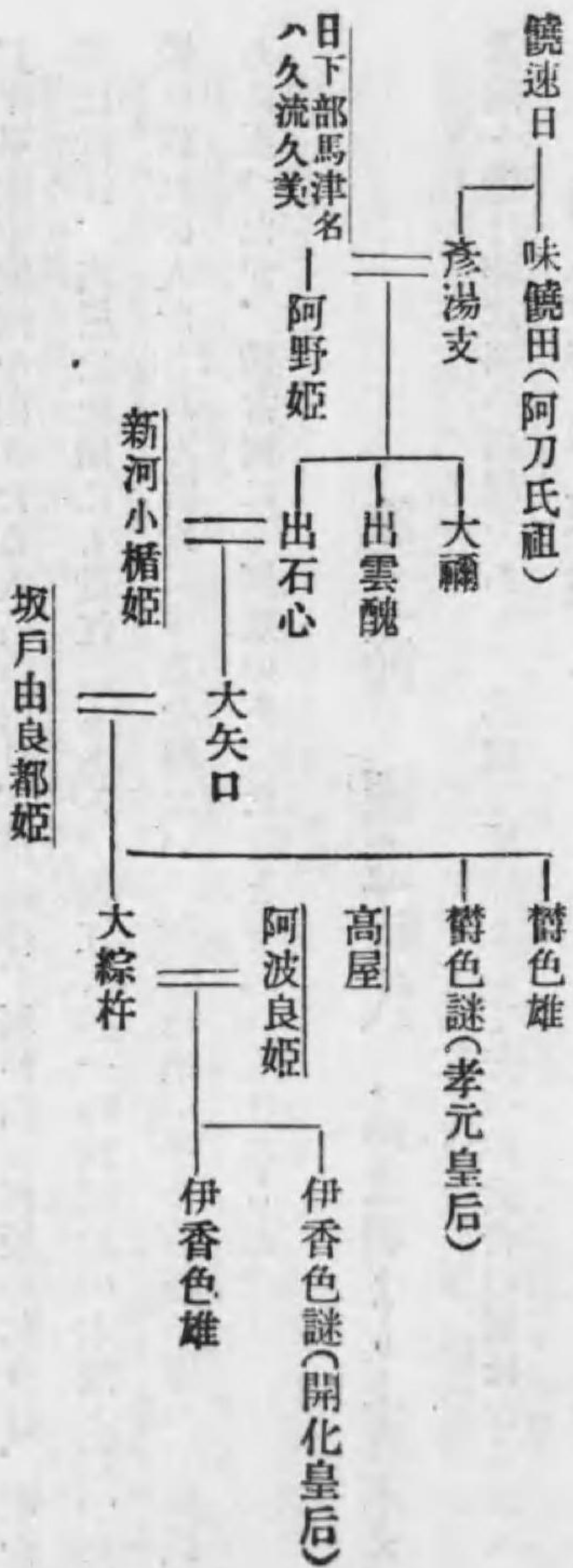
神武紀即位前戊午年 饒速日命本知天神怒黜唯天孫是與、且見夫長髓彦稟性悞恨不可教以天人之際、乃殺

之、帥其衆而歸順焉、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也、

古事記神武段 故爾爾饒速日命、參赴白於天神御子、聞天神御子天降坐、故、追參降來、即獻天津瑞以仕奉也、

故爾饒速日命、娶登美毘古之妹、登美夜毘賣、生子、宇摩志麻理命(此者物部連穗積臣採祖也)

物部諸部の内本據當國なるは古市郡尺度なる坂戸物部、交野郡なる肩野物部、澁河郡阿刀なる阿刀物部等で、此等は當時代に於て既に物部氏に從屬せるものと思はれる。又安宿郡なる物部飛鳥、丹比郡依羅なる物部依羅の如きは後世派出せるものであらう、と考へられるのである。



以上系圖中縦線を引きたる人名の内日下部馬津、坂戸由良都姫の如きは、明かに此國の人である。新河は近江、高屋は此國にも近江にもある。近江も亦一時物部氏の本據となつた國であるから、阿波良姫は孰れの人かこれを詳かにするを得ない。伊香色雄の子十市根に至つて此氏は大和石上を本據とするに至つたが、猶當國にも別業のあつたことを忘れてはならぬ。

第二節 國造時代（神武朝より上古末まで）

當國々造は神武朝の創置である。其處で順序として先づ神武帝の東征から述べよう。

神武帝の東征

神武帝即位前戊午年二月、天皇難波に着し給ひ、三月江を溯つて當國草香邑青雲白肩の津に進み、四月大和龍田に入らんとせられたが、路狭く且嶮しい爲進む事が出来ない。還つて東膽駒山を踰えんとして孔舍衛坂で長髓彦と戦はれたが皇軍利なく、復ひ難波に還り海を航し和泉を経て紀伊に向はれた。

古事記神武段 故從其國一上行之時。經浪速之渡而。泊青雲之白肩津。此時登美能那賀須泥昆古、自登下九 興軍、待向以戰爾取所入御船之楯而、下立故號其地謂楯津。於今者云日下之蓼

津也。於是與登美昆古戰之時、五瀨命、於御手一負登美昆古之痛矢串。故爾詔、吾者爲日神之御子、向日而戰不良。故負賤奴之痛手、自今者、行廻而、背負日以擊、期而、自南方廻幸之時、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也。從其地廻幸、到紀國男之水門、

神武即位前紀 戊午年春二月丁酉朔丁未、皇帥遂東、舳艫相接。方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛也。三月丁卯朔丙子、遡流而上、徑至河內國草香

邑青雲白肩之津、夏四月丙申朔申辰、皇師勒兵步趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還更欲東

踰膽駒山而入中洲、時長髓彦問之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國。則盡起屬兵、徵之於孔舍衛坂、與之會戰、有流矢一中五瀨命脇脛、皇師不能進戰、天皇憂之、乃運神策於冲衿曰、今

我是日神子孫、而向日征虜此逆天道也、不若退還示弱。禮祭神祇。背負日神之威、隨影壓躡。如此則會不血刃、虜必自敗矣。僉曰、然、於是令軍中曰、且停、勿復進、乃引軍還、虜亦不敢逼、却

至草香津、植盾而爲雄詰焉。因改號其津曰盾津、今云蓼津訛也。初孔舍衛之戰、有入隱於大樹而得免難、仍指其樹曰、恩如母、時人因號其地曰母木邑、今云飯悶酒奇訛也、五月丙寅朔癸酉、軍至茅渟山城水門、時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄詰之曰、

云都虛者能多伽 概哉大丈夫、黎多棄伽夜、被傷於虜手、將不報而死耶、時人因號其處曰雄水門、

進到千紀伊國竈山而五瀨命薨于軍、因葬竈山、

凡河内國造と六縣主

凡河内國造 神武天皇大和に入り凶賊を討滅して國內を鎮定し給ふや、樞原の地に都を奠め、國縣に國造縣主を置きその地を治めしめ給うた。此時當國には彦己曾保理命彦己蘇根命を封じて國造とせられた。彦己曾保理は天祖の御子天津彦根命の後裔で凡河内氏族の祖である。その入國の次第は不明であるが、恐くは神武帝東征に従つて畿内に入り、皇族なるが故に特に當國々造に補せられたものであらう。

國造本紀 既而初都樞原即天皇位、勅褒其功能、寄賜國造誅其拒逆者、亦定縣主、即是其緣也、以彦己蘇根命爲凡河内國造、即凡河内忌寸祖。

凡河内國造 樞原朝御世以彦己曾保理命爲凡河内國造。

古事記神代 天津日子根命者、凡川内國造云々等之祖也。

三野縣主 三野縣又御野、美濃、美努など記す。河内郡英多郷地方より若江、澁川等の諸郡を包含して居たのであらう。此縣主は神魂神四世孫天川田奈命天湯河桁命の後裔であつて河内郡英多郷（今の三野郷村英田村）に居つて此縣を治めて居たと思ふ。神名式に載する御野縣主神社は此縣主の氏神で、

大縣郡天湯川田神社は縣主の祖天川田奈即湯河桁を祀り、同郡宿奈川田神社は同じく此氏の祖なる天少彦を祭つたものと思はれる。

神皇產靈尊一角凝魂—天少彦根—天湯河桁（天川田奈）

此縣主の領土は河内ばかりでなく難波の地にもあつた、之れは清寧即位前紀に河内三野縣主小根以難波來目邑大井戸田十町、送於大連とあるのであらう。そして承和十二年九月紀に筑前國宗形郡人權主工從八位上難波部主足、改本姓賜美努宿禰、貫河内國若江郡と見えるので此縣主の一族が難波部として難波官家に仕へて居た事がわかる。

大縣主 大縣は大縣郡を中心とする地方で高安宿二郡にも及んで居たのであらう。此縣主は當國々造と同族であるから國造即大縣主の觀があるが、大縣主なる氏と凡河内直なる者とが後世に至る迄別々になつて居るから、同祖別氏と見た方がよい。

姓氏錄河内神別 大縣主 同祖（天津彦根命之後也）

志紀縣主 志紀また志幾、志貴など記す。其の塩城志紀より丹比にも及びしか、和名抄志紀郡志紀郷は此縣々主の治所のあつた地で式内志貴御縣神社、志疑神社の一は縣主の氏神、一はその祖靈社であらう。此縣主は神武天皇の皇子神八井耳命の後裔にして雄略段に志幾之大縣主と見えるので大勢力の

あつた事がわかる。

姓氏録河内皇別志紀縣主、多朝臣同祖神八井耳命之後也。

此縣主及び次の紺口縣主及び後述する茨田連は皆同族で大和多を中心とする多臣族の支流である。此氏族が何時代當國に來たか何等の傳へはないが私は闕史時代中の事と考へる。

紺口縣主 紺口の縣とは後世の石河、錦部二郡の地を云ふのであらう。和名抄石河郡に紺口郷を載せて居る、これ紺口縣主の治所で式内成口神社、成口佐備神社など云ふが此縣主の奉齋した社と思はれる。此縣主は志紀縣主と同族で

姓氏録 河内皇別紺口縣主志紀縣主同祖神八井耳命之後也と載せて居る。

以上四縣に和泉二縣を加へ當國は當時一國造六縣主によつて分領されて居たのである。

片鹽浮穴宮

安寧帝に至り此國片鹽浮穴宮に都し給ふ、これ此國に帝都が遷された最初である。或は云ふ片鹽は大和であらうと。

古事記 師木津日子玉手見命、坐片鹽浮穴宮、治天下也。

安寧紀二年、遷都於片鹽 是謂浮孔宮、

地理志料 大縣郡塚本氏曰、堅上堅下、蓋修片鹽也、安寧二年紀、遷都片鹽、謂浮孔宮、姓氏録、浮穴直、貫子河内、則片鹽之屬本州、足徵矣、萬葉集九詠河内大橋、歌有片足羽河、即片鹽河、言今大和川也、後爲三郡名、分曰堅上堅下也、姑從之。

地名辭書 片鹽浮穴宮址、安寧天皇の皇居なり、大和志葛下郡に宮址を擬てたるは謬れり、片鹽は大縣郡の舊名にして、姓氏録河内國神別浮穴連あれば此地に求むべし。(大和磯城郡にも堅鹽あり參考すべし日本書紀雄略卷に堅磐此云河内之波とあれば、石上神と相因む者に似たり、延喜式、大縣郡石上社、今堅下村大字太平寺に在り。)

武埴安彦の反

河内青玉 青は氏で玉は姓である、その出自は不明であるが恐くは此國地祇の大豪族であつたらう。

孝元朝青玉繫なる者の女埴安媛皇妃に立てられ武埴安彦を生む。

孝元紀七年春二月、次妃河内青玉繫女埴安媛、生武埴安彦命。

古事記孝元段、大倭根日子國玖琉命、中略娶河内青玉之女、名波邇夜須毘賣、生御子建波邇夜須毘古命、

崇神朝埴安彦反亂を起せる際その妻吾田媛兵を河内に聚め、大坂より大和に入らんとしたが五十狹芹

彦命に破られて戦死した。蓋し埴安の母家青玉は此際吾田媛に加擔して、その家を滅ぼしたものであらう。

崇神紀十年九月丙戌朔甲午、以_二大彦命_一遣_二北陸_一武渟川別遣_二東海_一云々。於是天皇姑倭迹迹日百襲姫命、聰明叡智能識_二未然_一、乃知_二其歌_一、言_二于天皇_一、是武埴安彦將謀反之表者也、吾聞、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取_二倭香山土_一、繫_二領巾_一、祈曰_二是倭國之物實_一、乃反之、物實、此云_二望能志呂_一、是以知_レ有事焉。非_二早圖_一必後之、於是更留_二諸將軍_一而議之、未幾時、武埴安彦與_二妻吾田媛_一謀反逆興_レ師忽至、各分_レ道、而夫徒_二山背_一、婦從_二大坂_一、共入欲_レ襲_二帝京_一、時天皇遣_二五十狹芹彦命_一、擊_二吾田媛之師_一、即遮_二於大阪_一皆大破之、殺_二吾田媛_一、悉斬_二其軍卒_一、復遣_二大彦命_一與_二和珥臣遠祖彦國荷_一、向_二山背_一擊_二埴安彦_一。

狹山池

崇神垂仁二帝は心を民事に注ぎ給ふ事深く、諸國に多く池溝を穿つて農業を勤めしめられた、當國狹山池等は此時代に出來たのである。

古事記崇神段 是之御世、作_二依網池_一、亦作_二輕之酒折池_一也。

崇神紀六十二年冬十月造_二依網池_一。十一月。作_二刈坂池_一。反折池。一云。天皇居_二桑間宮_一造_二是池_一也。

垂仁紀卅五年秋九月。造_二五十瓊敷命于河内國_一、作_二高石地、茅渟池_一、冬十月、作_二倭狹城池_一、及迹見池、是

歲。令_二諸國_一多開_二池溝_一數八百之、以_レ農爲_レ事、因_レ是百姓富寬、天下太平也、

垂仁段 印色入日子命者、作_二血沼池_一、又作_二狹山池_一、又作_二日下之高津池_一、

白鳥陵 景行紀、四十年條、時日本武尊化_二白鳥_一、從_レ陵出之、指_二倭國_一而飛之、群臣等因以開_二其棺櫃_一而視_レ之、明衣

空屍留而骨無之、於是遣_二使者_一追_二尋白鳥_一、則停_二於倭琴彈原_一、仍於_二其處_一造_二陵焉_一、白鳥更飛至_二河内_一、留_二舊市市_一、

亦其處_レ作_レ陵、故時人號_二是三陵_一、曰_二白鳥陵_一、然遂高翔上_二天_一、徒葬_二衣冠_一、因欲_レ錄_二功名_一、即定_二武部_一也。

古事記景行段 故自_二其國_一飛翔行、留_二河内國之志幾_一、故於_二其地_一作_二御陵_一、鎮坐之、即號_二其御陵_一謂_二白鳥御陵_一也、

然亦自_二其地_一更翔_二天_一以飛行。

皇別諸氏の當國移住

多臣族 皇別中最も早く當國に來た氏は神武皇子神八井耳命の後裔なる多臣族であらう。その入國時代は前にも一寸云つたやうに關史時代中の事で、前述した志紀と紺口との二縣主に補せられた事の如きは、かなり古い時代であると思ふ。後又茨田連の如き名族を出した、當國中屈指の大氏族である。安倍氏族 次いで孝元皇子武埴安彦は、その母が當國の舊族青玉繫の女である事から一時勢力を得たが崇神朝謀叛して亡んだ。そして其の所領は安倍氏の手へ歸したと思はれる。何となれば、阿倍氏は武埴安彦と同様、孝元天皇皇子大彦命の後裔で殊に埴安彦謀反の際には前述した様に殊功をたてたか

らである。この族には日下、大戸、惠我及び難波等の名族がある。
 蘇我氏族。蘇我氏の祖武内宿禰は當國石川に別業を有し、その地で石川麻呂を生んだ。この石川麻呂
 後大和蘇我の地を賜ひ蘇我石川麻呂と云ふ、これが蘇我氏の第一代の人である。斯様な事から石川
 の地は代々蘇我氏の有に歸し、遂に蘇我倉山田石川麻呂に及ぶのである。此人の時蘇我氏の本宗蝦夷
 入鹿父子滅亡して石川家その宗家となり後蘇我を改めて石川を氏とするに至つた。その庶流には箭口
 氏、川邊氏、櫻井氏等があり、又蘇我石川麻呂と兄弟なる八多八代の後には道守氏、山口氏、林氏。
 平群木兎の後には額田氏、早良氏。紀角の後には坂本、紀部、紀祝。葛城曾都比古の後には的氏、鹽
 屋氏、小家氏、原井氏、布忍氏等皆本國に榮えて居る。
 其他毛野氏丹波氏春日氏等何れも當國に榮えたが、とりたてて云ふ程でもない。以下の條及び氏族の
 章で述べよう。

應神仁德朝

神功紀攝政前紀、即而神有諱曰、和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神教而拜禮之、因以依
 網吾彦男垂見爲祭神主、
 神功紀二年冬十一月丁亥朔甲午。葬天皇(仲哀)於河内國長野陵。

古事紀仲哀段 凡帶中津日子天皇之御年、伍拾貳歲御陵在河内惠賀之長江也

御陵の事は第六章陵墓の節を見よ。

應神紀十六年春二月。王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、故所謂王仁者、
 是書首等之始祖也、

古事記應神段 亦百濟國主照古王、以牡馬壹疋牝馬壹疋、付阿知吉師以貢上、此阿知吉師者阿直史等之祖亦貢

上横刀及大鏡、又科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、即論語十卷千字

文一卷并十一卷、付是人即貢進、此和邇吉師者文首等祖又貢上手人韓鍛名卓素、亦吳服西素一人也、

王仁の後裔は代々當國古市郡に住居し西文首と云ふ。西文とは阿知使主の後裔なる東文直に對する
 語で、その住居の位置帝都より西方にあるからである。詳な事は氏族の章を見よ。

仁德紀二年春三月辛未朔戊寅、立磐之媛命爲皇后、后生大兄去來穗別天皇、住吉仲皇子、瑞齒別天
 皇、雄朝津間稚子宿禰天皇、又妃日向髮長媛生大草香皇子、幡梭皇女、瑞齒別は河内國丹比に住み給
 ふ、後に云ふべし。

古事記仁德段 又娶上云日向之諸縣君牛諸之女、髮長比賣、生御子、波多毘能大郎子、自波下四字以音效此亦
 名大日下王、次波多毘能若郎女、亦名長日比賣命、亦名若日下部命、爲大日下王之御名代、定大日下

部、爲若日下部王之御名代、定若日下部、(日下部の事は氏族の章にて詳述する。)

仁德紀十一年冬十月。掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰掘江、又將防北河之滂、以築茨田堤、是時有兩處之築、而乃壞之難塞、時天皇夢、有神誨之曰、武藏人強頸、河內人茨田連、子。(疹子、此云宮呂母能古。)二人以祭於河伯、必獲塞、則覓二人而得之、因以禱于河神、爰強頸泣悲之、沒水而死、乃其堤疹焉、唯疹子取全匏兩箇、臨下干難塞水、乃取兩箇匏投於水中、請之曰、河神崇之、以吾爲幣、是以今吾來也、必欲得我者、沉是匏、而不令泛、則吾知真神、親入水中、若不沈匏者、自知僞神、何徒亡吾身、於是飄風忽起、引匏沒水、匏轉浪上、而不沈、則滄々汎以遠流、是以疹子雖不死、而其堤且成也、是因疹子之幹、其身非亡耳、故時人號其兩處曰強頸斷間、疹子斷間也、是歲新羅人朝貢、則勞於是役、

古事記仁德段 又役秦人、作茨田堤、及茨田三宅、又作丸邇池、依網池、又掘難波之堀江、而通海、又掘小橋江、又定黑江之津、

仁德紀十三年秋九月。始立茨田屯倉、因定春米部、冬十月。造和珥池、是月築橫野堤。十四年冬十一月。爲橋於猪甘津、即號其處曰小橋也、是歲、作大道置於京中、自南門直指之至丹比邑、又掘大溝於感玖、乃引石河水而潤上鈴鹿、下鈴鹿、上豐浦、下豐浦四處郊原、以墾之得四萬餘頃之

故其處百姓實饒之、無凶年之患。

屯倉の事は後に云ふべし。

仁德紀四十年條、阿俄能胡乃獻己之私地、請免死、故納其地、赦死罪、是以號其地曰玉代、

古事記仁德段 此之御世免寸河之西、有一高樹、其樹之影、當旦日者、逮淡道島、當夕日者、越高安山、故切是樹以作船、

仁德紀五十年春三月壬辰朔丙申、河內人奏言、於茨田堤雁產之、即曰遣使令視曰既實也、天皇於是歌以問武內宿禰、曰、多莽者破屢、字知能阿曾、雖虛曾破、豫能第保臂等、雖虛曾波、區珥能那餓臂等、阿者豆辭莽、擲莽等能區珥珥、簡利古武等、雖波企箇輪擲、武內宿禰答歌曰、夜輪瀾始之、和我於朋枳瀾波、于陪離于陪離、和例烏斗波輪離、阿企苑辭摩、擲莽等能俱珥珥、簡利古武等、和例破枳箇儒。

仁德紀六十年冬十月、差白鳥陵守等宛役丁、時天皇臨于役所、爰陵守目杵忽化白鹿以走、於是天皇詔之曰、是陵本自空、故欲除其陵守、而甫差役丁、今視是惟者甚懼之、無動陵守者、則且授土師連等、

丹比柴籬朝

多遲比瑞齒別尊 仁德第三の皇子である、淡路國に生れ給ひしも後當國丹比の地に住居せられた、御名多遲比と稱し奉るはその地名を採られたのであらう、書紀に多遲花云々の事を載せて居るが恐らく

は名稱附會の傳説に過ぎまい。父天皇崩去の後御兄履仲帝を助けて住吉仲皇子の反を平ぐ、その他功が尠くない。履仲帝崩去の後帝位に登り給ひ當國丹比柴籬宮に都せられた。此御世や風雨時に順ひ五穀成熟、人民富みて天下太平であつた。

履中即位前紀、爰仲皇子畏有_レ事將_レ致_二太子。密與_レ兵圍_二太子宮。時平群木苑宿禰、物部大前宿禰、漢直祖阿知使主三人啓_二於太子。太子不_レ借。(一云、太子醉以不_レ起。)故三人扶_二太子。令_レ乘_レ馬而逃之。(一云、大前宿禰抱_二太子而乘_レ馬。)仲皇子不知_二太子不_レ在。而焚_二太子宮。通夜火不_レ滅。太子到_二河内國埴生坂。而醒之。願_二望難波。見_二火光。而大驚。則急馳之。自_二大坂。向_レ倭。

古事記履仲段 本坐_二難波宮。之時。坐_二大嘗。而爲_二豐明。之時。於_二大御酒。宇良宜而。大御寢也。爾其弟墨江中王。欲取_二天皇。以。火_二著大殿。於是倭漢直之祖。阿知直。盜出而。乘_レ御馬。令_レ幸_レ於倭。故到_二于_二多遲比野。而。寤詔_二此間者何處。爾阿知直白。墨江中王。火_二著大殿。故幸_レ逃_レ於_レ倭。爾天皇歌曰。多遲比怒邇。泥牟登斯理勢波。多都基母母。母知氏許麻志母能。泥牟登斯理勢波。到_二於_二波邇賦坂。望_二見難波宮。其火猶炳爾天皇亦歌曰。波邇布_レ迦。和賀多知美禮婆。迦藝漏肥能。毛由流伊幣牟良。都麻賀伊幣能阿。多理。故到_二幸_二大坂山口。之時。遇_二一女人。其女人白之。持_レ兵人等。多塞_二並山。自_二當岐麻道。迴應_二越幸。爾天皇歌曰。淤富佐迦爾。阿布夜哀登賣衰。美知斗門婆。多陀邇波能良受。當藝麻知衰能流。故上幸。坐_二石上神宮。也。

古事記履仲段、伊呂弟水齒別命云々斬_二其卑人之頸。乃明日上幸。故號_二其地。謂_二近飛鳥。也。上_二到_二于_レ倭。詔_二之今日

留_二此間。爲_二祓禊。而。明日參出。將_レ拜_二神宮。故號_二其地。謂_二遠飛鳥。也。故參_二出石上神宮。令_レ奏_二天皇。政既平訖。六年正月癸未朔戊子。立_二草香幡梭皇女。爲_二皇后。(草香幡梭皇女は當國草香邑に住居せられて居た方である。)反正即位前紀、瑞齒別天皇、去來穗別天皇同母弟也、去來穗別天皇二年立爲_二皇太子。天皇初生_二于淡路宮。生而齒如_二一骨。容姿美麗。於是有_レ井。曰_二瑞井。則汲而洗_二太子。時多遲花落_二于井中。因爲_二太子名。也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂_二多遲比瑞齒別天皇。

元年冬十月。都_二於河内丹比。是謂_二柴籬宮。當_二是時。風雨順。時。五穀成熟。人民當饒。天下太平。

古事記反正段 水齒別命、坐_二多治比之柴垣宮。治_二天下。也。此天皇、御身之長九尺二寸半、御齒長一寸廣二分、上下等齊既如_レ貫珠、天皇、娶_二丸邇之許基登臣之女。都怒郎女。生_二御子甲斐郎女。次都夫良郎女。柱_二又娶_二同臣之女。弟比賣。生_二御子。財王次多訶辨郎女。并四王也。天命之御年陸拾歲。御陵在_二毛受野。也。

允恭紀五年冬十有一月申戌朔甲申、葬_二瑞齒別天皇于百舌鳥耳原陵。

丹比柴籬宮

地理志料 並河氏曰、宮趾在_二植田村廣庭神祠東北。

地名辭書 丹比柴籬宮は反正天皇の皇居なり、日本書紀云「天皇都於河内丹比、是謂柴籬宮」書紀通證云、在丹比郡松原莊植田村、名所圖會云、上田村の廣庭神祠の東北を云ふ、今松原村大字上田の東に廣庭社あり社域蓋皇居

址なり、社南大路六町大字立部に至る、即天皇の御名代とす、日本紀に丹比を淡路に作り「初生于淡路宮、於之有井、曰瑞井、汲之洗太子、時多遲花、落在井中、因爲太子、名也」今淡路國にも瑞井宮の遺跡を傳ふ後勸をまつ、又按に古事記、浮穴宮（安寧）段にも師木津日子命之一子、知々都美命者、坐淡道之御井宮とあり此淡道も舊訓阿波知と云ふ、若くは多治に非ずや、再考すべし。

大阪府全志 丹比柴籬宮の宮址は東部にあり、廣さ四千餘坪にして四圍に溝渠を繞らし、別に一郭を爲して柴籬宮林に接し、古樹鬱葱せり。即ち反正天皇の宮居し給ひし所にして、帝王編年記に丹比郡今坂上路北空地是也とせるは此の地を指せるなるべし。古の全封境は詳ならざれども、本地及び大字高見は擧げて諸殿のありし所なるべし、大宮址の東方に當りて小園田・若山・學堂・東宮・極殿山等の字地を存せるは其の證ならん。天皇は履仲天皇と共に仁徳天皇の皇子にして、皇后磐之姫命の所生なり、生れて、駢齒、且、浴し給ひしとき多遲花散りて、湯瓮中に落ちしかば多遲比瑞齒別皇子と名づけ奉り多治部を諸國に定めて皇子湯沐の邑と爲し給ふ。容姿美麗にして身長九尺二寸半、履仲天皇の晏駕し給ふに及び入りて大統を嗣ぎ、此の宮に御して天下を治め給へり、此の時に當り風雨時に順ひ五穀成就し、人民富饒天下太平なり。而して天皇は此の宮に於て崩御あらせられ、玉體は泉北郡向井町大字中筋の百舌鳥耳原北陵に永く眠り給へり。

惠我長野北陵 允恭紀四十二年冬十月庚午朔己卯、葬天皇於河内長野原陵、

古事記允恭段 天皇御年漆拾捌歲、御陵在河内之惠賀長枝也。

雄略帝と幡梭皇后

雄略天皇の皇后幡梭皇后は仁徳天皇の皇女でもと此國草香に住居せられた方である。坤徳の高かつた事は今更申す迄もなからう。

安康天皇元年春二月戊辰朔、天皇爲大泊瀬皇子、欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子、曰、願得幡梭皇子、以欲配大泊瀬皇子、爰大草香皇子對言、僕頃患重病、不得愈、譬如物積、船以待潮者、然死之命也、何足惜乎、但以妹幡梭皇女之孤、而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚之大恩也、何辭命辱、故欲呈丹心、捧私寶名押木珠、綬（一云、立綬又云、磐木綬）附所使臣使主、而致奉獻、願物雖輕賤、納爲信契、於是根使主見押木珠綬、感其麗美、以爲盜爲已寶、則詐之奏天皇曰、大草香皇子者不奉命、乃謂臣曰、其雖同族、豈以吾妹得爲妻耶、既而留綬入已而不獻、於是天皇信根使主之讒言、則大怒之起兵、圍大草香皇子之家、而殺之。是時難波吉師日香蚊父子、並仕于大草香皇子、共傷其君死、罪死之、則父抱王頸、二子各執王足、而唱曰、吾君無罪以死之、悲乎我父子三人生事之、死不殉、是不臣矣、即自刎之死於皇尸側、軍衆悉流涕、爰取大草香皇子之妻中蒂姬、納于宮中、因爲妃、復遂喚幡梭皇女、配大泊瀬皇子、古事記安康段 穴穗御子、坐石上之穴穗宮、治天下也、天皇爲伊呂弟大長谷王子、而坂本臣等之祖根臣、遣大日下王之許、令詔者、汝命之妹若日下王欲娶大長谷王子、故可貢爾大日下王、四拜、白之、若疑有如此大命、故不出外以置也、是畏、隨大命奉進、然言以白事、其思無禮、即爲其妹之禮物、令持押木之玉綬、而貢

獻、根臣即盜取其禮物之玉纒、讒大日下王曰、大日下王者、不受勅命、曰已妹乎、爲三等族之下席而、取橫刀之手上、而怒歟、故天皇大怒、殺大日下王而、取持來其王之嫡妻長田大郡女、爲皇后、
 雄略紀九年春二月甲子朔、遣凡河內直香賜與采女、祠胸方神、香賜與采女、既至壇所、(香賜、此云阿施夫)及將行事、姦其采女、天皇聞之曰、祠神祈福可不慎歟、乃遣難波日鷹吉士將誅之時、香賜即逃亡不在、天皇復遣弓削連豐穗、普求國郡縣、遂於三島郡藍原、執而斬焉。

同年秋七月壬辰朔、河內國言、飛鳥戶郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也。伯孫聞女產、往賀、賀家、而月夜還、於蓬萊兵譽田陵下、(蓬萊此云伊致寐姑)蓬騎赤駿者、其馬時漢略而龍者、欸聲揮而鴻驚、異體蓬生、殊相逸發、伯孫就視而心欲之、乃鞭所乘駿馬、齊頭並轡、爾乃赤駿超絕於塵埃、驅驚迅於滅沒、放是駿馬後而怠足、不可復追、其乘駿者知伯孫所欲、仍停換馬相辭取別、伯孫得、甚歡、驟入厩、解鞍秣馬、眠之、其明日赤駿變爲土馬、伯孫心異之、還覓譽田陵、乃見駿馬在於土馬之間、取換代置所、換土馬。

同十三年春三月、狹穗彥玄孫齒田根命竊姦采女山邊小島子、天皇聞以齒田根命、收付於物部目大連、而使責讓、齒田根命以馬八匹大刀八口、被除罪過、既而歌曰、
 耶麼能耶麼能、故思應古喻衛爾、比登涅羅賦、宇麼能耶都擬播、嗚思稽矩謀那斯、目大連聞而奏之、天皇使齒田根命資資財露置於餌香市邊橋本之土上。遂以餌香長野邑、賜物部目大連。

同十六年秋七月、詔宜桑國縣殖桑、又散遷秦民、使獻庸調、冬十月、詔聚漢部、定其伴造者、賜姓曰直、(一)

本云、「賜漢使主等、賜姓曰直。」

古事記雄略段 初大后座日下之時、自日下之直越道、幸行河內、爾登山上、望國內者有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者、誰家、答曰志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、已家、似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家之時、其大縣主懼畏、稽首白、奴有者、隨奴不覺而過作、甚畏故獻能美之御幣物、布縵白犬著鈴而、已族名謂腰佩一人令取犬繩以獻上、故令止其著火、即幸行其若日下部王之許、賜入其犬、令詔、是物者今日得道之奇物、故都摩孖比之物云而、賜入也、於是若日下部王、令奏天皇、背日幸行之事、甚恐、故已直參上、而仕奉、是以還上坐於宮之時、行立其山之坂上、歌曰、久佐加辨能、許知能夜麻登、多多美許母、幣具理能夜麻能、許知基知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯、母登爾波、伊久美陀氣游斐、須惠幣爾波、多斯美陀氣游斐、伊久美陀氣、伊久美波泥受、多斯美陀氣、多斯爾波草泥受、能知母久美泥牟、曾能游母比豆麻、阿波禮、即、令持此歌而返使也。

清寧即位前紀、惟河內野縣主小根、慄然振怖、避火逃出。抱草香部吉士漢彥脚、因使祈生於大伴室屋大連曰、奴縣主小根事星川皇子者信、而無有背於皇太子。乞降洪恩、救賜他命、漢彥乃具爲啓於大伴大連、不入刑類。小根仍使漢彥啓於大連曰、大伴大連我君降大慈愍、促短之命既續

延長、獲_レ觀_ニ日色、輒_ニ以_ニ難波來目邑大井戸田十町_ニ送_ニ於大連、又以_ニ田地_ニ與_ニ于漢彦、以報_ニ其恩、元年冬十月癸巳朔辛丑、葬_ニ大泊瀬天皇于丹北高鷲原陵、于時隼人晝夜哀_ニ號陵側、與_レ食不_レ喫、七日而死、有司造_ニ墓陵、北、以禮葬之、是年也大歲庚申、

古事記雄略段 天皇御年壹佰貳拾肆歲御陵在_ニ河内之多治比高鷲_ニ也、

清寧紀五年春正月庚戌朔己丑、天皇崩_ニ于宮、時年若于、冬十一月庚午朔戊寅、葬_ニ于河内坂門原陵、仁賢紀十一年冬十月己酉朔癸丑、葬_ニ埴生坂本陵、

樟葉宮

繼體天皇初め此國樟葉に都せられ、國人茨田連關媛を皇妃となし給ふ。

繼體元年春正月甲申、天皇行_ニ至樟葉宮。

次茨田連小望女（或曰妹、）曰_ニ關媛、生_ニ一女、長曰_ニ茨田大娘皇女、仲曰_ニ白坂活日姫皇女、少曰_ニ小野雅娘皇女、（更名長石姫、）

古事記繼體段 袁本村命又娶_ニ坂田大股王之女黑比賣_ニ生御子、神前郎女、次茨田郎女、次（馬來）田郎女_三桂（又娶_ニ茨田連小望之女關比賣_ニ生御子、茨田大郎女、）次白坂活日（子）郎女、次小野郎女、亦名長目比賣、_{注三}

地理志料 繼體元年紀、即_ニ位於樟葉宮、樟葉宮又見_ニ續古今集、宮址在_ニ顯葉村。

地名辭書 按ずるに樟葉は一時の行宮なり、今宮址を傳へず、くもらずな眞すみのかゞみ影添る樟葉の宮のあさの夜の月、續古今集 關白左大臣。

大阪府全志 楠葉宮址は字野田の天満にあり、林地となれるも六千餘坪の坦地にして、松青く砂白く、宮居ありし昔を偲ばしむ。宮は繼體天皇の元年春二月越前の三國より迎へられて即位あらせられ同五年十月山城の筒城に遷都あるまで御し給ひし所にして、裡に一小丘あり、同天皇の即位の式を行ひ給ひし所なりと傳ふ。

安閑宣化朝

安閑元年秋七月辛巳朔、詔曰、皇后雖_ニ體同_ニ天子、而内外之名殊隔。亦可_ニ以充_ニ屯倉之地、式樹_ニ椒庭_ニ後代_ニ遺_ニ迹_ニ。迺_ニ差_ニ勅使_ニ簡_ニ擇良田_ニ勅使奉_レ勅、宣_ニ於大河内直味張_ニ（更名黑校）曰、今汝宜奉_ニ進膏腴雖難田_ニ味張忽然恠惜、欺_ニ誑勅使_ニ曰、此田者、天旱難_レ溉、水潦易_レ浸、費_ニ功極多、收穫甚少勅使、依_レ言服命無_レ隱。

元年閏十二月己卯朔壬午、行_ニ幸於三島。大伴大連金村從焉、天皇使_ニ大伴大連_ニ問_ニ良田於縣主飯粒、縣主飯粒慶悅無限。謹敬盡_レ誠、仍奉_ニ獻上御野、下御野、上桑原、下桑原、并竹村之地、凡合肆拾町、大伴大連奉_レ勅宣曰、率土之上莫_レ匪_ニ王封_ニ普天之下莫_レ匪_ニ王域_ニ故先天皇、建_ニ顯號_ニ垂_ニ鴻名_ニ廣大配_ニ乎乾坤_ニ光華象_ニ乎日月_ニ長駕遠撫_ニ橫逸_ニ乎都外_ニ登_ニ鏡區域_ニ充_ニ寒乎無_レ垠_ニ上冠_ニ九垓_ニ旁_ニ濟_ニ八表_ニ制_ニ禮以告_ニ成功_ニ作_ニ樂以彰_ニ治定_ニ福應_ニ九綵_ニ祥慶符_ニ合於往歲_ニ矣。今汝味張、率土幽微百姓、忽爾奉_レ惜_ニ王地_ニ輕_ニ背使_ニ乎、宣_ニ旨味張_ニ自_ニ今以後_ニ勿_ニ預郡司_ニ於_ニ是縣_ニ主飯

粒喜懼交、懷適以_二其子鳥樹、送_二大連、爲_二僮豎、焉、於是、大河内直味張恐畏永悔、伏_二地汗流、啓_二大連、曰、愚蒙百姓、罪當_二萬死、伏願每_レ郡以_二鑿丁、春時五百丁、秋時五百丁、奉_二獻天皇、子孫不_レ絶、藉_二此所_レ生、永爲_二鑿戒、別以_二狹井田六町、賂_二大伴大連、蓋_二三島竹村屯倉者、以_二河内縣部曲、爲_二田部_レ之元於_二是乎起。

二年九月甲辰朔丙午、詔_二櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等_二主_二掌屯倉之稅。

是月、葬_二天皇于河内舊市高屋丘陵、以_二皇后春日山田皇女、及天皇妹神前皇女_レ合_二葬于_二是陵。

古事記安閑段、御陵在_二河内之古市高屋村_レ也。

宣化即位前紀前庶妃大河内稚子媛生_二一男、是曰_二火焰皇子、是椎田君之先也。故朕遣_二阿蘇仍君_レ（未詳也）加_二運

河内國茨田郡屯倉之穀、物部大連鹿鹿火、宜_レ遣_二新家屯倉之穀。

古事記宣化段、建_二小廣國_レ、娶_二川内之若子比賣、生_二御子火穗王、次惠波王。

屯倉と屯倉職員

茨田屯倉、仁德朝十一年冬十月北河の滯を防がんとして茨田堤を築き、かくて廣大なる田園が開墾されたので十三年始めて茨田屯倉を立てられた（参照五六頁）其の工事には秦人や新羅人を多く使役したと云ふ。茨田は和名抄茨田郡茨田郷とある地だが、東隣交野郡に三宅郷があるから屯倉は此郷にあつたらしい。此屯倉領は創立の際に功勞のあつた茨田連が支配して居たのであらう、茨田連は志紀縣主

の一族で茨田地方第一の大族で、天平勝寶元年十月天皇行幸の際茨田宿禰弓束女の宅を以つて、行宮とされた事がある。宣化朝元年阿蘇仍君を遣はして茨田郡屯倉の穀を運ばしめた、阿蘇氏は茨田氏と同族の關係があるから此選に當つたのであらう。茨田連の外に茨田下連、茨田勝等の氏がある。いづれも此屯倉に關係して居たのであらう。茨田勝は後讚良郡の大領となつて居る事や交野郡に三宅郷のある事、それから地勢から見て本屯倉領は茨田から讚良、交野の二郡に及んでゐるのであらうと思ふ。依羅屯倉、仁德紀四十三年條に依網屯倉阿弭古だと云ふ人が見えるから此屯倉は茨田屯倉などより遙に古く立てられた者と考へるのである。思ふに崇神紀六十二年十月條に依網池を作られた事が見えるから當時創立されたものであらう。此屯倉は攝河泉三州交界の地にあつて和名抄に見ゆる攝津住吉郡大羅郷、河内丹比郡依羅郷の如き皆その中に含まれて居た、又同郡に三宅郷がある、之れが屯倉のあつた地で、又同郡田邑郷と云ふは田部の住居して居た地であらう。皇極紀元年此屯倉の前で外客に射獵を觀せしめた事がある。此屯倉の管理者は依羅屯倉阿弭古と云ふ氏で又單に依羅我孫ともある、田部の長は依羅田部連と云ふ物部氏の族であるから物部依羅連とも單に依羅連とも載つて居る。櫻井屯倉、安閑紀元年條に見える。河内郡櫻井郷と和名抄に見える地にあつた屯倉領で、隣郡高安郡三宅郷が屯倉官廳の地であつたらうか。天平十六年正月紀に櫻井頓宮と云ふが載つて居る、屯倉と同

地か否か詳かでない。此の屯倉領田部の長を櫻井田部連と云ふ、應神朝皇妃を奉つた程の名族である。

大戸屯倉 安閑朝造立した屯倉領で、河内郡大戸郷附近一帯の地を包含して居たと思はれる。そして同郡大宅郷と云ふのが屯倉官廳の所在地であつたらう。此の屯倉の首長を大戸首と云ふ、姓氏録河内皇別に

大戸首 阿閑朝臣同祖、大彦命男比毛由比命之後也、謚安閑御世、河内日下大戸村、造立御宅、爲首仕奉行、仍賜大戸首姓、日本紀漏と見える。

新家屯倉 宣化紀に物部大連鹿鹿火勅を奉じ新家連に命じ新家屯倉の穀を運ばしむる事が見える、この屯倉は何處にあつたか、詳かでないが、恐くは此國志紀郡新家郷の事であらう。屯倉の首長新家連は物部氏の一族である。又丹比新家連と云ふのもある、丹比氏の一族で又此屯倉に關係したと思はれる。以上の外此國に大宅臣三家史等の氏がある、何れも屯倉職員であつた事から負つた氏と思はれる。

欽明敏達朝

欽明二年秋七月。百濟聞安羅日本府與新羅通計、遣前部奈率鼻利莫古、奈率宣文、中部奈率木菟味淳、紀臣奈率

彌麻沙等、(紀臣奈率者、蓋是紀臣娶韓婦所生、因留百濟爲奈率者也、未詳其父、他皆效此也、)使于安羅、召到新羅任那執事、讓建任那、別以安羅日本府河内直通計新羅、深責罵之、(百濟本紀云、加不至費直阿賢移那斯、佐魯麻都等、未詳也。)

四年冬十一月丁亥朔甲午、遣津守連詔百濟曰、在任那之下韓百濟郡令城主、宜附日本府、并持詔書、宣曰、爾屢抗表、稱當建任那、十餘年矣、表奏如此、尙未成之。且夫任那者爲爾國之棟梁、如折棟梁、誰成屋宇。朕念在茲、爾須早建、汝若早建、河内直等(河内直已見上文)自當止退、豈足云乎。

十三年夏五月戊辰朔乙亥、百濟加羅安羅遣中部德卒木菟今教、河内部阿斯比多等罷歸。

十四年春正月、百濟使人中部德率木菟今教、河内部阿斯比多等罷歸。

二十二年、工匠河内馬飼首押勝。

二十三年秋七月己巳朔、新羅遣使獻調賦、其使人知新羅滅任那、恥背國恩、不敢請罷、遂留不歸本土、例同三國百姓、今河内國更荒郡、鷓鴣野邑新羅人之先也。

三十二年夏四月是月、天皇遂崩于内寢、時年若干、○五月、殯于河内古市。

敏達元年五月丙辰、天皇執高麗表疏、授於大臣、召娶諸史、令讀解之、是時諸史於三日內、皆不能讀、爰有船史祖王辰爾、能奉讀釋、由是天皇與大臣俱爲讚美曰、勒乎辰爾、歸哉辰爾。汝若不愛於學、誰能讀解、宜從今始近侍殿中、既而詔東西諸史曰、汝等所習之業何故不就、汝等雖衆、

不及辰爾。

十二年冬十月、火葦北國造刑部部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞天皇召、恐畏來朝、乃解其甲奉於天皇、乃營館於阿斗桑市、使住日羅、供給隨欲。

(十二月)、於是日羅自桑市村遷難波館、德爾等晝夜相計將欲殺、時日羅身光有如火焰、由是德爾等恐而不致、遂於十二月晦、候失光致、日羅更、蘇生曰、此是我驅使奴等所爲、非新羅也、言畢而死。(屬是時有新羅使、故云爾也)天皇詔、費子大連、糠手子連、令收葬於小郡西畔丘前、以其妻子水手等居于石川、於是大伴糠手子連議曰、聚居一處、恐生其變、乃以妻子居于石川百濟村、水手等居于石川大伴村。

十三年春二月大臣乃以爲師、令度司馬達等女島、曰善信尼、(年十一歲)又度善信尼弟子二人、其一漢人夜著之女豊女、名曰禪藏尼、其二錦織重之女石女、名曰惠善尼。

古事記敏達拔 御陵在川內科長也

物部氏の滅亡

饒速日命以來物部氏が此國に本據を構へて居た事は既述した處である、その後大和石上に移つたが、なほ別業を當國に營み、その所領一族は國內にはびこつて居たのである。殊に尾興は當國弓削連倭古の

女阿佐姬及び加波流姬と婚し守屋を生んだ、守屋は母の所領を得て弓削大連と稱した。しかし後蘇我馬子と争ひて敗死した事は惜むべきである。

用明記二年夏四月、物部守屋大連耶睨大怒、是時押坂部史毛屎急來語密大連曰、今群臣圖卿、復將斷路、大連聞之、即退於阿都。(阿都、大連之別業所在地名也)集衆人焉、中臣勝海連於家集衆隨助大連、遂作太子彥人皇子像與竹田皇子像厭之、俄而知事難濟、歸附彥人皇子水派宮。(水派、此云美麻多)舍人迹見赤彥、伺勝海連自彥人皇子所退上。拔刀而致、(迹見姓也、赤彥名也、赤彥此云伊知毗)大連從阿都家使物部八坂、太市造小坂、漆部造兄、謂馬子大臣曰、吾聞群臣謀我、我故退焉馬子大臣乃使土師八島連於大伴毗羅夫連所、具述大連之語、由是毗羅夫連、手執弓箭皮楯、就槻曲家、不離晝夜守護大臣。(槻曲家者、大臣家也)

崇峻即位前紀二年夏四月、橘豐日天皇崩、五月、物部大連軍衆三度驚駭、大連元欲去餘皇子等、而立穴穗部皇子爲天皇、及至於今、望因遊獵而謀替立、密使人於穴穗部皇子曰、願與皇子將馳獵於淡路、謀泄、秋七月、蘇我馬子宿禰大臣勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、泊瀬部皇子、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、俱率軍旅進討大連、大伴連嚙、阿陪臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣、(闕)

名字之俱卒軍兵、從志紀郡到澁河家。大連親率子弟與奴軍、築稻城而戰、於是、大連昇衣楷
 林枝間、臨射如雨、其軍強盛填家溢野、皇子等軍與群臣衆、怯弱恐怖、三廻却還、是時、厩戶皇子東
 髮於額、(古欲年少兒年十五六間、東髮於額、十七八間分爲角子、今亦爲之、)而隨軍後、自付度曰、將
 無見敗、非願難成、乃斷取白膠木、疾作四天王像、置於頂髮、而發誓言、(白膠木、此云農利溼)
 今若使我勝敵、必當奉爲護世四王、起立寺塔、蘇我馬子大臣又發誓言、凡諸天王大神王等助衛
 於我、使獲利益、願當奉爲諸天、與大神王、起立寺塔、流通三寶、誓已嚴種種兵、而進討伐。爰有
 迹見首赤檮、射墮大連於枝下、而誅大連并其子等、依是、大連之軍忽然自敗、合軍悉被皂衣、馳
 獵廣瀨勾原而散、是役、大連兒息與眷屬、或有逃匿葦原、改姓換名者、或逃亡不知所向
 者、時人相謂曰、蘇我大臣之妻、是物部守屋大連之妹也、大臣妄用妻計而殺大連矣、平亂之後、
 於攝津國造四天王寺、分大連奴半與宅、爲大寺奴田莊、以田一萬頃賜迹見首赤檮、

推古以後重要記事

推古十一年春二月癸酉朔丙子、來日皇子薨於筑紫、仍殯于周芳婆娑、乃遣土師連猪手令掌殯事、故猪手連之孫
 曰婆娑連、其是之緣也。後葬於河內植生山岡上、
 十五年秋七月且河內國作戶畑池、依網池、亦每國置屯倉、

十八年冬十月乙巳、饗使人等於朝、以河內漢直贄爲新羅共食者、錦織首久僧爲任那共食者、
 廿九年春二月、是月葬上宮太子於磯長陵、

皇極元年五月乙卯朔己未、於河內國依網屯倉前、召翹岐等、令觀射獵、丁丑、熟稻始見、戊寅、翹岐
 將其妻子、移於百濟大井家、乃遣人葬兒於石川、

二年七月、是月、茨田池水大晁、小虫覆水。其虫口黑而身白、九月、茨田池水漸、變成色白。亦無是氣、
 十月、茨田池水還清、十一月山背大兄、仍取馬骨、投置內寢、遂率其妃并子弟等、得間逃出、隱膽駒
 山、入鹿由是止行、遣軍將等求於膽駒、竟不能覓、

第三節 國司時代 (中古全部)

國司

- 守來目臣鹽籠
 - 守從五位上大石王
 - 守正五位下多治比真人水守
 - 守正五位下石川朝臣石足
- 弘文(天武元年壬申紀)七月見 (書紀)
 大寶三年七月任 (續紀)
 慶雲四年五月任 (同)
 和銅元年三月近江守 (同)
 和銅元年三月任 (同)

守正五位下賀茂朝臣吉備麻呂

攝官正四位下多治比真人三宅麻呂

知事正四位下阿倍朝臣廣庭

守從五位下大伴宿禰祐志備

守從三位百濟王敬福

守正四位下紀朝臣飯麻呂

介從五位上當麻真人廣名

守從四位下仲真人石伴

少掾從六位上石上朝臣奧繼

守正五位下大和宿禰長岡

守正五位下阿倍朝臣毛人

介外從五位下山田連銀

守正五位上石上朝臣息繼

介從五位下紀朝臣廣庭

養老元年四月任

養老三年九月任

養老六年三月任

天平十四年四月見

天平勝寶二年 月任

四年十月為常陸守

天平寶字二年 月任

天平寶字三年五月任

天平寶字四年正月任

天平寶字四年正月見

天平寶字四年 月任

天平寶字七年正月任

天平寶字七年四月任

神護景雲二年十一月見

神護景雲二年十一月見

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(公卿補任)

(續紀)

守大夫從四位下藤原朝臣雄出麻呂(百川)

守從五位下紀朝臣廣庭

介從五位下阿倍朝臣常島

守從五位上紀朝臣廣純

權介外從五位下河內連三立麻呂

守正五位下佐伯宿禰國益

守正五位下佐伯宿禰真守

守從五位下阿倍朝臣祖足

守正五位上巨勢朝臣苗麻呂

介從五位下大伴宿禰養麻呂

守從五位下大伴宿禰養麻呂

守正五位下大伴宿禰弟麻呂

守從五位下廣庭王

介從五位下內藏宿禰賀茂

神護景雲三年十月任

為河內大夫

寶龜元年八月任

五年三月罷

寶龜二年閏三月任

寶龜五年三月任

寶龜六年九月為陸奧介

寶龜五年九月任

寶龜六年九月任

寶龜十年九月任

天應元年二月任

延曆四年正月任

六年閏五年卒

延曆四年正月任

延曆七年二月任

延曆九年三月任

延曆十六年二月任

延曆十七年五月見

守從五位上藤原朝臣道雄
 守從五位上百濟王鏡仁
 介從五位下紀朝臣南麻呂
 守從五位下紀朝臣貞成
 守從五位下紀朝臣南麻呂
 介外從五位下山田連弟分
 大目正六位上相模宿禰仁麻呂
 守從三位藤原朝臣緒嗣
 守從四位下路真人年繼
 守從五位上和氣朝臣眞綱
 介 伊勢朝臣永別
 守從五位上藤原朝臣當道
 介從五位下百濟王慶苑
 守 笠朝臣年制

延曆二十二年正月任 (公卿補任)
 大同元年正月任 (後紀)
 大同元年正月任 (同)
 大同三年五月任 (同)
 弘仁二年正月任 (同)
 弘仁二年二月任 (同)
 弘仁五年 月任 (同)
 弘仁七年正月任 (公卿補任)
 弘仁十二年 月任 (類聚國史)
 天長元年正月任 (公卿補任)
 承和三年十一月任 (同)
 承和四年九月任 (續後紀)
 承和七年正月任 (同)
 承和七年六月見 (同)

守從五位上丹墀真人外成
 守從五位上清原真人遠賀
 權介外從五位下壬生忌寸永嗣
 權守從五位下藤原朝臣正世
 介外從五位下山宿禰池作
 守從五位下藤原朝臣秀雄
 守從五位下笠朝臣豐興
 介從五位下山田宿禰文雄
 權守從五位下滋野朝臣善根
 權守從五位下淡海朝臣豐庭
 守從五位下大枝朝臣直臣
 介 石川朝臣弟庭
 守從五位下藤原朝臣秀雄
 守從五位下高丘宿禰百興

承和十年正月任 (續後紀)
 承和十年二月任 (同)
 嘉祥元年五月任、
 二年正月爲介、 (同)
 嘉祥二年二月任、仁壽元年正
 月轉正、三年正月爲常陸介、 (同)
 仁壽二年正月任 (文實)
 仁壽三年正月任 (同)
 貞觀三年正月又任 (同)
 齊衡元年五月任 (同)
 齊衡三年正月任 (同)
 天安元年十一月任
 二年正月轉正、貞觀元年二月罷 (同)
 天安二年三月任 (同)
 貞觀元年二月任 (三實)
 貞觀二年十一月見 (同)
 貞觀三年正月任 (同)
 貞觀五年二月任 (同)

守從五位下蕃良(菅野)朝臣豐持

權守從四位上平朝臣房世

權守從四位下在原朝臣善淵

守從五位下紀朝臣直丘

介從五位下菅野朝臣宗範

守從四位上良岑朝臣長松

大掾正六位上淡海真人濱成

守正四位下忠貞王

守從五位上安倍朝臣房上

介從五位下滋野朝臣善法

介外從五位下巨勢朝臣文宗

守從五位上安倍朝臣宗行

權守兼覽王

權大掾矢田部名實

貞觀六年正月任

貞觀七年正月任

貞觀九年正月任

貞觀九年四月任

貞觀十一年正月任

貞觀十二年七月任

貞觀十五年五月見

元慶元年閏二月任

元慶二年正月任

元慶八年五月任

仁和元年正月任

仁和二年正月任

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(公卿補任)

(三實)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

權守藤原有穗

介藤原有義

寬平六年正月任

延喜二年

月任

守源衆望

守安世王

權大目雜田部良經

守修平王

守源清平

守紀淑行

守紀淑人

守藤原忠幹

權少掾清原元輔

守藤原倫寧

權守清原元輔

守源扶義

少掾秦直方

大目津守安友

延喜五年月見(一作延長)

延喜七年十月見

延喜十三年 月任

延喜十四年五月任

延喜十七年正月任

延長八年正月任

承平五年正月任

天曆二年正月又任

天慶四年八月見

天曆五年正月任

應和三年二月任

安和二年十月任

永觀元年二月任

長德二年 月任

第三節 國司時代

大掾當麻輔正

守源奉職

權大目秦本里

守大江景理

守菅原爲職

守菅原公則

權守紀爲說

權大掾志城忠清

大掾大中臣(名闕)

守藤原定成

大掾佐伯兼則

少掾坂上宮延

大目阿比古吉則

長德四年正月任

寬弘二年十月見

寬弘四年月任

寬弘八年六月任

治安三年十月見

長元四年三月見

長元四年四月見

長元九年 月任

長久四年七月見

天喜四年二月任

康平元年十一月爲越前守

天喜五年 月任

康平六年 月任

康平六年 月任

大目林重通	治曆三年二月見	守橋盛賢	大治四年二月見
守藤原則經	延久四年 月任	權大掾多治久永	大治四年二月任
守坂上定氏	寛治元年八月任	守大中臣親章	天承元年正月任
權掾紀武常	嘉保元年 月任	守清原俊資	長承元年正月任
守藤原公經	永長元年正月任 康和元年七月卒	守藤原季行	長承二年二月見
守平資季	康和元年九月任	權守藤原久隆	保延四年正月任
守藤原基綱	嘉承元年 月任	守藤原親盛	康治元年正月任
守季綱(姓闕)	天永二年正月見	權守平通遠	久安二年四月任
守爲信(姓闕)	元永元年正月見	守源季範	久安三年六月見
守實盛(姓闕)	元永二年正月任	守高階資秦	四年正月爲紀伊守
權守藤原清	元永二年正月任	權守惟宗季辰	久安四年正月任
守源顯	元永二年七月任	守高階秦經	仁平元年 月任
守三善盛	大治二年正月任	權守源重雅	保元元年正月任、三 年五月爲出羽守
守大江行重	大治二年四月任	守源季實	平治元年正月任
			平治元年十二月見

守師業(姓闕)	仁安元年四月見	少目藤井延近	治承三年正月任
守光範(姓闕)	仁安二年六月見	權守行忠(姓闕)	治承三年二月見
權守源師光	仁安三年正月任	守源光遠	治承三年三月見
權守中原季忠	仁安三年九月任	守源康綱	十一月爲清盛所奪職
大掾秦千世壽	安元元年十二月任	守隆親(姓闕)	治承四年正月任
大掾藤井里久	治承二年正月任	守藤原清長	十二月爲肥前守
大掾秦友兼	治承三年正月任	守平保業	治承四年十二月任
			壽永二年八月任、三年十月爲 淡路守、文治元年六月又任
			壽永三年六月任

國府

倭名抄五 河內國國府在志紀
 拾芥抄中末 河內大十四郡郡二行程一日
 本朝無願詩七 河州府下即事略 大縣府
 歌傳五 袴一境中寬、他鄉秋暮行衣薄、旅館曉來落月寒、華洛欲歸君勿駐、每思堂上淚闌干、
 河內志十四 志紀郡 總社在國府村古昔國府必電社、有事于國內官社、則國
 地名辭書 國府、大字北條と曰ひ、東北を大字船橋と曰ふ、此地は古井於郷の中なるべし大和川其東

北を繞繁す。延喜式、和名抄河内國府在志紀郡、行程一日、此地即古の餌香市なり。
大阪府全志、南河内郡道明寺村、國府の址は志貴縣主神社の東南部なる高燥の域にして、田圃又は果樹園となりて何等の認むべきものなきも、舞臺などいへる字地を残せり。在府當時にありては國政も此の地より出で、國司の官舎も此に存し、代々の長官は任に就き、河内一國の中樞となりて繁榮したる所ならん。左に掲記せる大江佐國の詩序に「府下即事」と見ゆるは、此の國府廳所在にありての作又中河内郡堅下村大字高井田の舊普光寺の條に掲記せる同人の詩序に、「遊普光寺在河州府東」と見ゆる河州府は、此の國府を指せるなり。佐國は後朱雀・後冷泉・後三條・白河の四朝に仕へし人にして詩文を能くせしが、曾て此の地に遊びて知友と會飲せしものと知らる。國府の何れの頃まで此に存したるかば明ならざれども、國府の下に土着したりし住民四散して、當時の佛を語るべき遺物の少しも存せざるまでに替りて、僅に佐國の殘せる一首の詩に依りて、當時を偲ぶの已むなきに至りし、桑滄の變驚くべし。

帝都と行宮

由義宮、稱徳天皇の西都也、重要記事條を見よ。

地名辭書、由義宮址若江郡、稱徳天皇僧道鏡(弓削氏)を寵任ありし此、一時弓削行宮に御し、遂に建て、西京と

爲し、河内職を置かる、由義宮是なり。河内志は宮址八尾木(今曙川村大字)に在りて爲す、八尾木の鎮守社の西北八町許に別宮八幡社あり、(今八尾村大字別宮)名所圖會之を以て宮址に擬せり。按ずるに稱徳天皇是歲八月崩御、道鏡亦黜けらる、由義宮の西京も六年にして廢す。

大阪府全志、由義の址中河内郡曙川村大字八尾木、由義宮のありしは本地にして、北方由義神社のある所は其の一隅ならんと傳ふ。思ふに後に記せるが如く、續日本紀に寶龜元年春正月大縣・若江・高安郡百姓宅の由義宮に入りし者に其の價を酬給せられしこと見ゆれば、其宮域は頗る廣くして此の三郡に亘りしものならん。宮は弓削行宮の高められたるものにして、其の高められしは復た道鏡の權威に依れり。云々。宮の成りしは道鏡の權勢に依れり、故に其勢力の失墜に伴ひし運命ならん。

竹原井頓宮

地名辭書、竹原井中河内郡、堅下村高井田は竹原井田の謂とす、此里は龜瀨越の西口にして景勝の地なり、平城宮の朝に離宮を此に置かる。大和川の水龍田以西に及べば山に觸れ石に激し結束凡一里此に至り稍廣し。○名所圖會云高井田村竹原山に石井あり、井傍に住吉岩あり、住吉神の禊場と云ふ。

上宮聖德太子出遊竹原井之時、見龍田山死人、悲傷歌・家ならば妹し手纏かむ草まゝらたひに臥せる此人あはれ萬葉集

たかはらの石井の水やあまらん立田の山のさみたれの頃、夫木集

光俊

大阪府全志 竹原井頓宮の址中河内郡堅下村、竹原井頓宮の址は詳ならず、同宮は元正・聖武・光仁三天皇の難波宮行幸の途次、聖縦を留め給ひし所にして、又孝謙天皇の難波宮よりの歸途に御して、智識・山下・大里・三宅・家原・鳥坂の六寺を巡拜し給ひし智識寺南行宮も此の頓宮にして、其の智識寺南行宮といへるは、智識寺は大字安堂と同太平寺とに亘りて、本地は其の南にあるより此く稱したるものならん。史上有名の頓宮なり。

丹比行宮 今南河郡南八下村小寺ならんと云ふ。

地理志料 並河氏曰、丹比行宮在二小寺村一、

地名辭書 小寺、丹比行宮址此地に在り、小寺の南に大饗野あり、丹比行宮の饗庭なりしにや。

知識寺南行宮 第五章寺院の條を見よ。

新治行宮 若江郡新治郷の地也と云ひ、又然らずとも云ふ。

櫻井頓宮 河内郡櫻井郷の地也。河内志に六萬寺村舊名櫻井、これを此頓宮の址とす。

重要記事 (氏族神社寺院の事は其章に載す)

孝德大化五年三月、大臣乃將三一子法師與二赤狗一、(更名秦)自茅渟道逃向二於倭國境一、蘇我大臣既與三一男一女二俱自經死、由是將軍等從二丹比坂一歸。

同白雉五年冬十月壬子 天皇崩于正寢、仍起殯於南庭、以二小山上百舌鳥土師連土德一主殯宮之事、

○十二月壬寅朔己酉、葬于大坂磯長陵。

齊明元年夏五月庚午朔 空中有二乘龍者一、貌似二唐人一、著青油笠、而自二葛城嶺一馳隱二膽駒山一、及二至午時一、從二於住吉松嶺之上一、西向馳去。

天智八年秋八月丁未朔己酉 天皇登二高安嶺一、議欲レ修レ城、仍恤二民疲一、止而不レ作、時人感而歎曰、寔乃仁愛之德不二亦寬一乎云々、是秋。露二霰於藤原内大臣家一、是冬修二高安城一、收二畿内之田稅一、○九年二月又修二高安城一、積二穀與一鹽。

天武(弘文壬申)元年初將軍吹負向二乃榮一、至二稗田一之日、有人曰、自二河内軍多至一、則遣二坂本臣財、長尾直真墨、食二增直麻呂、民直小鮪、谷直根麻呂、率二三百軍士一、距二於龍田一、復遣二佐味君少麻呂、率二數百人一、屯二大坂一、遣二鴨君蝦夷、率二數百人一、守二石手道一、是日。坂本臣財等次二于平石野一、時間二近江軍在二高安城一、而發之、乃近江軍知二財等來一、以二悉焚一秋稅倉、皆散亡、仍宿二城中一、會明臨二見西方一、自二大津丹比兩道一軍衆多至、顯見二旗幟一、有人曰、近江將二豐伎史、國之師也、財等自二高安城一降、以二渡一、衛我河、與二韓國一戰、于河西、財等衆少不能レ距、先是、遣二紀臣大音一、令二守一懼坂道、於是財等退二懼坂一、而居二大音之營一、是時、河内國司守來日臣鹽籠有二歸一、於不破宮之情、以二集一軍衆、爰韓國到之、密聞二其謀一、而將レ殺二鹽籠一、々々知二事漏一、乃自死焉、然後。豐伎史韓國自二大坂一來、故時人曰、二二社神所教之辭一、洵是也。又村屋神著レ祝曰、今自二吾社中道一、軍衆將レ至。故宜塞二社中道一、故未レ經二幾日一、盧井遣二軍自二中道一、至、時人

曰、即神所教之辭是也、軍政既訖、將重等舉是三神教言而奏之、即勅登造三神之品、以祠焉、辛亥、將軍吹負既定、倭地、恒越、大坂、往難波。

同(天武)三年二月乙亥朔癸未 勅大倭、河內、攝津、山背、播磨、淡路、丹波、但馬、近江、若狹、伊勢、美濃、尾張等國、曰、選所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人而貢上。

同 八年十一月是月 初置關於龍田山、大坂山、仍難波築羅城。

同 九年二月丙午朔癸亥 如鼓音聞于東方、辛未、有人云、得鹿角於葛城山、角本二枝而末合有完、完上有毛、々長一寸、則異以獻之、蓋麟角歟。

同朱鳥元年丙午 天皇病遂不差。崩于正宮、云々倭河內馬飼部造各誅之。

持統三年七月辛未 流偽兵衛河內國澁川郡人柏原廣山于土左國、以追廣參、授捉偽兵衛廣山、兵衛生部連虎上。

同 三年十月庚戌朔庚申 天皇幸高安城、(以上日本書紀以下續日本紀)

文武二年八月丁未 修理高安城。天智天皇五年築城也。

同 三年九月丙寅 修理高安城。

同 四年三月己未 道照和尚物化、天皇甚悼惜之、遣使即弔賻之。和尚河內國丹比郡人也。俗姓船連。

父惠。釋少錦下。

同大寶元年八月甲寅 遣使於河內、攝津、紀伊等國、營造行宮、兼造御船三十八艘、豫備水行也。

同 元年八月丙寅 廢高安城、其舍屋雜儲物、移貯于大倭、河內二國。

同 二年十二月壬戌 廢大祓、但東西文部解除如常。

同慶雲三年二月庚寅 河內、攝津等七國飢、並賑恤之。

同 三年四月壬寅 河內、出雲等國飢疫、遣使賑恤之。

元明和銅二年五月乙亥 河內、攝津等五國、連雨損苗。

同 二年八月乙酉 太政官處分、河內鑄錢司官屬、賜祿考選、一准寮焉。

同 四年正月丁未 始置都亭驛、河內國交野郡楠葉驛。

同 五年正月壬辰 廢河內國高安烽、始置高見烽、及大倭國春日烽、以通平城也。

同 五年八月庚申 行幸高安城。

同 五年九月己巳 天下諸國今年田租、并大倭、河內、山背三國調、並原免之。

同 六年六月辛亥 右京人支半于刀、河內國志紀郡人刀母離余叡色奈、並染作暈潤色而獻之、以勞

各授從八位下、并賜繩十疋、絲四十絢、布四十端、鹽十籠、穀一百斛。

元正靈龜二年三月癸卯 割河內國和泉日根兩郡、令供珍努宮、
 同 二年四月甲子 割大鳥和泉日根三郡、始置和泉監焉、
 同 養老元年二月庚寅 車駕還至竹原井頓宮、
 同 元年二月辛卯 河內攝津二國并造行宮司、及專當郡司、大少毅等、賜祿各有差、即日還宮、
 同 元年十一月丁巳 車駕幸和泉離宮、免河內國今年調、賜國司祿有差、
 同 四年十一月乙亥 河內國堅下堅上二郡、更號大縣郡、
 聖武神龜四年正月丙子 河內國獻嘉禾異畝同穗、
 同 天平四年二月乙未 中納言從三位兼催造宮長官知河內和泉等國事阿倍朝臣廣庭葛、
 同 四年十二月丙戌 築河內國丹比郡狹山下池、
 同 五年二月甲申 大倭河內五穀不登、百姓飢饉、並加賑給、
 同 六年四月甲午 免河內國安宿大縣志紀三郡今年田租、以供竹原井頓宮也、
 同 十二年八月甲戌 和泉監并河內國焉、
 同 十三年四月辛丑 遣從四位上巨勢朝臣奈麻呂、從四位下藤原朝臣仲麻呂、從五位下民忌寸大埴、
 外從五位下陽候史眞身等、檢校河內與攝津、相爭河堤一所、

同 十三年九月丙辰 爲供造宮、差發大養德、河內、攝津、山背四國役夫五千五百人、
 同 十六年十月庚子 太上天皇行幸珍努及竹原井離宮、
 同 十七年十月辛亥 河內國司言、右京人尾張王、於部內古市郡古市里田家庭中、得白龜一頭、長九分、闊七分、兩目並赤、

1 同 十八年三月己未 勅曰、朕君臨四海。憂勞兆民。未致隆平。稍有慙德。粵得治部卿從四位上石上朝臣乙麻呂等奏稱、正五位下河內國守大伴宿禰古慈斐解僞、於所部古市郡內、右京人尾張王獲白龜一頭、長短闊小、形象異、常者謹檢瑞應圖及授神契云、王者德澤洽則神龜來、孝道行則地龜出、實合大瑞者、斯蓋乾坤垂福、宗社降靈、河洛呈祥、幽明協度、祇對天貺、嘉懼交懷、孤以薄德、何堪忝受、百官共悅、良當朕意、宜天下六位以下皆加一級、孝子順孫、義夫節婦、及力田者二級、唯正六位上免當戶今年租、其進龜入特叙從五位下、賜物准例、出龜郡者免今年租調、
 同 十九年二月戊辰 河內、攝津等十五國飢饉、因加賑恤、
 同 十九年九月乙亥 河內國人大初位下河俣連人麻呂錢一千貫、奉盧舍那佛、知識並授外從五位下、
 同 二十年七月戊戌 河內出雲二國飢、賑恤之、
 孝謙天平勝寶元年十月庚午 行幸河內國智識寺、以外從五位下茨田宿禰弓束女之宅爲行宮、

同 元年十月乙亥 幸石川之上、志紀、大縣、安宿三郡百姓年百以下、小兒已上、賜綿有差、又免三郡百姓所負正稅本利、自餘諸郡免利收本、陪從諸司、賜綿亦各有差、

同 元年十月丙子 河內國寺六十六區、見住僧尼及沙彌尼施綿各有差、

同 元年十二月丁亥 〔八幡大神禰宜尼大神朝臣杜女 其與紫色、拜東大寺。天皇、太上天皇、太后、同亦行幸、是日、百官及諸氏人等、咸會於寺、請僧五千、禮佛讀經、作大唐渤海吳樂、五節田儻、久米儻、因奉大神一品、比咩神二品、左大臣橋宿禰諸兄奉詔曰、神曰、天皇我御命爾坐申賜止申久、去辰年河內國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉天則朕毛欲奉造止思、得不爲之間爾。豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神爾〕申賜止申久、神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无事立不有銅湯乎水止成、

我身遠草木土爾交天障事無久奈佐 申賜止申久、尼杜女授從四位下、主神大神朝臣田麻呂外從五位下、施東大寺封四千戶、奴百人。婢百人、又預造東大寺入隨勞叙位有差。

同 四年閏三月乙亥 遣使於大內山科惠我直山等陵、以告新羅王子來朝之狀、

同 八年二月戊申 行幸難波、是日至河內國、御智識寺南行宮、

同 八年二月己酉 天皇幸智識、山下、大里、三宅、家原、鳥坂等六寺禮佛。

同 八年二月庚戌 遣內舍人於六寺誦經、餽施有差、○壬子、大雨、賜河內國諸社祝禰宜等一百十八人正稅各有差、是日、行至難波宮、御東南新宮、

同 八年三月乙卯 詔免河內攝津二國田租、

同 八年四月戊戌 車駕取澁河路、還至智識寺行宮、

淳仁天平寶字六年四月丁巳 河內國狹山池隄決、以單功八萬三千人修造。

同 六年六月戊辰 河內國長瀬隄決、發單功二萬二千二百餘人修造。

同 七年五月戊午 河內國飢、賑給之、

同 七年九月庚申 河內國丹比郡人尋來津公關麻呂坐殺母、配出羽國小勝柵戶、

同 八年八月己巳 遣使築池於大和、河內等國、

稱德天平神護元年九月庚戌 遣使造行宮於大和、河內、和泉等國、以欲幸紀伊國也。

同 元年十月乙酉 到同郡新治行宮、○丙戌、到河內國丹比郡、○丁亥、到弓削行宮、賜五位已上御衣、○閏十月己丑朔、捨弓削寺食封二百戶、知識寺五十戶、○庚寅、詔曰、今勅久、太政官乃大臣波奉仕 人乃待坐時 必其官乎授賜物仁在、是以朕師大臣禰師能朕乎守 助賜乎見 方內外二種乃人等仁置天其理仁慈哀天過無 奉仕 志可等 念 之多良比能利 布言乎聞 仁是能太

政大臣乃官乎授末部流仁等方敢多比奈平念，故是以太政大臣禪師能位乎授末部勅御命乎諸聞食止宣，復勅久是位乎授末部良申方左必不敢伊奈等宣多方念之天奈毛不申之天是能太政大臣禪師乃御位授末部勅御命乎，諸聞食止宣，詔文武百官，令拜賀太政大臣禪師，事畢幸弓削寺禮佛，奏唐高麗樂，及黑山企師部儀，施太政大臣禪師綿一千屯，僧綱及百官番上已上，至直丁擔夫各有差，內堅衛府特賜新錢亦有差。○辛卯，詔河內、和泉今年之調，皆從原免，其河內國大縣若江二郡、和泉國三郡田租亦免，又行宮側近高年七十已上者賜物，犯死罪已下皆赦除，十惡及盜不在赦限，又郡司供奉人等賜爵并物有差，授守正五位上石上朝臣息嗣正五位上，介正六位上石川朝臣望足從五位下，和泉守從五位下紀朝臣鯖麻呂從五位上，兩國軍毅四人，各進一階，是日，還到因幡宮。○甲午，正六位上百濟王利善、百濟王信上、百濟王文鏡，並授從五位下，從六位上百濟王文貞等三人，賜爵人有差。○乙未授正六位下賀茂朝臣諸雄從五位下。○丙申，留守官拜賀太政大臣禪師，賜五位已上綿，人三十屯。○丁酉，騎兵一等二百三十二人，賜爵人二級，二等四十八人，三等二十八人，一級，並賜綿有差，大和河內國郡司十四人，賜爵人二級，八十七人一級，其獻物人等賜有差。○癸卯，授正五位上阿倍朝臣毛人從四位下，從五位下大藏忌寸麻呂從五位上，外從五位下上村主五十公外從五位上，大初位下桑原公足島外從五位下。○己酉，停河內國織御服絹戶，造餅戶。

同 二年六月乙未 河內國飢，賑給之。

同神護景雲三年十月乙卯 權建肆廊於龍華寺以西川上，而驅河內市人以居之，倍從五位已上以私玩好，交關其間，車賀臨之，以為遊覽，轉波宮綿二萬屯，鹽卅石，施入龍華寺。

同 三年十月癸亥 是日，賜配智識寺今良二人，四天王寺奴婢十二人，爵人三級上。○甲子，詔以由義宮為西京，河內國為河內職，賜高年七十已上者物，免當國今年調，大縣若江二郡田租，安宿志紀二郡田租之半，又當國犯死罪已下，並從赦除，仍賜弓削御淨朝臣清人等，并供事國郡司毅爵一級，授正三位弓削御淨朝臣清人從二位，從四位下藤原朝臣雄田麻呂從四位上，從五位上弓削御淨朝臣廣方，葛井連道依，並正五位下，從五位下紀朝臣廣庭，弓削御淨朝臣秋麻呂，弓削御淨朝臣鹽麻呂，並從五位上，無位弓削御淨朝臣廣津從五位下，及復無位山口忌寸沙彌麻呂本位從五位下，正六位上河內連三立麻呂，六人部連廣道，井上忌寸蜂麻呂，高安忌寸伊可麻呂，並外從五位下，從五位下弓削御淨朝臣美努久賣，乙美努久賣，並正五位下，無位藤原朝臣諸姊，弓削宿禰東女，並從五位下，正六位上伊福部宿禰紫女外從五位下，從四位上藤原朝臣雄田麻呂為河內大夫，本官如故，從五位上紀朝臣廣庭為亮，法王宮大進外從五位下河內連三立麻呂為兼大進，外從五位下高安忌寸伊賀麻呂為少進。○十一月丙寅，以外從五位下美努連知麻呂為文章博士，外從五位下鳥取連大分為美濃大掾。○癸酉，車駕還

宮、大和國司守正五位下藤原朝臣家依授正五位上、介從五位下多治比真人長野從五位上。

同寶龜元年正月乙亥 大縣、若江、高安等郡、百姓之宅、入由義宮者、酬給其價。

同元年二月丙辰 破却西大寺東塔心礎、其石大方一丈餘、厚九尺、東大寺以東、飯盛山之石也、初以數

千人引之、日去數步、時復或鳴、於是、益人夫、九日乃至、即加剗築基已畢、時巫覡之徒、動以石

崇爲言、於是、積柴燒之、灌以三十餘斛酒、片々破却、棄於道路、後月餘日、天皇不念、卜之破石

爲崇、即復捨置淨地、不令人馬踐之、今其寺內東南隅數十片破石是也。○庚申、車駕行幸由義

宮。○三月丙寅、車駕臨博多川以宴遊焉、是日、百官文人、及大學生等、各上曲水之詩。

同 元年三月辛卯 葛井、船、津、文、武生、藏六氏男女二百三十人供奉歌垣、其服並著青摺細布衣、垂

紅長級、男女相並、分行徐進、歌曰、乎止賣良爾、乎止古多智蘇比、布美奈良須、爾詩乃美夜古波、與呂

豆與乃美夜、其歌垣歌曰、布智毛世毛、伎與久佐夜氣志、波可多我波、知止世乎萬知天、須賣流可彼可

母、每歌曲折、舉袂爲節、其餘四首、並是古詩、不復煩載、時詔五位已上、內舍人及女孺、亦列其

歌垣中、歌數闕訖、河內大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏和儻、賜六氏歌垣人商布二千段、綿五

百屯。○夏四月癸巳朔、授正六位下縣犬養宿禰眞伯從五位下、以外從五位下內藏忌寸若人爲攝

津亮、河內亮從五位上紀朝臣廣庭、攝津亮外從五位下內藏忌寸若人、並爲造由義大官司次官。

同 元年四月丁酉 詔造由義寺塔諸司人、及雜工等九十五人、隨勞輕重、加賜位階、正六位上船連淨

足、東人、虫麻呂三人、族中長老、率奉歌垣、並授外從五位下、以東人爲攝津大進、又授正六位上

土師宿禰和麻呂外從五位下。○戊戌、車駕至自由義宮。○庚子、賜弓削氏男女物、有差。

同 元年六月辛丑 初天皇自幸由義宮之後、不豫經月、於是、勅左大臣、攝知近衛。外衛、左右兵

衛事、右大臣知中衛、左右衛士事。

同 元年七月壬午 修志紀、澁川、茨田等隄、單功三萬餘人。

同 元年八月丙午 天皇自幸由義宮、便覺聖躬不豫、於是、即還平城。

光仁寶龜元年八月乙卯 河內戰復爲河內國。

同 元年八月戊午 初天平十二年、左馬寮馬部大豆鯛麻呂、誣告河內國人川邊朝臣宅麻呂男杖、枚代、勝

麻呂等、編附飼馬、宅麻呂累年披訴、至是始雪、因除飼馬之帳。

同 二年二月庚子 車駕幸交野。

同 二年二月戊申 車駕取龍田道、還到竹原井行宮、節幡之竿無故自折、時人皆謂、執政亡沒之徵也。

同 三年八月丙寅 是月、自朔日雨、加以大風、河內國茨田堤六處、澁川堤十一處、志紀郡五處並決、

同 四年十一月辛卯 勅、故大僧正行基法師、戒行具足、智德兼備、先代之所推仰、後生以爲耳目、其修

行之院、惣四十餘處、或先朝之日、有_レ施入田、或本有_二田園、共養得_レ濟、但其六院未_レ預_二施例、由_レ茲法藏湮廢、無_レ復住特之徒、精舍荒涼、空餘_二坐禪之跡、弘_レ道由_レ人、實合_二獎勵、宜_二大和國菩提、登美、生馬河內國石凝、和泉國高渚五院、各捨_二當郡田三町、河內國山崎院二町、所_レ冀真筌秘典、永洽_二東流、金輪寶位、恒濟_二北極、風雨順_レ時、年穀豐稔。

同 五年五月壬寅 河內國飢、賑_二給之、

同 六年四月己巳 河內、攝津兩國、有_レ鼠食_二五穀及草木、遣_二使奉_二幣於諸國群神、

同 六年九月丙午 河內國進_二白龜。

同 七年七月庚子 從五位下多治比真人乙安爲_二河內和泉使。

同 八年八月癸巳 上野國群馬郡戶五十畑、美作國勝田郡五十畑捨_二妙見寺、

同 十年閏五月甲申 「賜_二贈_二故河內守正五位下佐伯宿禰國益正五位上、并賜_二稻千束。褒_二廉勳_一也、

同 天應元年六月乙巳 勅、河內國若江郡人弓削淨人廣方、廣田、廣津等、去寶龜元年配_二土左國、宜_レ宥_二其罪_一放_二還本郷_一。但不_レ入_レ京、

同 元年七月丙子 河內國言、尺度池水、以_二今月十八日、自_レ巳至_レ酉、變成_二血色、其晁甚穢、長可_二二町餘、廣可_二三丈。

同 延曆二年十月戊午 行_二幸交野、放_二鷹遊獵。○庚申、詔免_二當郡今年田租、國郡司及行宮側近高年、并諸司陪從者、賜_レ物各有_レ差、又百濟王等供_二奉行在所_一者一兩人、進_二階加_二爵、施_二百濟寺近江、播磨二國正稅各五千束、授_二正五位上、百濟王利善從四位下、從五位上百濟王武鏡正五位下、從五位下百濟王元德、百濟王玄鏡並從五位上、從四位上百濟王明信正四位下、正四位上百濟王眞善從五位下。○壬戌、車駕至_レ自_二交野。

同 三年閏九月戊申 河內國茨田郡堤、決一十五處、單功六萬四千餘人、給_レ糧築_レ之。

同 四年九月壬寅 河內國言、洪水汎溢、百姓漂蕩、或乘_二船中、或寓_二堤上、糧食絕乏、艱苦良深、於_レ是遣_二使監巡、兼加_二賑給_一焉。

同 四年十月己丑 河內國破_二壤隄防三十處、單功三十萬七千餘人、給_レ糧修_二築之。

同 五年九月乙卯從四位下巨勢朝臣苗麻呂爲_二河內、和泉長官。

同 六年十月丙申 天皇行_二幸交野、放鷹遊獵、以_二大納言從_二二位藤原朝臣繼繩別業_一爲_二行宮_一矣。○己亥、主人率_二百濟王等_一奏_二種種之樂、授_二從五位上百濟王玄鏡、藤原朝臣乙叔、並正五位下、正六位上百濟王元眞、善貞、忠信、並從五位下、正五位下藤原朝臣明子正五位上、從五位下藤原朝臣家野從五位上、無位百濟王明本從五位下、是日還宮。

同 六年十一月甲寅 祀天神於交野、其文曰、維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅、嗣天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于昊天上帝、臣恭膺天命、嗣守鴻基、幸賴穹蒼降祿、祿壽騰、四海晏然、萬姓康樂、方今大明南至、長替初昇、敬采燔祀之義、祇修報德之典、謹以玉帛犧齊、盛庶品、備茲禋燎、祇薦潔誠、高紹天皇配神作主尙饗、又曰、維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅、孝子皇帝臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于高紹天皇、臣以庸虛、忝承天序、上玄錫祉、率土宅心、方今履長伊始、肅事郊禋、用致燔祀于昊天上帝、高紹天皇、慶流長發、德冠思文、對越昭升、永言配命、謹以制幣犧齊、盛庶品、式陳明薦、侑神作主尙饗。

同 七年三月甲子 中宮大夫從四位上兼民部大輔攝津大夫和氣朝臣清麻呂言、河內、攝津兩國之境、掘川築堤、自荒陵南、導河內川、西通於海、然則沃壤益廣、可以墾闢矣、於是、便遣清麻呂、勾當其事、應須單功二十三萬餘人、給糧從事矣。(以上續日本紀)

同 十二年五月戊子 錢三十萬反長門阿波兩國稻多一千束、特施入河內國交野郡百濟寺。(類史)

同 十三年七月己卯 以山背河內攝津播磨等國稻一萬一千束、賜從三位百濟王明信、從四位上五百井女王、從五位上置始女王、從四位上和氣朝臣廣虫因幡國造淨成等二十人、為作新京家也。

同 十三年十月丙寅 攝津河內二國獻物(類史)

同 十五年九月己丑朔 敕、遷都以來、于今三年、牡山烽火、無所相當、非常之備、不可暫闕、宜下山城、河內兩國、相共量定便處、置彼烽燧上。(後紀)

同 十五年十一月己丑 河內國志紀郡荒田一町賜正七位下秋篠朝臣清野。(後紀)

同 十六年五月丙申 遣使於河內等國、以屯田稻賣與貧民、以救乏勸農也(類史)

同 十六年六月壬午 接都下、非無差發、宜半免之、唯河內國高安郡者、去年遭霖山阜頽崩、損傷已甚、虛役之國不在此限。(類史)

同 十六年七月丙戌 遣陰陽少屬從八位上菅原朝臣世道陰陽博士正六位上中臣志斐連國守等、鎮祭大和國平羣山、河內國高安山、先是霖雨、二山崩頽埋人家也。

同 十七年正月壬辰 河內國稻二千束施入百濟寺。(類史)

同 十八年二月壬午 行幸交野。(後紀)

同 十八年二月乙未 和氣朝臣清麻呂薨云々、清麻呂為攝津大夫、鑿河內川、直通西海、擬除水害、所費巨多、功遂不成(後紀)

同 十八年四月乙亥朔 河內國飢、遣使賑給。(後紀)

同 十八年四月癸未 敕、澗水經日、苗稼腐損、窮弊之民、不得更播、宜令山城、河內、攝津等國巡檢貧民、以正稅給之。(後紀)

同 十八年十月己卯、遊獵于交野。(後紀)

同 十九年二月辛巳 河內國若江郡田一町六段施入龍華寺爲燈分。(類史)

同 十九年十月己巳 發河內等諸國民一萬人、以修葛野川堤。(紀略)

同 二十一年八月丁酉 斬夷大墓公阿豆利爲、盤具公母禮等、此二虜者、並奧地之賊首也、斬虜時、將軍等申云、此度任願返入招其賊類、而公卿執論云、野性獸心、反覆无定、儻依朝威、獲此梟帥、縱依申請、放還奧地、所謂養虎遺患也、即捉兩虜、斬於河內國植山。(紀略)

同 二十一年九月壬午 免河內國今年田租。(類史)

同 廿三年十月庚戌 獵于日根野、河內國獻物。(後紀)

同 廿四年五月己卯 加山城、大和、河內、攝津等四國史生一員。(後紀)

同 廿四年十二月乙卯 河內國交野郡白田二町賜仲野親王。(後紀)

平城大同元年十月丁丑 定河內、攝津兩國堤。(紀略)

同 三年正月庚戌 禁葬埋於河內國交野雄德山、以採造供御器之土也。(類史)

同 三年九月乙巳 大和國言、此國水田一萬七千五百餘町、河內、和泉兩國田一萬七千餘町、以此比彼多少無異、而班田使員、已倍兩國、伏請准河內等國、省使員數、除民之弊、許之、仍省次官一人、判官二人、主典一人。

同 四年五月癸亥 在河內國內藏寮田十一町、賜正五位下伊勢朝臣繼子、其一身之後收爲寮田。(類史)

同 五年二月戊寅 河內國飢遣使賑給。

嵯峨弘仁二年四月甲戌 勅河內國稅分錢三百貫、便充當國、限三箇年、出舉收利、爲造堤新、又彼國課丁少數、無人差役、其散位々子、留省之徒、不直本司、常在鄉里者、宣限三年、補國中雜任、計其上日行事與考言上、又割公廩息利、充堤所倉新、其代者、廻給隨便國、三年以後復舊焉。

(後紀)

同 三年二月甲辰 遊獵交野、山城、攝津、河內等國獻物、賜侍從以上及國宰掾已上衣被。(後紀)

同 年五月乙酉 令河內國講師便檢按和泉國部內之定額諸寺。(後紀)

同 年七月壬午 賜山城、攝津、河內、新錢各二百三十貫、出舉取利、宛隄防用。(後紀)

同 年八月戊申 傳燈大法師善議卒、本姓惠賀連、河內國錦部人也、法師入唐學問、道慈大德之入室也、

少捐塵事、早結道遊、天資秀異、氣稟冲和、能持梵甲、志願傳燈、是以三論之家也。(後紀)

同四年二月己亥 遊獵於交野、云々、辛丑遊獵水生野、云々、五位已上并山城、攝津、河內等國司賜衣被、史生郡司賜綿有差、是夕還宮。(後紀)

同 四年十一月癸酉 遊獵水生野、攝津、河內等國奉獻。侍臣及三國掾已上賜衣被、目已下綿、各有差、同 五年二月甲午、幸交野、乙未、遊獵于交野、日暮御山崎離宮、河內國及掌侍從五位下安都宿禰吉子奉獻、賜四位已上被、五位、並百濟王等衣、乙巳、敕、水陸之利、公私所供、捕之不時、物無繁育、如今百姓好捕小年魚、雖所獲多、於物無用、宜仰河內等諸國、令加禁斷、唯四月以後不在禁限、(類史)

同 五年七月丙寅 免大和、河內兩國遠年末納稻一十三萬四千束、以百姓窮乏、不堪辨進也。(後紀)

同 六年二月己未 行幸交野、乙丑、車駕自交野還。

同 年六月乙卯 河內國勞、賑給乏絕戶。(後紀)

同 七年二月丙辰 遊獵於水生野、授從四位下百濟王教德從四位上、從七位下百濟王勝義從五位下。

賜陪從五位已上、山城、河內、攝津三國掾已上衣被、施捨佐爲百濟粟倉三寺各綿一百屯、是日、車駕

主自交野、戊午於後宮曲宴終日、賜近臣衣被、(類史)

同 八年二月庚戌 賜五位已上及山城、河內、攝津等國掾已上衣被、施佐爲百濟粟倉三寺、各綿一百斤。(類史)

同 九年夏四月丁丑 河內國飢、遣使賑給、(記略)

同 十年冬十月丁卯 山城、河內、攝津三國奉獻。(類史)

同 十二年三月戊辰 應交野丹比兩郡課丁口分爲易田一倍授事右得河內國解備、件兩郡司課丁口分爲易田授、並百姓等申云、當郡土地瘠薄、動憂旱災、一町所刈額三百束已下、二百束已上、若兩年頻作者、不復及此率、是以去年耕田、今年不作、每年易田、耕營得實、即此兩郡百姓口分、空有二段之名、只作一段之實、所以百姓窮弊、公役難堪、望請、准播磨國、折爲易田、依令倍賜者國加覆勘、所申有實、謹請宮裁者、被右大臣(冬)宣傳奉敕、如聞、比年此國衰弊殊甚、宜課丁口特依請給、組民息之後復舊例、政事要略及三大格

同 十二年冬十月丁亥 詔曰、云云、頃者陰精失候、坎德成災、河內國境被害尤甚、秋稼以之淹傷、下民由其昏墊、朕今即事經歷斯地、觸目增憂、兆庶何辜、云々、其被害諸郡給復三年、尤貧下者去年負租稅未報、及當年租稅亦蠲除之、其山城攝津兩國地勢犬牙、與此相接、見此知彼、害必汎濫、洪

水百姓流_ニ失資産_者、勿_レ出_{今年}租稅、並_{三國}被_レ害貧窮量加_{賑給}云々、(類史)

同 十三年十二月甲寅 河内國諸家庄園、往々而在、土人少數、京戶過多、伏然不_レ論_{京戶土人}、營_田一町者、出_舉正稅三十束、云々、許_之(類史)

淳和天長三年九月丙寅 河内國澁河郡荒廢閑地二十町宛_{典藥寮}、(類史)

同 三年九月甲申 河内國若江澁河兩地二十町宛_{陰陽寮}、(類史)

同 四年三月甲戌 河内國荒閑地五十町、給_{大學寮}、(類史)

同 年六月壬辰 准_{河内}、播磨等國_置和泉國易田五百町、(類史)

同 五年夏四月丁卯 河内國澁河郡田六段、畠四町四段、割_{大學所}五十町六段、給_{内教坊}、(類史)

同 八年五月戊申 停_止河内國供御堤外赤江、堤内赤江、以上茨田郡
今稱供御領一處、定_{竹門江}、洪治絕間江、大治江 以上茨田郡 三處、又停_{攝津國}供御江四處、(類史)

同 年八月乙酉 河内等國、各加_置氷室三字、供御闕乏也 日本
記略 (以下續日本後紀)

同 九年八月己卯 大雨大風、河内等國洪水汎溢堤防決壞。 日本
記略 (以下續日本後紀)

仁明承和二年十月辛丑 河内國荒廢田八十五町賜_{時子}内親王。

同 三年二月壬午 河内國丹比郡荒廢田十三町充_{皇太后}宮後院、古市郡空閑地四町賜_{繁子}内親王。

同 三年二月戊子 先太上天皇遊_獵河内國郊野。

同 三年五月丁未 河内國河内郡從_{三位勳二等}天兒屋根命正三位。

同 三年十一月丁卯 河内國荒廢田三十三町、賜_{時子}内親王。

同 四年正月丙戌 河内國荒廢田三十町賜_{本康親王}。

同 四年十月戊午 先太上天皇自_{交野}遊獵處、有_{諷旨}、因所_叙也。

同 六年五月壬辰 河内國志紀郡志紀鄉百姓志紀松取宅中、所_生橋樹、其高僅二寸餘而花發者、殖_于土器_進之。

同 六年十月丁丑 坐_{河内國}河内郡_{正三位勳二等}天兒屋根命從_{二位}、從四位上比賣神正四位位下。

同 六年十二月乙丑 車駕遊_獵於水成瀨野、山城攝津、河内等國司獻_{御贄}、賜_{扈從}群臣、及國司等祿。

同 八年三月癸酉 右京人孝子衣縫造金繼女、居_住河内國志紀郡、年十二歲、始失_{親父}、泣血過_人、服闕之後、親母許_嫁、而竊出住_於父墓。

同 八年九月庚戌 以_{河内國}丹比郡驛家院倉八字屋_{二字}、遷建_{當郡}日根野、爲_{正倉}。

同 十年六月乙丑 河内國河内郡從_{二位勳三等}平岡大神社神主等、永預_{把笏}。

同 十年十一月庚子、參議從四位下安倍朝臣安仁爲_{河内}和泉長官。

同 十一年二月戊寅 行幸交野、賜屬從群臣侍從已上、及河內、攝津等國司祿、日暮車駕還宮。

同 十一年十月壬午 參議從四位上安倍朝臣安仁爲河內、和泉兩國長官。

同 十一年十一月丁丑、行幸水成瀨野、山城、攝津、河內等國司獻御贄、還離宮、賜屬從臣及國司等祿、日暮車駕還宮。

同 十二年九月癸亥 仰河內、攝津兩國令刈掃難波堀川所生草木、爲引石川龍田兩河諸流令通西海也。

同 十三年十二月乙亥 正五位上岑成王爲班河內、和泉田使次官。

同 十四年十月己酉 從五位上藤原朝臣貞守爲河內和泉次官。

同 十五年二月癸巳 參議從四位下伴宿禰善男爲班河內和泉田使長官。

同 十五年八月甲午 遣使攝津、河內兩國、巡檢於被水災者、開便近倉庫、賑給之。

同 嘉祥二年三月己未 行幸水生瀨野、山城、攝津、河內等國司獻御贄。(以上續日本後紀以下文德實錄)

同 三年十月辛亥 河內國恩智大御食津彥命神、恩智大御食津姬命神等、並正三位。

文德仁壽元年八月辛丑 河內國獻嘉禾、一莖三穗。

同 二年三月辛巳 遣使者賑給河內、若狹、因幡三國飢民。

同 齊衡二年七月戊寅 從三位百濟王勝義、勝義、承和六年二月叙從三位、年老致仕、開居河內國讚良郡山畔、頗使鷹犬、以爲養病之資、卒時年七十六。

同 三年十一月辛酉 遣權大納言正三位安倍朝臣安仁、侍從從四位下輔世王等、向後田原山陵、告以配天之事、策命曰、天皇大命、掛畏平城宮爾天下所知須倭根子天皇御門爾申賜止、奏、今月二十

五日河內國交野乃原爾、昊天祭爲止志掛畏御門乎主止定奉天可祭事乎、畏半畏半申賜久止奏。

同 三年十一月壬戌 大祓於新成殿前、諸陳警戒、帝進出庭中、大納言正三位藤原朝臣良相跪授郊天祝板、左京大夫從四位下菅原朝臣是善捧筆硯、帝自署其諱、訖、執班、北面拜天、乃遣大納言正三位藤原朝臣良相、右大辨從四位上清原真人岑成、左京大夫從四位下菅原朝臣是善、右京辨從五位上藤原朝臣良繩等、向河內國交野郡柏原野、設絕習禮、祠官盡會。

文德天安元年七月甲辰 河內越中等國司言上不堪佃田、依不據實、下秋官而斷罪也(以上文德實錄、以下三代實錄)

清和貞觀元年三月四日庚申 遣左衛門少尉正六位下紀朝今影、右衛門大志從六位上櫻井田部連貞雄、麻呂於河內、和泉兩國上辨決陶山之爭。

同 元年四月二十一日丙午 河內、和泉兩國相爭燒陶伐薪之山、依朝使左衛門少尉紀今影等勘定。

同 元年七月二十八日 河內國言、禾兩岐。

同 三年正月二十一日丙甲 是日、宣詔山城、河內、和泉、攝津、及七道諸國司、近來奉修理東大寺大毗盧遮那佛像。

同 三年二月二十一日乙丑 詔山城、河內、和泉、攝津、七道諸國司云、來三月十四日、當設无遮大會、奉供養東大寺大毗盧舍那佛、宜令彼日會集人、授十善戒。

同 三年二月二十五日己巳 聽以私鷹鷄各二聯遊、猶山城、河內、和泉、攝津等國禁野之外。

同 三年三月二十三日丁酉 詔河內、攝津兩國、聽以二品行式部卿兼上總太守仲野親王、以私鷹鷄各二聯、遊獵禁野之外。

同 三年九月二十四日乙未 正五位上行刑部大輔豐階真人安人卒、安人者、元河內國大縣郡人。

同 四年三月四日壬申 遣木工頭從五位上兼行左衛門權佐紀朝臣春枝、從六位下守右衛門大尉藤原朝臣好行、辨折河內攝津兩國相爭伎人堤之事。

同 四年三月十四日壬午 河內國交野郡古荒田一町六段、奉充中宮職。

同 四年五月二十七日甲午 詔、故從四位下藤原朝臣雄敏田地、在河內國澁川郡、以充崇親院。

同 五年九月六日乙未 於河內國觀心山寺、僅奉造。

同 七年十月二十一日己巳 勅、河內國平岡神主一人、給春冬當色軾新絹布等、一如平野梅宮神主、又春秋二祭、差神祇官中臣官一人、檢按祭事、兼付幣帛、又差琴師一人、供事祭場、立為恒例。

同 十二年五月二十六日丁丑 河內國年穀不登、民苦飢饉、太政官處分、借境內富豪貯稻一萬三千束、班給百姓、待秋返給。

同 十二年七月二日壬子 以從五位上行少納言兼侍從和氣朝臣彝範、為檢河內國水害堤使、判官一人主典二人。

同 十二年七月二十日庚午 遣大僧都法眼和上位慧達、從儀師傳燈滿位僧德貞、將導師藥師寺別當傳燈大法師位常全、西寺權別當傳燈法師位道隆、元興寺僧傳燈法師位玄宗等於河內國、勞視築堤。

同 十二年七月二十二日壬申 是日遣朝使一築河內國堤、恐成功未畢、重有水害、也、由是奉幣大和國三歲神、大和神、廣瀨神龍田神、祈無雨澇、以河內水源出自大和國也。

同 十二年十一月四日壬子 河內、伯耆兩國置國掌各二員一把笏。

同 十三年三月二十六日壬申 河內國去年水旱、農民失業。

同 十五年六月二十二日乙卯 京邑飢、開倉廩而賑給之、河內國飢。

同 十五年十二月二日癸巳 河內國大縣郡人陰陽允正七位上弓削連是雄、改本居貫右京三條二坊。
同 十七年二月九日癸亥 以正五位下守右中辨兼行丹波權守橘朝臣三夏爲下築河內國堤使長官上、云云。

陽成元慶元年正月二十七日己亥 去年亢旱、京師及畿內諸國飢饉、河內、和泉爲尤甚、公卿會議、東西京中置常平司、出賣官米、亦遣使河內、和泉兩國、賑給絕乏戶。

同 二年正月二十七日癸亥 去年亢旱、京師及畿內諸國飢饉、河內、和泉爲尤甚、公卿會議、東西京中置常平司、出賣官米、且遣使河內、和泉兩國、賑給絕乏戶。

同 二年二月二十八日甲午 勅備前國不動穀一萬斛運宛河內國、班給百姓、以去年旱損民多飢餓也。
同 二年六月二十三日丁亥 河內國旱飢、不堪貢進御酒米六十五斛、太政官處分、當年停而莫貢。

同 二年八月十日癸酉 頒下山城、河內、攝津等國在國內吹戶上口分田、令鼓吹司檢領上。
同 三年九月二十五日壬子 授河內國從四位下建水分神從四位上。

同 三年十一月十日乙丑 累遷諸陵頭、武藏、大和、河內、山城等國守、長松無他才能、以善彈琴、配聘唐使、卒時年六十六。
同 三年十二月四日己丑 伏請割置河內國八百町等合四千町、若獲稻、若地子、量其便宜、以支公用、

詔從之。

同 三年十二月八日癸巳 正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒檢校河內、和泉兩國。

同 四年八月二十九日庚戌 河內國飛鳥戶神社賜田一町、以充春秋祭祀之費、緣氏人主稅助外從五位下百濟宿禰有雄、主殿權允正六位上御春朝臣有世等之請也。

同 五年正月十九日戊辰 又下知河內、攝津兩國、僞齊內親王擬出神宮。
同 五年七月十三日己未 河內國三十六町一段二百六十步河內國四十町以職寫田、每年治用、今年無職寫、仍一箇年間給官田、令充之。

同 七年二月七日甲辰 割山城、大和、河內、淡路四國通三寶布施稻冬三千束。

同 七年十二月十七日己酉 遣散位從五位下橘朝臣茂行、勘解由判官正六位上三國真人有行、左京少屬從七位上春瀧宿禰春岡於大和國、散位助正六位上巨勢朝臣文主、木工等師從八位上笠朝臣文宗於河內國、勅、當般班田、停任使司、一委國宰、執行其事、而消却年月、無心勤行、宜分遣茂行等、

與國吏共及早究行上。

光孝仁和元年三月八日癸亥 遣右衛門少志穴太門繼於河內國、令治官田。
同 元年九月七日戊子 勅停廢山城、河內、和泉、攝津等國江長并贊戶充備丁冬三十人。

同 元年十二月六日丙辰 勅分遣使者於山城、大和、河内、和泉等國、令春宮田穗稻井地子之直運送京師上。

同 二年八月四日庚戌 以河内國大縣、澁河兩郡官田十町八十步、給内記要劇料。(以上三代實錄) 宇多寬平元年四月七日戊戌 賜先皇々子是茂、源朝臣姓、始奉遣於河内國志紀郡當麻氏神祭幣使。(紀略)

同 元年十月二十八日丙戌 以河内國大縣郡大丸岐山小野三百丁爲後院地。(紀略)

同 三年三月十日庚申 奉授大和國從五位下菅田神、河内國從五位下感古佐美神並從五位上。(紀略)

醍醐昌奏元年十月二十一日 幸片野、又至大和宮瀧、入河内、龍田山、難波。(紀略)

同 元年十月二十八日 早朝、元方奉勅入京、已刻、上皇指攝津住吉濱、經龍田山入河内國、(扶桑)

同 元年閏十一月一日丁卯 朱雀院從狩、還御自大和河内攝津國等。(扶桑)

同 二年五月十日壬寅 河内國獻白龜、色不純白。(紀略)

同 延長八年八月十九日庚戌 依修驗之間、召河内國志貴山寺住沙彌命運、令候左兵衛陣、爲加持

候御前、(扶桑)

村上天德四年九月二十八日乙丑 定造宮、弘徽殿河内、(扶桑)

後一條治安三年十月二十七日 前權少僧都心譽、同永圓、請暇入京、以智證大師遠忌近也、指河内

國、進發之間、龍瀨山之嵐、紅葉影脆、龍田川之浪、白花聲寒、爰於山中假鋪草座、聊供菓子、燒紅葉、煖佳酒、蓋避寒風也、昏黑御河内國道明寺、國司爲職裝束食堂、帷帳之飭、壯麗云盡、朝夕之儲、敢不忽諸、諸陪從南廬太以過分、(扶桑)

同長元三年五月二十六日戊寅 今日、關白左大臣頼通被參詣河内國知識寺、(記略)

後冷泉康平三年六月二日 河内國司言上盜人掇推古天皇山陵之由、(扶桑)

同治曆二年五月二十五日 石清水宮司言上去三月二十八日戌刻、河内國譽田天皇神應山陵震動放光之異也、(扶桑)

白河應德三年六月十六日 河内國智識寺顛倒、捨像大佛碎如微塵、云々、長六丈觀音立像也、(扶桑)

河内源氏

源滿仲の長男頼光は父の後を襲ひ、攝津多田にありて攝津源氏の祖となり、次男頼親は大和守となつて大和源氏の祖となり、三男頼信は河内守となり當國源氏の祖となつた。その子頼義も孫の義家も皆

河内守に任ぜられて居る。尊卑分脈に頼信、頼義、義家三代墳墓有河内國通法寺と見えるので、此流の源氏の本據が此國であつた事がわからう。そして此流が後に源家の嫡流となり武士の頭梁となつたのであるから、此國は嫡流源氏の發祥地と云はねばならぬ。その遺跡は義家の五男左兵衛義時の子孫が繼いだこれが所謂河内源氏である。その略系を擧げると次のやうである。

頼信—頼義—義家—義時(左兵衛尉、陸奥五郎、號石川)—

—平賀二郎有義—四郎義資

—頼房—忠教—忠頼—義忠

—武藏權守義基—石川判官代義兼

—頼清—義信—義貞—義通

號石川

住河内石川郡

—石河判官代義資—有義—信盛(萬戸二郎)

—紺戸先生義廣—義澄

—義長

源本時代

後白河保元元年七月、保元の亂。本國草刈部十郎等清盛に従ひ合戦す。保元物語。主上三條殿行幸の事附官軍勢次之事

清盛に相従ふ人々には、河内國には草刈部十郎、大夫定直、瀧口家綱、同じき瀧口太郎家次、

二條平治元年十二月、平治の亂。

平治物語。源氏勢次之事

河内守季實

以下平家物單拔萃

源氏汰之事(治承四年)

源三位頼政申されけるは、河内國には石川郡を知行しける武藏權守入道義基、子息石川判官代義包、云々。

橋合戦の事(治承四年五月)

河内判官秀國

平家の方の侍大將上總守忠清大將軍の御前に參り、「あれ御覽候へ橋の上の戦手痛く候ふ。

今は川を渡すべきにて候ふが折節五月雨の比水まさりて候へば渡さば馬人多く亡び候ひなん。淀一口へや向ふべき又河内路へや廻るべき如何せん」を申す。

飛脚到來の事(治承五年養和元年二月)

同じき九日の日河内國石川郡に居住しける武藏權守入道義基子息石川判官代義兼、これも平家に背いて頼朝に心を通はして東へ落ち下るべしなど聞えしかば、平家やがて討手を遣す。大將軍には源大夫判官季定、攝津判官盛澄、都合その勢三千餘騎、河内國へ發向す。城の中には義基法師を始めとして、僅か百騎ばかりには過ぎざりけり。卯

の尅より矢合して一日戦ひ暮らし、夜に入りければ義基法師討死す。子息判官義兼は、痛手負ひて生捕にこそせられけれ、同じき十一日、義基法師が首、都へ入れて大路を渡さる。諒闇に賊首を渡さる、事、堀河院崩御の時、前對馬守源義親が首をわたされしその例ぞ聞えし。

主上都落の事(壽永二年七月)

又攝津國河内國の源氏等同心して、同じう都へ亂れ入るよし申しければ、平家の人々、この上は力及ばず唯一所に
ていかにも成り給へきて、方々へ向はれたりける討手ども皆都へ呼び返されけり。

室山合戦の事(同年十一月廿九日)

十郎藏人行家、こはたばかられにけりこや思はれけん、面も振らず命も惜まず、こゝを最後まで攻め戦ふ。新中納言の宗と頼まれたりける紀七衛門、紀八衛門、紀九郎などいふ一人當千の兵共皆そこにて十郎藏人にうち取られぬ。かくして五百餘騎の勢共僅三十騎ばかりに討ちなされ、雲霞の如くなる敵の中を割つて出づれどもわが身は手も負はず廿七騎大略手負ひ、播磨國高砂より船に乗つて和泉國吹飯浦へおしわたり。それより河内國長野城にたてこる。平家は室山、水島二箇度の軍に勝ちて、こそいよ／＼熱はつきにけれ。

法住寺合戦の事(同年十一月十九日)

源藏人仲兼はその勢五十騎ばかりにて、法住寺殿の西の門を固む、云々未従八騎に討ちなさる。八騎が中に河内の日下黨に、加賀坊と云ふ法師武者あり、月毛なる馬の口のこばきにぞ騎つたりける。この馬は餘に口が強うて、乗り

たまるべしとも存じ候はずといひければ源藏人、さらばこの馬に乗り替へよとて栗毛なる馬の下尾白に乗り替へて根井小彌太が二百餘騎ばかりにて控へたる河原坂の勢の中へ駈け入り散々に戦ひそこにて八騎が五騎討たれぬ。加賀房はわが馬のひあいなりにて、主の馬に乗り替へたりけれども、運や盡きけんそこに終に討たれにけり爰に源藏人家子に次郎藏人仲頼といふものあり、栗毛なる馬の下尾白が駈け出でたるを見つけて下人を呼びこゝなる馬は源藏人の馬と見るは僻事か、さん候ふと申す。さてこの陣へや駈け入りたるを見つる、河原坂の勢の中へこそ入らせ給ひつるなれ。御馬もやがてあの勢の中より出で来て候ふと申しければ次郎藏人涙をばら／＼と流して、あなむざんや、はや討たれ給ひたり。幼少竹馬の昔より死なば一所にて死なんこそ契りしに、今は所々に伏さんこそ悲しけれとて妻子の許へ最後の有様いひ遣し、只一騎河原坂の勢の中へ駈け入り、鐵蹄んばり立ち上り、大音聲を上げて、敦見親王に八代の後胤信濃守仲重が子に、次郎藏人仲頼とて、生年廿七に罷りなる。われと思はん人々は寄せあへや、見參せんとして、堅さま、横さま、蜘蛛手、十文字に駈け破り駈け廻り戦ひけるが敵あまた討ち取つて終に討死してげり。源藏人これをば知り給はず。兄の河内守仲信打具して、主従三騎南をさして落ち行きけるが、攝政殿の都をば軍に恐れさせ給ひて宇治へ御出ありけるに、木幡川にて追ひつき奉り、馬より下りてかしまる。何者ぞと御尋ありければ、仲信、仲兼と名乗り申す。東國北國の凶徒等かなんと思召したればとて御感あり。やがて汝等も御供に候へと仰せければ承つて宇治の富家殿まで送りまゐらせて、それよりこの人々は、河内國へぞ落ち行きける。

宇治川の事(元暦元年正月)

大將軍九郎御曹司、河の端に打ち出で水の面を見渡して、人々の心を見んこや思はれけん「淀一口へや向ふべき、又河内路へや廻るべき、水の落足をや待つべき、如何せんこ」宣ふ、

樋口のきられの事（同年正月）

今井が兄の樋口次郎兼光は十郎藏人討たんとて、その勢五百餘騎にて、河内國長野城へ越えたりけるが、そこにては討ち漏しぬ。紀井國名草に在りて聞きてやがて續いて寄せたりけるが都に軍ありと聞き、取つて返しのぼる程に淀の大渡の橋にて、今井が下人に行き逢ひたり。

以下東鑑抜萃

養和元年二月九日、去年冬、河内國に於いて平家の爲殺害せられし源氏前武藏權守義基の首、今日大路に渡し、獄門之樹に懸く、先檢非違使左衛門少尉中原幸貞、源仲頼、右衛門少尉中原基廣、安倍資成、右衛門志中原明基、左衛門府生大江經廣、右衛門府生紀兼康等、七條河原に行向ふ、平氏家彼頭を渡す。又義基の弟石河判官代義資、紺戸先生義廣生虜せらるゝの間、兄の首に相具し左獄舎に遣はさる。

元暦元年正月廿一日 源九郎義經主、義仲の首を獲る由を奏聞す。今日晩に及び九郎主木曾專一の者樋口次郎兼光を搦め進む、是木曾の使となり石河判官代を征する爲、日來河内國に在り、而るに石

川逃亡の間空しく京に歸る云々。

元暦元年六月四日 石河兵衛判官代義資關東に參着し朝夕宮仕致すべき由を申す。是去る養和元年平家の爲に生虜せられし河内源氏隨一の者也。近年は又義仲の爲襲はれ太だ度を失す云云、武衛の執申により勅勘を免され、去る三月二日右兵衛尉元の如きの由宣下せらる。

文治元年六月十四日 參河守範頼并に河内五郎義長等二品の命を受け使者を高麗國に渡す。

第四節 守護時代（鎌倉室町時代）

鎌倉時代略年表

文治二年正月十一日 高瀬庄事武家の沙汰を交ふべからざるの由仰せ下さる。北條殿所存を折紙に注し、帥中納言に付せらる。

高瀬庄事、雖令究濟兵糧米候、於地頭惣追補使者被補候畢、但於狼藉者可令停止候也。

同五月廿五日 能保朝臣、平六備仗時定及び常陸房昌明等飛脚參着、前備前守行家の首を持參す。先づ件の使者を營中に召され、事の次第を尋問せらる。各申して云、備州日來和泉河内の邊を横行するの由風聞の間云々。

同六月廿一日 河内國云々、右件卅七國に院宣を下され武士の濫行を糺定せらる。

文治三年八月廿七日 下河邊庄司行平を使節となして上洛せしめ、又重ねて京都に申さるゝ條々、一江大夫判官下部等狼藉の事 河内國に於て關東家人と號し寄取狼藉に及ぶ由、風聞する所也。全く頼朝申付なきの旨御尋ねあるべき事 云々、右條々公平を存じ言上せしむる所也。

建久元年四月十九日 造大神宮役夫工米地頭未済の事、頻りに職事奉書あり、神宮使又參訴の間、不日沙汰致すべきの旨下知し給ふ。子細ある所々に於ては今日京都に注進せしめ給ふ。其狀に云、

内宮役夫工作料未済成敗所々事

河内國 新關 富島 三野和 長田

攝津國 平野 安垣

下知景時處、返事如此相副之

同八月三日 河内國內庄々地頭等押領事並に糟屋藤太有季狼藉を致すの事、成敗すべきの由院宣を下さるゝの間御請文を献らるゝの上、子細を彼地頭に問はせらる。

河内國務事、任被仰下候之旨、相尋于光輔候畢、濫妨輩、公朝時定義兼等、以消息所下知候也、件狀三通、謹以進上之、至有季濫行者、不當第一に候、隨罪科御沙汰候はんを、兎角不可言上候也、以此旨可令洩達給、頼朝恐々謹言、

八月三日

頼朝

御下文等

河内國々領を時定が陸奥所と云假名を立て令押領之由有其間、先陸奥所と云假名聞耳見苦之上、無禮と不存哉、彼奥州にて出羽國內を押領せん爲には、陸奥所とも云てん、縦押領して有とて、地頭許にて、有限國事を不對捍はこそ、過愈を遁所とあらめ對捍濫妨爲先て、如然不當を致事、奇怪之至、不及左右事也、早有限國事を任先例可致其勤、又可隨國司下知也、若猶有懈怠者、將可令停止地頭職也、仰旨如此仍以執達如件、

八月三日

盛時奉

平六左衛門尉殿

河内國山田郷事爲地頭可隨國命之由載下文畢、而當任國司光輔之時、鎌倉の仰を蒙たり、早可觸鎌倉之由令稱云々此條鎌倉に國司なくはこそ、令進止左右、如何様に仰給けるそ、又誰人を以仰聞けるやらむ。如此虚言以外之次第也、早任先例可被改其沙汰之由所候也、仍以執達如件

八月三日

盛時奉

江大夫判官殿

元久元年八月廿一日 石清水八幡宮一本寺 領河内國高井田事、將軍家御祈禱所となし、地頭を止められ訖んぬ。宮寺の沙汰たるべきの由今日仰せ遣はさる。

建曆二年十一月十一日 河内國藍御作手一本監 御候卒 六十人事、例に任せ門一本 中右衛門尉朝具一本 奉行人となし、宮仕致すべきの旨仰せ下さる。

承久三年六月 承久の亂、當國の士官軍に加はる者多し。(河内判官秀澄)

承久軍物語 今はかうよおぼしめされて鳥羽の城南寺の流鏑馬揃へと、御ひろうあつて、諸國の兵どもを、めさるゝ所に、大和、山城、近江、丹波、美濃、尾張、伊賀、伊勢つのに河内紀の國、丹後、但馬以上十四かこの兵ども、参りけり、くらのごんのかみ清範うけ給はつて、着到を付ければむねこの兵一千七百人ぞぞしるしたる。

安貞二年七月廿三日 白河河内判官代八郎

天福元年四月十六日 大風以前出舉は上下親疎を論ぜず、一倍を停止し五把の利を以て一倍たるべきの由定められ、遍く諸國に下和せしむる爲奉行人を差定す。河内等十个國には宗監物孝尙。

嘉禎元年正月廿六日 河内前司光行入道○同二月四日 河内入道光行

曆仁元年五月十一日 故左衛門尉坂上明定子息左兵衛尉胤亡父の遺跡を領掌すべきの事相違あるべからざるの由嚴旨を含む。是石見國長田保、播磨國巨智庄地頭職、河内國藍御作手奉行、近江國天福寺地頭等の事云々、去年十月四日父之を譲り死去、明定名人一本 若人 たるに依て左京兆頻に遺孤を憐愍し給ふ。○同六月五日 河内守光村見ゆ。

仁治二年五月十日 河内式部大夫親行

建長四年四月三日 河内前司祐村 河内三郎祐氏(三郎左衛門尉祐氏)○同六年十二月十八日 河内守

親行 ○正嘉二年正月一日 河内左衛門太郎 (以上東鑑)

嘉元元年八月十九日 興福寺僧徒春日神木を遷し延曆寺僧の河内坂田二莊税を侵奪せしを訴ふ。勅して延曆寺僧慈俊頼俊等を流す。(興福寺略年代記)

天下怪異事(元弘元年八月)

八月二十四日の夜に入て、大塔宮より潜に御使を以て主上へ申させ給ひけるは、今度東使上洛の事、内々承候へば皇居を遠國へ遷奉り、尊雲を死罪に行ん爲にて候なる、今夜急ぎ南都の方へ御忍び候べし、城郭未調、官軍馳参せらる先に、凶徒若皇居に寄來ば、御方防戦に利を失ひ候はんか、且は京都の敵を遮り止んが爲、又は衆徒の心を見んが爲に近臣を一人天子の號を許れて、山門へ被_レ上せ、臨幸の由を披露候はゞ、敵軍定を観山に向て、合戦を致し候はん歟。去程ならば衆徒吾山を思故に防戦に身命を輕し候べし、凶徒力疲れ合戦數日に及ばゞ、伊賀、伊勢、大和、河内の官軍を以て、却て京都を被_レ攻んに、凶徒の誅戮踵を回すべからず、國家の安危只此一舉に可_レ有候也と、被_レ申たりける間、主上只あきれさせ給へる計にて何の御汰沙にも及給はず。

同年八月二十八日 伊賀伊勢大和河内の兵多く行在に至る。(増鏡)

同年八年 中納言藤原藤房を遣はし、楠木正成を召見し、委ぬるに興復を以てす。

主上御夢事付楠事（元弘元年八月）

元弘元年八月二十七日、主上笠置へ臨幸成て本堂を皇居となさる。始一兩日の程は武威に恐れて、參り仕る人獨も無かりけるが、叡山東坂本の合戦に六波羅勢打負ぬと聞へければ、當寺の衆徒を始て近國の兵共此彼より馳參る。されども未名ある武士、手勢百騎も二百騎も打せたる大名は、一人も不參、此勢計にては皇居の警固如何有べからん。主上思食煩はせ給て少し御まごろみ有ける御夢に、所は紫宸殿の庭前と覺へたる地に大なる常盤木あり縁の陰茂りて、南へ指たる杵殊に榮へ蔓れり、其下に三公百官位に依て列坐す。南へ向たる上座に御坐の疊を高く敷、未坐したる人はなし、主上御夢心地に誰を設けん爲の座席やらん。怪しく思食て立せ給ひたる處に繋結たる童子二人忽然として來て主上の御前に跪き泪を袖に掛て一天下の間に暫も御身を可被隠所なし。但しあの樹の陰に南へ向へる座席あり是御爲に設たる玉宸にて候へば暫く此に御座候へと申て童子は遙の天に上り去ぬ。御覽じて御夢はやがて覺にけり。主上是は天の朕に告る所の夢也と思食て文字に付て御料簡あるに、木に南と書たるは楠と云字也、其陰に南に向ふて坐せよと二人の童子の教へつるは、朕再び南面の徳を治て天下の士を朝せしめんする處を、日光月光の被示けるよと自ら御夢を被合て、愚敷こそ被思食けれ。夜明ければ當寺の衆徒、成就房律師を被召若此邊に楠と被云武士や有と御尋有ければ、近き傍りに左様の名字付たる者ありとも未承及候、河内國金剛山の西にこそ楠多門兵衛正成とて、弓矢取て名を得たる者は候なれ。是は敏達天皇四代の孫、井手左大臣楠諸兄公の後胤たりといへども民間に下て年久し、其母若かりし時志賀の毗沙門に百日詣て夢想を感じて、設たる子にて

候とて雅名を多門と申候、さぞ、答へ申ける主上さては今夜の夢の告是也と思食て、頼て是を召せと被仰下ければ、藤房卿勅を奉て急ぎ楠正成を被召ける、勅使宣旨を帶して楠が館へ行向て事の子細を演らければ、正成弓矢取る身の面目、何事か是に過じと思ければ、是非の思案にも不及先忍て笠置へぞ參ける、主上萬里小路中納言藤房卿を以て被仰けるは、東夷征罰の事正成を被思食子細有て勅使を被立處に、時刻を不移馳參條觀感不淺處也、抑天下草創の、如何なる謀を廻してか、勝事を一時に決して、太平を四海に可被致所存を不殘可申と勅定有ければ、正成畏て申けるは、東夷近日の大逆只天の譴を招き候上は、衰亂の弊へに乗て天誅を被致に何の子細か候べき、但天下草創の功は、武略と智謀との二にて候若勢を合て戦は、六十餘州の兵を集て、武藏相模の兩國に對すとも勝事を得がたし。若謀を以て争は、東夷の武力只利を摧き堅を破る内を不出是欺くに安して怖るゝに足ざる所也、合戦の習にて候へば、一旦の勝負をば必しも不可被御覽、正成一人未生て有と被聞召候は、聖運遂に可被開と被思食候へ、頼しげに申て、正成は河内へ歸にけり、

同年九月 楠木正成河内赤坂城を築き義兵を擧ぐ。二十八日、六波羅兵行在を陥る、判官代錦織俊政飛驒守石川義純及び子義右等死す。

笠置軍事付陶山小見山討事（元弘元年九月）

同月十一日、河内の國より早馬を立て、楠兵衛正成と云者、御所方に成て旗を擧る間、近邊の者共、志あるは同心し、志なきは東西に逃隱る。則國中の民屋を追捕して、兵糧の爲に運取己が館の上なる、赤坂山に城郭を構へ、其

勢五百騎にて楯籠り候。御退治延引せば、事御難儀に及候なん。急ぎ御勢を可被向さぞ告申ける。(笠置城)追手の木戸、西の坂口は、伊賀、伊勢の兵千餘騎にて堅めたり。搦手に對する東の出屏の口をば、大和、河内の勢五百餘騎にて堅たり。南の坂、二王堂の前をば和泉、紀伊國の勢七百餘騎にて堅たり。

此年冬、大佛貞直等赤坂を圍む。楠木正成城を焚き、あとを晦す。

赤坂城軍事(同年九月)

遙々東國より上りたる大勢共、未近江國へも入ざる前に、笠置の城已に落ければ、無念の事に思て一人も京都へは不入、或は伊賀伊勢の山を經、或は宇治醍醐の道を要て、楠兵衛正成が楯籠たる赤坂の城へぞ向ひける。石河原を打過、城の有様を見遣れば、我に誘へたりと覺て、はかしく搦をもほらず、僅に屏一重塗て、方一二町には過じと覺たる其内に、櫓二三十が程、搦雙べたり。是を見る人毎に、あな哀の敵の有様や、此城我等が片手に戴て投るも投つべし。あはれせめて如何なる不思議にも、楠が一日こらへよかし、分捕高名して、恩賞に預らん、思はぬ者こそ無りけれ、されば寄手三十萬騎の勢共、打寄るも均く、馬を踏放踏放、搦の中に飛入、櫓の下に立雙て、我前に打入んぞぞ諍ひける。正成は元來策を帷幄の中に運じ、勝事を千里の外に決んぞ、陳平張良が肺腑の間より、流出せるが如の者なりければ究竟の射手を二百餘人、城中に籠て、舍弟の七郎と、和田五郎正遠とに三百餘騎を差副て、よその山にぞ置たりける。寄手は是を思もよらず、心を一片に取て、只一揉に揉落さん、同時に皆四方の、切岸の下に著たりける處を、櫓の上さまの陰より、指つめ引つめ、鐵を支て射ける間、時の程に手

負死人千餘人に及べり。東國の勢共案に相違して、いやしく此城の爲體、一日二日には落まじかりけるぞ。暫陣々を取て、役所を構へ、手分をして合戦を致せとて、攻口を少し引退き馬の鞍を下し、物の具を脱て、皆帷幕の中にぞ休居たりける。楠七郎、和田五郎遙の山より直下して、時尅よしと思ければ、三百餘騎を二手に分け、東西の山の木陰より、菊水の旗二流、松の嵐に吹靡かせ閑に馬を歩ませ、煙嵐を捲て押寄たり。東國の勢是を見て、敵か御方かと、ためらひ怪む處に、三百餘騎の勢共、兩方より時を咄と作て、雲霞の如くに雲ひたり。三十萬騎が中へ魚鱗懸に懸入、東西南北へ破て通り、四方八方面を切て廻るに寄手大勢あきれて、陣を成かれたり。城中より、三の木戸を同時に颯と排て、二百餘騎鋒を雙て打て出、手崎にまわして散々に射る、寄手さしもの大勢なれども、僅の敵に驚騒て、或は維げる馬に乗てあなれども進まず、或は弛せる弓に、矢をばけて射んぞすれども不射、物具一領に二三人取付、我がよ人のよと引遇ける。其間に主被打とも從者は不知、親被打共子も不助、蜘蛛の子を散すが如く、石河原へ引退く。其道五十町が間、馬物具を捨たる事、足の踏所もなかりければ東條一郡の者共は、俄に徳付てぞ見たりける。指もの東國勢、思の外に爲損じて、初度の合戦に負ければ、楠、武略侮りにくしとや思けん、吐田、檜原邊に、名打寄たれども懸て又推寄んとば不擬、此に暫引へて、畿内の案内者を先に立て、後攻のなき様に山を薙廻、家を焼拂て心易く城を責べきなんぞ、評定ありけるを、本間、澁谷の者共の中に、親被打子被討たる者多かりければ、命生ては何かせん。よしや我等が勢計なりとも、馳向て打死せんぞ、憤りける間、諸人皆是に被勳て、我も我も馳向けり。彼赤坂の城と申は、東一方こそ山田の畔重々に高く、少し難所の様なれ、三方は皆平

地に續きたるを、掘一重に屏一重塗たれば、如何なる鬼神が籠りたり共、何程の事が可有と、寄手皆是を侮り、又寄ると均く、堀の中切岸の下まで攻付て、逆木を引のけて打て入んとしけれども、城中には音もせず。是は如何様昨日の如く、手負を多く射出て漂ふ處へ、後攻の勢を出して、揉合せんするよと心得て、寄手十萬餘騎を分て、後の山へ指向て、残る二十萬騎稻麻竹葎の如く、城を取巻てぞ責たりける。掛けれども城の中よりは、矢の一筋をも不_ニ射出、更人有とも見へざりければ、寄手彌氣に乗て、四方の屏に手を懸、同時に上り越んとしける處を、木より屏を二重に塗て、外の屏をば切て落す様に、拵たりければ城の中より四方の屏の釣繩を一度に切て落したりける間、屏に取付たる寄手千餘人、壓に被打たる様にて、目計はたらく處を、大木大石をなげ懸なげ懸打ける間、寄手又今日の軍にも、七百餘人被討けり。東國の勢共兩日の合戦に、手こりをして、今は城を攻んとする者一人もなし、只其近邊に陣々を取て、遠攻にこそしたりけれ、四五日が程は加様に有けるが、餘に暗然として、守り居たるも云甲斐なし。方四町にだに足の平城に敵四五百人籠たるを、東八箇國の勢共が責かれて、遠責したる事の淺猿さまなんと、後までも人に被_レ笑事こそ口惜けれ。前々は早りのま、楯をも不_レ衝、責具足をも支度せて、責ればこそ、そゝろに人は損じつれ。今度は質を替て可_レ責て面々に持楯をばがせ、其面にいたため皮を當て、轆く被_レ打の様に拵てかづきつれてぞ責たりける。切岸の高き堀の深さ、幾程もなければ、走懸て屏に著ん事は最安く覺けれ共、是も又釣屏にてやあらんと危みて、無_ニ左右屏には不_レ著、皆堀の中になり潰て、熊手を懸て屏を引ける間、既に被_レ引破_レぬべう見へける處に、城の内より柄の一二丈長き抄に、熱湯の湧翻りたるを酌で、

懸たりける間、甲の天返綿がみのはづれより、熱湯身にこたへて焼爛ければ、寄手こらへかれて楯も熊手も打捨てばつと引ける見苦しき、矢庭に死るまでこそ無れども或は手足を被_レ焼て立も不_レ揚、或は五體を損じて病み臥する者二三百人に及べり。寄手質を替て責れば城中工を替て防ぎける間、今は兎も角も可_レ爲様なくして只食攻にすべしとぞ被_レ議ける。か、りし後は混ら軍をやめて己が陣々に楯をかき、逆木を引て遠攻にこそしたりけれ。是にこそ中々城中の兵慰方もなく氣も疲れぬる心地してける。楠此城を構へたる事暫時の事なりければ、はかなくしく兵糧なんご用意もせざれば、合戦始て城を被_レ圍たる事僅に廿日餘りに城中兵糧盡て、今四五日の食を殘せり。懸ければ正成諸卒に向て云けるは、此間數箇度の合戦に打勝て敵を亡す事數を不_レ知といへども、敵大勢なれば敢て物の數もせず城中既に食盡て助の兵なし。元來天下の士卒に先立て草創の功を志する上は、節に當り義に臨ては命を可_レ惜に非ず。雖_レ然事に臨て恐れ謀を好て成すは勇士のする所也。されば暫此城落て正成自害したる體を、敵に知せんと思ふ也。其故は正成自害したりと見及ば、東國勢定て悦を成て可_ニ下向_一下らば正成打て出又上らば深山に引入、四五度が程東國勢を憐したらんになごか退屈せざらん。是身を全して敵を亡す計略也。面々如何計ひ給と云ければ、諸人皆可_レ然とぞ同じける。さらばさて城中に大なる穴を、二丈計掘て此間堀の中に多く討れて臥たる死人を、二三十人穴の中に取り入て、其上に炭薪を積んで雨風の如酒ぐ夜をぞ待たりける。正成が運や天命に叶けん、吹風俄に沙を擧て降雨更に篠を衝が如し。夜色窈冥として鹿城皆帷幕を低る。是ぞ待所の夜なりければ城中に人を一人殘し留て、我等落延ん事四五町にも成ぬらんと思はする時、城に火を懸よと云置て皆物の

具か脱、寄手に紛て、五人三人別々になり、敵の役所の前、軍勢の枕の上を越て閑々落けり。正成長崎が厩の前を通りける時、敵を見つけて何者なれば御役所の前を、案内も申さず忍やかに通るぞと咎めければ、正成は大將の御内の者にて候か、道を踏違へて候ひけると云捨て足早にぞ通りける。咎めつる者さらばこそ怪き者なれ、如何様馬盗人と覺るぞ只射殺せとて近々走寄て、眞直中をぞ射たりける。其矢正成が臂の懸りに答てしたゝかに立ぬと覺へけるが、すはだなる身に少も不立して答を返して飛翻る。後に其矢の痕を見れば正成が年來信じて奉讀觀音經を入たりける、膚の守に矢當て一心稱名の二句の傷に、矢さき留りけるこそ不思議なれ。正成必死の懸に死を遁れ廿餘町落延て、跡を願ければ約束に不違早城の役所共に火を懸たり。寄手の軍勢火に驚てすはや城は落けるぞとて、勝時を作てあますな漏すなと騒動す。焼靜りて後城中をみれば大なる穴の中に炭を積て焼死たる骸多し。皆是を見てあな哀や正成はや自害をしてけり、敵ながらも弓矢取て尋常に死たる者哉と譽ぬ人こそ無りけれ。

元弘二年四月三日 楠木正成赤坂城を復し、兵を率ゐて和泉河内を徇ふ。○廿一日、楠木正成六波羅兵と四天王寺に戦ひ大いに之を破る。是冬、正成千劍破城を圍む。(増鏡、梅松論)

楠出帳天王寺事二付隅田高橋井宇都宮事

元弘二年三月五日、左近將監時益、越後守仲時兩六波羅に被補て關東より上洛す。此三四年は常葉駿河守範貞一人として、兩六波羅の成敗を司て在しが、堅く辭し申けるに依てこそ聞へし。楠兵衛正成は去年赤坂の城にて

自害して、焼死たる眞似をして落たりしを實と心得て、武家より其跡に湯淺孫六入道定佛を地頭に居置たりければ、今は河内國に於ては殊なる事あらじと心安く思ける處に、同四月三日楠五百餘騎を卒して俄に湯淺が城へ押寄て息をも不繼責戦ふ。城中に兵糧の用意乏しかりけるにや湯淺が所領紀伊國の阿瀬川より、人夫五六百人に兵糧を持せて、夜中に城へ入んとする由楠風聞て、兵を道の切所へ差遣し悉是を奪取て、其俵に物の具を入替て、馬に負せ人夫に持せて、兵を二三百人兵士の様に立せて城中へ入んとす、楠が勢是を追散さんとする眞似をして、追つ返つ同士軍をぞしたりける。湯淺入道是を見て我兵糧入る、兵共が、楠が勢と戦ふぞと心得て城中より打て出で、そゝるなる敵の兵共を城中へぞ引入ける。楠が勢共思の儘に城中に入すまして、俵の中より物共共取出し、ひじく堅めて則時の聲をぞ揚たりける。城の外勢同時に木戸を破り、屏を越て責入ける間湯淺入道内外の敵に取籠られて、可戦様も無りければ忽に首を伸て降人に出づ。楠其勢を井せて七百餘騎にて、和泉河内内の兩國を靡けて大勢に成ければ、五月十七日に先住吉天王寺邊へ打て渡部の橋より南に陣取る、然間和泉河内の早馬敷並を打、楠已に京都へ責上る由告ければ洛中の騒動不斜武士東西に馳散りて貴賤上下周章事窮りなし。

河内國の住人、和田孫三郎此由を聞て、楠が前に來て云ける、云々。

元弘三年二月 北條高時阿曾時治を遣はし赤坂を圍み、大佛高直をして千劍破を圍ましむ。後赤坂城陥る。

赤坂合戦事付人見本間拔懸事

去程に赤坂の城へ向ひける大將、阿曾彈正少弼、後陣の勢を待調へんが爲に天王寺に兩日逗留有て、同二月二日午
尅に、可有矢合に於て拔懸之輩者、可有罪科之由をぞ被觸ける。爰に武藏國の住人に人見四郎入道恩阿と云者
あり、此恩阿本間九郎資貞に向て語りけるは、御方の軍勢雪霞の如くなれば敵陣を貴落ん事疑なし。但事の様を
案するに、關東天下を治て權を執る事已に七代に餘れり。天道缺、盈理遁る、處なし。其上臣として君を流し奉る
積惡豈果して其身を滅さざらんや、某不肖の身なりと云へ共武恩を蒙て齡已に七旬に餘れり、今日より後差たる
思出もなき身のそゞろに長生して、武運の傾んを見んも老後の恨臨終の障共成ぬべければ、明日の合戦に先懸し
て一番に討死して、其名を末代に遺さんぞ存する也と語りければ、本間九郎心中にはげにもと思ながら枝葉の事
を宣者哉。是程なる打圍の軍にそゞろなる先懸して、討死したりとも差て高名とも云れまじ、されば只某は人な
みに可振舞也と云ければ、人見よにも無興氣にて本堂の方へ行けるを、本間怪み思て人を付て見せければ、矢
立を取出して石の鳥居に何事とば不知一筆書付て己が宿へぞ歸りける。本間九郎さればこそ此者は一定明日先懸
せられぬと、心ゆるし無りければまだ宵より打立て唯一騎東篠を指て向けり。石河河原にて夜を明すに、朝霧の晴
間より南の方を見れば、紺唐綾威の鎧に白母衣懸て鹿毛なる馬に乗たる武者一騎赤坂の城へぞ向ひける、何者
やらんと馬打寄せて是を見れば人見四郎入道なりけり。人見本間を見付て云けるは、昨夜宣し事を實と思なば、孫程
の人に被出拔まじと打笑てぞ頻に馬を早めける。本間跡に付て今は互に先を争ひ申に及ず、一所にて戸を曝し

冥途までも同道申さんするぞよと云ければ、人見申にや及ばんと返事して跡になり先になり物語して打けるが、
赤坂の城近く成ければ二人の者共、馬の鼻を雙て懸囊り、掘の際まで打寄て鎧踏張弓杖突て大音聲を揚て名乗け
るは、武藏國の住人に人見四郎入道恩阿年積て七十三、相模國の住人本間九郎資貞生年三十七鎌倉を出しより軍
の先陣を懸て、戸を戰場に曝ん事を存じて相向へり。我と思はん人々は出合て手なみの程を御覽せよと、聲々に
呼て城を睨で引へたり。城中の者共是を見て是ぞとよ坂東武者の風情とは、只是熊谷、平山が一谷の先懸を傳聞
て羨數思へる者共也。跡を見るに續く武者もなし、又さまで大名とも見えず、溢れ者の不敵武者に、跳り合て命
失て何かせん。只置て事の様を見よとて、東西鳴を靜めて返事もせず。人見腹を立て早且より向て名乗れ共、城
より矢の一をも射出さぬは、臆病の至り敵敵を侮る歟、いで其義ならば手柄の程を見せんとて馬より飛下て、堀
の上なる細橋さらりと走渡り、二人の者共出し屏の脇に引傍て木戸を切落さんとしける間、城中是に騒て土小
間櫓の上より雨の降が如くに、射ける矢二人の者共が鎧に髪毛の如にぞ立たりける。本間も人見も元より討死せん
と思立たる事なれば、何かは一足も可引命を限に二人共に一所にて被討けり。是まで付從て最後の十念勤めつ
聖二人が首を乞得て、天王寺に持て歸り本間が子息源内兵衛資忠に始よりの有様を語る。資忠父が首を一目見て
一言をも不出只涙に咽で居たりけるが、如何思けん鎧を肩に投懸馬に鞍置て只一人打出んぞす。聖怪み思て鎧の
袖を引留め是はそも如何なる事にて候ぞ、御親父も此合戦に先懸して、只名を天下の人に被知と計思召さば、父
子共に打連てこそ向はせ給ふべけれ共、命をば相模殿に獻り恩賞をば子孫の榮花に、貽さんと思召ける故にこそ、

人より先に討死をばし給らめ、而るに思ひ籠給ける所もなく、又敵陣に懸入て父子共に打死し給ひなば、誰か其跡を繼、誰か其恩賞を可蒙、子孫す無窮に榮るを以て父祖の孝行を呈道せば申也。御悲歎の餘りに、無是非死を共にせんと思召は理なれ共、暫止らせ給へど堅く制しければ資忠涙を押へて、無力著たる鎧を脱置たり、聖さては制上に拘りぬと嬉しく思て、本間が首を小袖に裹み、葬禮の爲に側なる野邊へ越ける其間に資忠今は可止人なければ、則打出て先上宮太子の御前に参り、今生の榮耀は今日を限りの命なれば祈る所に非ず、唯大悲の弘誓の誠有らば、父にて候者の討死仕候し戦場の同じ昔の下に埋れて、九品安養の同臺に生る、身と成させ給へと、泣々祈念を凝して泪と共に立出けり。石の鳥居を過るを見れば、我父と共に討死しける人見四郎入道が書付たる歌あり。是ぞ誠に後世までの物語に可留事よと思ければ、右の小指を食切て其血を以て一首を側に書添て、赤坂の城へぞ向ひける、城近く成ぬる所にて、馬より下り弓を脇に挟て城戸を叩き、城中の人々に可申事ありと叫りけり。良暫く在て兵二人櫓の小間より顔を指出して、誰人にて御渡候哉と問ければ、是は今朝此城に向て打死して候つる本間九郎資貞が嫡子源内兵衛資忠と申者にて候也。人の親の子を憶ふ哀み、心の闇に迷つ習にて候間、共に討死せん事を悲て我に不知して只一人討死しけるにて候、相伴ふ者無て中有の途に迷ふ覽さこそ被思遣候へば、同く討死仕て無跡まで父に去道を盡し候はやと存じて只一騎相向て候也城の大將に此由を被申候て木戸を被開候へ、父が打死の所にて同く命を止めて其望を達し候はんこ、懸懸に事を請ひ泪に咽てぞ立たりける。一の木戸を堅めたる兵五十餘人、其志孝行にして相向ふ處やさしく哀なるを感じて、則木戸を開き逆木を引

のけしかば、資忠馬に打乗り城中へ懸入て五十餘人の敵と火を散てぞ切合ける、遂に父が被討し跡にて太刀を口に呀て覆しに倒て貫かれてこそ失にけり。惜哉父の資貞は無雙の弓矢取にて國の爲に要須たり。又子息資忠はためしなき忠孝の勇士にて家の爲に榮名あり。人見は年老齡傾きぬれ共義を知て命を思ふ事時と共に消息す、此三人同時に討死しぬと聞へければ、知も知ぬもをこなべて歎かぬ人は無りけり。既に先懸の兵共ぬけに赤坂の城へ向ひ討死する由披露有ければ、大將則天王寺を打立て馳向ひけるが上宮太子の御前にて馬より下り石の鳥居を見給へば、左の柱に

花さかの老木の櫻朽ぬとも其名は昔の下に隠れし

と一首の歌を書て、其次に武藏國の住人人見四郎恩阿生年七十三、正慶二年二月二日、赤坂の城へ向て武恩を報ぜん爲に、討死仕畢ぬと書たりける。又右の柱を見れば

てしばし子を思ふ闇に迷らん六の街の道しるべせん

と書て、相模國の住人本間九郎資貞嫡子、源内兵衛資忠生年十八歳、正慶二年仲春二日、父が死骸を枕にして同ま戰場に命を止め畢ぬと書たりける。父子の恩義君臣の忠貞此二首の歌に顯れて、骨は化して黄壤一堆の下に朽ぬれど、名は留て青雲九天の上に高し。されば今に至るまで石碑の上に消殘れる三十一字を見る人、感涙を流さぬは無りけり。去程に阿曾彈正少弼、八萬餘騎の勢を卒して赤坂へ押寄せ、城の四方二十餘町雲霞の如くに取巻て、先時の聲をぞ揚たりける。其音山を動し地を震ふに、蒼涯も忽に可裂、此城三方は岸高して屏風を立たるが

如し。南の方計こそ平地に繼ひて、堀を廣く深く掘切て岸の額に屏を塗り、其上に櫓を振雙べたれば、如何なる大刀早態なりとも轍く可責様ぞなき、され共寄手大勢なれば思悔て櫓にはづれ、矢面に進で堀の中へ走り下りて、切岸を襲らんさしける處を、屏の中より究竟の射手共繼を支て思様に射ける間、軍の度毎に手負死人五百人、六百人不被三射出時はなかりけり。是をも不痛荒手を入替々々十三日までぞ責たりける、去共城中少も不弱見へけり、爰に播磨國の住人吉河八郎と云者、大將の前に來て申けるは、此城の爲體刀責にし候はゞ無左右不可落候。補此一兩年が間和泉、河内を管領して、若干の兵糧を取人て候なれば、兵糧も無左右盡候まじ、情思案を廻し候に、此城三方は谷深して地に不繼、一方は平地にて而も山遠く隔れり、されば何くに水可有とも見へぬに、火矢を射れば水彈にて打消候、近來は雨の降る事も候はぬに、是程まで水の車散に候は如何様南の山の奥より、地の底に繩を伏城中へ水を懸入る、歟と覺候、哀人夫を集めて山の腰を掘きらせて、御覽候へかじと申ければ、大將げにもとて、人夫を集め城へ繼ぎたる山の尾を一字に掘切て見れば、案の如く土の底に二丈餘りの下に繩を伏せて、側に石を疊み、上に眞木の瓦を覆て水を十町餘の外より懸たりけり。此揚水を被止て後城中に水乏して、軍勢口中の渴を難忍ければ、四五日か程は、草葉に於ける朝の露を嘗め、夜氣に潤へる地に身を當て、雨を待けれ共雨不降、寄手是に利を得隙なく火矢を射ける間大手の櫓二つをば焼落しぬ。城中の兵水を飲まで十二日に成ければ今は精力盡はて、可防方便も無りけり。死たる者は再び歸る事なし、去來やとも死なんずる命を、各力の未嗟ぬ先に打出で、敵さ指違へ、思様討死せんさ城の木戸を開て、同時に打出んさしけるを、城の本人平野

將監入道高櫓より走下り、袖をひかへて云けるは、暫く楚忽の事な仕給ふぞ、今は是程に力盡喉乾て疲れぬれば思ふ敵に相逢ん事有難し、名もなき人の中間下部共に被虜て耻を曝ん事可心憂、情事の様を案するに、吉野金剛山の城未相支て勝負を不決、西國の亂未靜まらざるに今降人に成て出たらん者なば、人に見こらせじさて討事不可有と存する也、さても叶はぬ我等なれば暫事を謀て降人に成、命を全して時至らん事を可待といへば、諸卒皆此義に同じて其日の討死をば、止めてけり、去程に次の日軍の最中に、平野入道高櫓に上て大將の御方へ可申子細候、暫く合戦を止て、聞食候へと云ければ大將濫谷十郎を以て、事の様を尋るに、平野木戸口に出合て、楠和泉、河内の兩國を平けて威を振ひ候し刻に一旦の難を遁れん爲に、不心御敵に屬して候き、此子細京都に參じ候て申入候はんさ仕候處に、已に大勢を以て、被押懸申候間、弓矢取身の習ひにて候へば一矢仕りたるにて候、其罪科をだに可有御免にて候はゞ頭を伸て降人に可參候。若叶ふまじきこの御定にて候はゞ、無力一矢仕て戸を陣中に曝すべきにて候、此様を具に被申候と云ければ、大將大に喜て本領安堵の御教書を成し、殊に功あらん者には、則恩賞を可申沙汰由返答して合戦をぞ止めける。城中に籠る所の兵二百八十二人明日死なんずる命をも不不知、水に渴せる難堪さに皆降人に成てぞ出たりける。長崎九郎左衛門尉是を請取て、先降人の法なればさて物具太刀刀を奪取り、高手小手に禁て、六波羅へぞ渡しける、降人の輩如し此ならば只討死すべかりける者なば、後悔すれ共無甲斐二日を経て京都に著しかば六波羅に誠置て合戦の事始なれば、軍神に祭て人に見こりさせよと、六條河原に引出し一人も不殘首を刎て被懸けり。是を聞てぞ吉野金剛山に籠りたる兵共も、彌獅子の齒嚙

をして、降人に出んと思ふ者は無りけり。罪を緩ふするは、將の謀也と云事を知らざりける。六波羅の成敗を皆人ごみに押なべて悪かりけり申しか、幾程も無して悉亡びけるこそ不思議なれ。情は人の爲ならず、餘に橋を極めつ、雅意に任て振舞へば、武運も早く盡にけり、因果の道理を知るなら、可有心事共也。

元弘三年閏二月一日 吉野城陥る。阿曾時治、二階堂貞藤兵を併せて、千劍破を圍む。正成拒戦、數々之を破る。

千劍破城軍事

千劍破城の寄手は前の勢八十萬騎に、又赤坂の勢吉野の勢馳加て百萬騎に餘りければ、城の四方二三里が間は見物相撲の場の如く打圍で尺寸の地をも餘さず充滿たり。旌旗の風に翻て靡く氣色は、秋の野の尾花が末よりも繁く、劔戟の日に映じて耀ける有様は、曉の霜の枯草に布るが如く也。大軍の近づく處には山勢是が爲に動き、時の聲の震ふ中には坤軸須臾に摧けたり。此勢にも恐ずして纔に千人に足ぬ小勢にて、誰を憑み何をか待共なきに、城中にこらへて防ぎ戦ける楠が心の程こそ不敵なれ。此城東西は谷深く切て人の上るべき様もなし、南北は金剛山につづきて而も峰峙たり、されども高さ二町計にて廻り一里に足ぬ小城なれば、何程の事が有べきと寄手是を見侮て初一兩日の程は、向ひ陣をも取らず責支度をも用意せず、我先に城の木戸口の邊までかつきつれてぞ上たりける。城中の者共少しもさばがず、靜まり歸て高櫓の上より、大石を投懸投懸楯の板を徹磨に打碎て漂ふ處を、差つめく射ける間四方の坂よりころび落落重て手を負、死をいたす者一日か中に五六千人に及べり。長崎

四郎左衛門尉、軍奉行にて有ければ、手負死人の實檢をしけるに執筆十三人、夜晝三日が間筆をも置かずせり。さてこそ今より後ば大將の御許なくして、合戦したらんずる輩をば、却て罪科に行るべしと觸られければ、軍勢暫軍を止て先己が陣々をぞ構へける。爰に赤坂の大將金澤右馬助、七佛奥州に向て宣ひけんは、前日赤坂を攻落しつる事全く士卒の高名に非ず、城中の構を推し出して、水を留て候しに依て敵程なく降參仕候き。是を以て此城を見候に、是程纔なる山の嶺に用水有べし共覺候はず、又あげ水などをよその山より懸べき候も候はぬに、城中に水卓散に有げに見ゆるは、如何様東の山の麓に流たる溪水を夜々に汲歟と覺て候。あはれ宗徒に人々一兩人に仰付られて、此水を汲せぬ様に御計候へかしと被り申ければ、兩大將此義可然覺候て、名越越前守を大將として、その勢三千餘騎を指分て水の邊に陣を取せ、城より人をり下りぬべき道々に、逆木を引てぞ待懸ける。楠は元來勇氣智謀相兼たる者なりければ、此城を拵へける始用水の便をみるに、五所の秘水とて峯通る山伏の、秘して汲水此峯に有て滴る事一夜に五斛計也。此水いかなる早にもひる事なければ、如形人の口中を濡さん事、相違あるまじけれ共合戦の最中は。或は火矢を消さん爲、又喉の乾く事繁ければ、此水計にては不足なるべしとて、大なる木を以て水舟を二三百打せて水を湛置たり。又數百箇所作り雙たる役所の軒に、繼繩を懸て雨ふれば、霏を少しも餘さず舟にうけ入れ、舟の底に赤土を沈めて水の性を損ぜぬ様にぞ拵ける。此水を以て糞ひ五六十日雨不降ともこらへつべし。其中に又なごかば雨降事無らんこ了簡しける智慮の程こそ淺かられ。されば城よりは強に、此谷水を汲んともせざりけるを、水ふせぎける兵共夜毎に機をつめて、今やくと待懸けるが始

の程こそ有し、後には次第／＼に心懈り、機緩て、此水をば汲ざりけるぞとて、用心の體少し無沙汰にぞ成にける、桶を見すまして、究竟の射手をそるへて、二三百人、夜に紛て城よりなるしまだ篠目の明けはてぬ霞隠れより押寄せ、水邊に攻て、居たる者共、二十餘人切伏て透間もなく切て懸りける間、名越前守こらへ兼て本の陣へぞ引れける、寄手數萬の軍勢を見て渡り合せんとひしめけ共、谷を隔て尾を隔たる道なれば、輒く馳合する兵もなし。兎角しける其間に捨置たる旗大幕なんぞ取持せて桶が勢閑に城中へぞ引入ける。其翌日城の大手に三本唐笠の紋書たる旗と引き紋の幕を引て、是こそ皆名越殿より給て候つる御旗にて候へば、御紋付て候間他人の爲には無用に候、御中の人々はへ御入候て被召候へかしと云て同音にぞつと笑ければ、天下の武士共是を見てあはれ名越殿の不覺やと、口々に云ぬ者こそ無りけれ。名越一家の人々此事を聞て、安からぬ事に被思ければ、當手の軍勢共一人も不殘城の木戸を枕にして、討死をせよとぞ被下知ける。依之彼手の兵五千餘人思切て討共射共用ず、乗越乗越城の逆木一重引破て、切岸の下迄ぞ攻たりける、され共岸高して切立たれば、矢長に思へし懸たりける間、將基倒をする如く、寄手四五百人壓に被討て死にけり。是にちがばんとさしごるに成て騒ぐ處を、十方の櫓より指落し思様に射ける間、五千餘人の兵共殘すくなに討れて其日の軍は果にけり。誠志の程は猛けれ共唯し出したる事もなくて、若干討れにければあはれ耻の上の損哉と、諸人口遊は猶不止尋常ならぬ合戦の體を見て、寄手も侮りにく、や思けん。今は始の様に勇進で攻んとする者も無りけり、長崎四郎左衛門尉此有様

を見て、此城を力責にする事は人の討る、計にて其功成難し、唯取巻て食責にせよと下知して軍を被止ければ、徒然に皆堪兼て花下の連歌し共を呼下し、一萬句の連歌をぞ始たりける。其初日の發句をば長崎九郎左衛門尉師宗

さき懸てかつ色みせよ山梅

としたりけるを、脇の句工藤二郎右衛門尉

嵐や花のかたきなるらん

とぞ付たりける。誠に兩句ともに、詞の縁巧にして句の體は優なれども、御方をば花になし敵を嵐に喩へければ、禁忌也ける表事哉と後にぞ思ひ知れける、大將の下知に隨て軍勢皆軍を止ければ慰む方や無りけん、或は碁、雙六を打て日を過し、或は百服茶褒貶の歌合なんぞを翫て夜を明す。是にこそ城中の兵は中々被惱たる心地して心を遣方も無りける。少し程經て後正成いでさらば、又寄手をたばかりて居眠さまさんとして、芥を以て人長に人形を二三十作て甲冑をきせ兵杖を持せて、夜中に城の麓に立置き前に疊櫃をつき雙べ、其後ろにすぐたる兵五百人を交へて、夜のはの／＼と明ける霧の下より同時に時をぞつと作る。四方の寄手時の聲を聞てすはや城の中より打出たるは、是こそ敵の運の盡る處の死狂よとて、我先にとぞ攻合せける。城の兵兼て巧たる事なれば矢軍ちとする様にして大勢相近づけて、人形計を木かくれに残し置て、兵は皆次第次第に城の上へ引る。寄手人形を實の兵ぞと心得て是を打んと相集る、正成所存の如く、敵をたばかり寄せて、大石を四五十一度にはつと發す。一所に集りたる

敵三百餘人、矢庭に被討殺一半死半生の者五百餘人に及び。軍はて、是を見れば、哀大剛の者哉と覺て一足も引ざりつる云、皆人にあらで藁にて作れる人形也。是を討んと相集て石に打れ矢に當て死せるも高名ならず、又是を危て進得ざりつるも、臆病の程顯れて云甲斐なし、唯兎にも角にも萬人の物笑ひとぞ成にける。是より後は彌平戦を止ける間、諸國の軍勢唯徒に城を守り上て居たる計にて、するわざも無りけり。爰に何なる者が讀たりけん、一首の古歌を翻案して大將の陣の前にぞ立たりける。

餘所にのみ見てや、みなん葛城のたかまの山の峯の楠

軍も無てそゞるに向ひ居たるつれづれに、諸大將の陣々へ江口、神崎の傾城共を呼寄て、様々の遊をさせられける。名越遠江入道と、同兵庫助とは伯叔甥にて御坐けるが、共に一方の大將にて責口近く陣を取り、役所を雙てぞ御座ける。或時遊君の前にて雙六を打れけるが、賽の目を論じて聊詞の違ひけるにや、伯叔甥二人突違てぞ死れける。兩人の郎従共何の意趣もなきに、差違差違片時が間に死者二百餘人に及び。城の中より是を見て、十善の君に敵をなし奉、天罰に依て自滅する人々の有様見よとぞ咲ひける。誠に是直事に非ず天覽波旬の所行歟と覺て、淺猿かりし珍事也。同三月四日關東より飛脚到來して、軍を止て徒に日を送る事不可然と、被下知ければ、宗徒の大將達評定有て御方の向ひ陣と、敵の城との間に高く切立たる堀に橋を渡して、城へ打入らんとぞ巧まれける。爲之京都より番匠を五百餘人召下し、五六八九寸の材木を集て、廣さ一丈五尺長さ二十丈餘に梯をぞ作らせける。梯既に作り出しければ大繩を二三千筋付て、車を以て巻立て城の切岸の上へぞ倒し懸たりける。魯般が雲梯

も角やと覺て巧也、懸て早りおの兵共五六千人、橋の上を渡り我先にぞ前たり。あはや此城只今打落されぬと見へたる處に、楠兼て用意したりけん、投松明のさきに火を付て橋の上に薪を積るが如くに投集て、水陣を以て油を瀧の流る、様に懸たる間火橋桁に燃付て、淫風炎を吹布たり。怒に渡り懸りたる兵共前へ進んとすれば、猛火盛に燃て身を焦す、歸んみすれば後陣の大勢前の難儀をも不云支たり。そばへ飛をりんとすれば、谷深く巖そびえて肝冷し、如何せんと身を揉て押あふ程に、橋桁中より燃折て谷底へどうぞ落ければ、數千の兵同時に猛火の中へ落重て、一人も不殘焼死にけり。其有様偏に八大地獄の罪人の刀山劔樹につらぬかれ、猛火湯に身を焦す覽も角やと被思知たり。去程に吉野戸津河宇多内郡の野伏共、大塔宮の命を含て相事七十餘人、此の峰彼の谷に立懸て、千劔破寄手共の往來の道を差塞ぐ、依之諸國の兵の兵糧忽に盡て、人馬共に死れければ、轉漕に怵兼て、百騎二百騎引て歸る處を案内者の野伏共所々のつまりづまりに待受て討切ける間、日々夜々に討る、者數を知らず。希有にして命計を助かる者は馬物具を捨、衣裳を剝取れて裸なれば、は破たる簑を身に纏て膚計を隠し、或は草の葉を腰に巻て耻をあらはせる落人共、毎日に引も切らず十方へ外散る前代未聞の耻辱也。されば日本國の武士共の、重代したる物具太刀刀は皆此時に至て失にけり。名越遠江入道、同兵庫助二人無詮口論して共に死給ぬ。其外の軍勢共、親は討るれば子は髪を切てうせ、主疵を被ば郎従助て引歸す間、始は八十萬騎と聞へしか共今は纔に十萬餘騎に成にけり。

元弘三年五月十日、大佛高直、阿曾時治、二階堂貞藤、千劔破の圍を解いて奈良に走る。

去程に昨日の夜、六波羅に被_レ責落_レて、主上上皇皆關東へ落させ給ぬと、翌日の午尅に千葉屋へ聞へたりければ、城中には悦び勇て只籠の中の鳥の出で林に遊ぶ悦をなし、寄手は牲に赴く羊の被_レ驅_レて、廟に近づき思をなす。何様一日も遅くひかば野伏彌勢重りて、山中の路可_レ難_レ過_レて、十日の早旦に千葉屋の寄手十萬餘騎、南都の方へ引て行く。前には兼て野伏充滿たり、跡よりは又敵急に追懸る、都て大勢の引立たる時の辭なれば、弓矢を取捨て親子兄弟を離て我先に逃ふためきける程に、或は道もなき岩石の際に行つまで腹を切、或は數千丈深き谷の底へ落入て骨を微塵に打摧く者、數千萬と云數を不知。始御方の勢を歸さじとて、寄手の方より警固を居、谷合の關逆木も引除て通る人無ければ、被_レ關落_レては馬に離れ、例れては人に被_レ關殺_レ二三里が間の山路を、數萬の敵に被_レ追立_レて、一軍もせで引しかば今朝までは十萬餘騎と見へつる寄手の勢、殘少なに被_レ討_レ成_レ僅に生たる軍勢も馬物具を捨ぬは無りけり。されば、今に至るまで金剛山の麓東條谷の路の邊には、矢の孔刀の疵ある白骨、收る人もなければ苔に纏れて壘々たり。されども宗徒の大將達は一人も道にては不被_レ討_レして、生たる甲斐はなけれ共其日の夜半計に、南都にこそ被_レ落_レ著_レける。

元弘二年六月二日 楠木正成兵七千に將として兵庫に至り調を給ふ。是月、源定平、楠木正成に詔して北條高時の餘黨を奈良に討たむ。

金剛山寄手等被_レ誅事付佐介貞俊事

京洛已に靜まりぬといへ共、金剛山より引返したる平民共猶南都に留て、帝都を責んとする由聞へ有ければ、中院中將定平を大將として、五萬餘騎、大和路へ被_レ差_レ向_レ楠兵衛正成に、畿内勢二萬餘騎を副て、河内國より搦手にぞ被_レ向_レける。

建武元年春 佐々目憲法僧正飯盛山に據て反す。冬十月正成憲法を攻む(元弘日記裏書) 是歲正成を攝津河内和泉守護となす。

安鎮國家法事付諸大將恩賞事

元弘三年春の比、築紫には規矩掃部助高政、糸田左近大夫將監貞義と云平氏の一族出來て、前亡の餘類を集め所々の逆黨を招て國を亂らんとす。又河内國の時徒等佐々目憲法僧正と云ける者を取立て飯盛山に城郭をぞ構ける。

諸軍勢恩賞は暫延引すとも先づ大功輩の抽賞を可_レ被_レ行_レて云々、楠判官正成に攝津、河内兩國をぞ被_レ行_レける。

延元元年正月七日 新田義貞大渡を、藤原公泰、脇屋義助山崎を、正成宇治を、源忠顯、名和長年勢多を、藤原師基峯堂を守る。

將軍御進發大渡山崎等合戰事

宇治へは楠木判官正成に大和、河内、和泉、紀伊國の勢五千餘騎を副て向らる。橋板四五間はれ廻して、河中に大石を疊あげ、逆茂木を繁く張り立て、東の岸を高く屏風の如くに切立たれば、河水二にわかれて白浪漲り落たるも

龍門三級の如也。

大渡には新田左兵衛督義貞を惣大将として、里見、鳥山、山名、桃井、額田、田中、籠澤、千葉、宇都宮、菊池、結城、池、風間、小國、河内の兵共一萬餘騎にて堅めたり。

延元元年五月二十三日 正成に詔して兵庫に赴き義貞を救はしむ。(金勝院本)

正成下向兵庫事

五月十六日に都を立て五百餘騎にて兵庫へぞ下ける、正成此を最後の合戦と思ければ、嫡子正行が今年十一歳にて供したりけるを思ふ有様さて櫻井の宿より河内へ返し遣すまで、庭訓を残しけるは獅子子を産で三日を経る時、數千丈の石壁より是を擲、其子獅子の機分あれば、教へざるに中より跳返りて死する事を得ずといへり。況や汝已十歳に餘りぬ、一言耳に留らば我教誡に違ふ事なけれ、今度の合戦天下の安否と思ふ間、今生にて汝が顔を見ん事はを限りと思ふ也。正成已に討死すと聞なば天下は必ず將軍の代に成ぬと心得べし、然りと云共一旦の身命を助らん爲に、多年の忠烈を失て降人に出る事有べからず、一族若黨の一人も死残てあらん程は、金剛山の邊に引籠て、敵寄來らば命を養由が矢さきに懸て義を紀信が忠に比すべし。是ぞ汝が第一の孝行ならんすと、泣々申言めて各東西へ別にけり。

延元元年五月二十五日 湊川の戦、正成戦死。

正成兄弟討死事。正成正季兄弟共に差違て同枕に臥にけり。橋本八郎正員、宇佐美河内守正安、神

宮寺太郎兵衛正師、和田五郎正隆を始として、宗徒の一族十六人相隨ふ兵五十餘人思々に並居て一度に腹をぞ切たりける。

正成首送故郷事

湊川にて討れし捕判官が首をば六條川原に懸られたり、去ぬる春もあらぬ首をかけたなりしかば是も又さこそ有らめ云者多かりけり。

疑は人によりてぞ残りける、まさしげなるは楠が首

と狂歌を札に書てぞ立たりける、其後尊氏卿楠が首を召れて、朝家私日久相馴し舊好の程も不便也。跡の妻子共今一度空しき貌をも、さこそ見度思らめて、遺跡へ被送ける情の程こそ有難けれ、楠が後室子息正行是を見て、判官今度兵庫へ立し時様々申置し事共多かる上今度の合戦に必ず討死すべしとて、正行を留置しかば出した限の別也とぞ、兼てより思ひ儲たる事なれども貌をみれば其ながら、目塞り色變じて、替はてたる首をみるに悲の心胸に満て歎の泪せき敢ず今年十一歳に成ける帯刀父が首の生たりし時にも似ぬ有様母が歎のせん力もなげなる様を見て、流る、泪を袖に押へて持佛堂の方へ行けるを、母怪しく思て則妻戸の方より行て見れば、父が兵庫へ向ふまき形見に留めし菊水の刀を、右の手に拔持て袴の腰を押さげて、自害をせんとぞし居たりける、母急ぎ走寄て正行が小腕に取付て泪を流して申けるは、梅檀は二葉より芳さいへり、汝をさなく共父が子ならば、是程の理に迷ふべしや小心にも能々事の様を思ふてみよかし。故判官が兵庫へ向ひし時、汝を櫻井の宿より返し留めし事は全く跡を訪らばれ

ん爲に非ず、腹を切れきて残し置しにも非ず、我縦ひ運命盡て、戰場に命を失ふ共君何くにも御座有と承らば、死残りたらん一族若黨共をも扶持し置き、今一度軍を起し御敵を滅して君を御代にも立進らせよと云置し處なり。其遺言具に聞て我にも語りし者が何の程に忘れけるぞや、角ては父が名を失ひはて君の御用に合進らせん事有べし共不覺と、泣々勇め留て抜たる刀を奪されば、正行腹を不切得禮盤の上より泣倒れ母と共にぞ歎ける。其後よりは正行父の遺言母の教訓心に染肝に銘じつゝ、或時は童部共を打倒し頭を捕眞似をして、是は朝敵の頭を捕也と云、或時は竹馬に鞭を當て、是は將軍を追懸奉るなんご云て、はかなき手ずさみに至までも只此事をのみ業とせる心の中こそ恐しけれ。

南北朝重要記事

延元元年十月十日 藤原師基、藤原光繼、源定平等河内に走り、回復を計る。(金勝院本)

義貞北國落事

中院少將定平は河内國へ隠れ給ふ。

八幡炎上事

八幡の官軍は兵糧を社頭に積て悉焼失しかば、北國の勢を待までのこらへ場もなかりければ、六月廿七日の夜半に、潜に八幡の御山を退落て又河内國へぞ歸りける。

延元元年十二月廿一日 天皇夜神器を奉じ、華山院を出で、吉野に幸す。二十二日、内山に至り給ふ。

楠木正行等當國の土兵を率ゐて迎へ衛る。

先帝潛幸吉野事

此外楠木正行、和田次郎、眞木定親、三輪の西阿、紀伊國には恩地、牲河、貴志、湯淺五百騎、三百騎引も引らず面々馳参ける。

延元三年二月 北畠顯家奈良及び四天王寺に戦ひ敗績、河内に走る。三月、師を和泉に出す。(和泉卷参照)

同年七月六日 高師直石清水宮を焚く。十一日、北畠顯信男山を棄て河内に走る。(元弘日記裏書)

延元四年八月十六日 後醍醐天皇吉野行宮に崩御せらる。河内守楠木正行宿衛戒嚴。

先帝崩御事

官軍を數るに河内に和田、楠、橋本、福塚、大和に云々。又楠木正行、和泉守二千餘騎にて馳参り、皇居を守護し奉る。

天龍寺供養事付大佛供養事。梶原河内守。

興國五年五月 河内觀心寺火す。(觀心寺文書)

正平二年九月十七日 正行、細川顯氏と譽田林に戦ひて之を破る。

藤井寺合戦事

第四節 守護時代

楠帶刀正行は父正成が先年湊川へ下りし時、思様あれば、今度の合戦に我は必ず打死すべし。汝は河内へ歸て、君の何にも成せ給はんずる御様を見て進せよと申含めしかば、其庭訓を不_レ忘此十餘年我身の長を待、討死せん耶從共の子孫を扶持して、何にもして父の敵を滅し君の御憤を休め奉らん、明暮肺肝を苦しめてぞ思ひける。光陰過安ければ、年積く正行己に二十五、今年に殊更父が十三年の遺恩に當りしかば、供佛僧施の作善、如_二所存_一致して、今は命惜とも不_レ思ければ、其勢五百餘騎を率し。時々住吉天王寺邊へ打出々々、中島の在家少々焼拂て京勢や懸るを待たりける、將軍是を聞給て楠が勢の分際思ふにさ_二そ有らめ、是に邊境を侵奪れて洛中驚き騒ぐ、こ天下嘲哂武將の耻辱也、急ぎ馳向て退治せよとて細川陸奥寺顯氏を大將にて、宇都宮三河入道、佐々木六角判官、長左衛門、松田次郎左衛門、赤松信濃守範資、舍弟筑前守範貞、村田、奈良崎、坂西、坂東、菅家一族共、都合三千餘騎河内國へ差下さる。此勢八月十四日の午尅に藤井寺にぞ著たりける。此陣より楠が館へは、七里を隔たれば縦ひ急々に寄する共、明日か明後日かの間にぞ寄せんすらん、京勢油断して或は物具を解て休息し、或は馬鞍をおろして休める處に、響田八幡宮の後ろなる山陰に菊水の旗一流ほの見えて、ひた甲の兵七百餘騎閑々馬を歩ませ打寄せたり。すはや敵の寄たるは馬に鞍おけ物具せよとひしめき色めく處へ、正行眞前に進で、喚て懸入る、大將細川陸奥守よるひなば肩に懸たれ共未上帶をもしめ得ず、太刀を帶べき隙もなく見え給ける間、村田の一族六騎小具足計にて誰か馬ともなくひた_二と打乗て、如_二雲霞_一群て控へたる敵の中へ懸入て火を散してぞ戰たる、され共つゞく御方なければ、大勢の中に被_二取籠_一村田の一族六騎は一所にて討れにけり。其間に大將も物具堅め馬

に打乗て、相順ふ兵百餘騎しばし支て戰うたり、敵は小勢也御方は大勢也繼進で懸合するまではなく共、引退く兵だに無りせば此軍に京勢忽て負まじりかりけるを、四國中國より駈集たる業武者、前に支へて戰へば、後ろには捨鞭を打て引ける間、無力大將も猛卒も同様にご落行ける。勝に乗て時を作懸作懸追ける間、大將己に天王寺渡部の邊にては危く見えけるを、六角判官舍弟六郎左衛門返合て討れにけり。又赤松信濃守範資、舍弟筑前守三百餘騎命を名に替て討死せん、取ては返し_二七八度まで踏留て戰けるに、奈良崎も主從三騎討れぬ、粟生田小太郎も馬を射られて討れにけり。此等に度々被_二支て、敵さまで不_レ追ければ、大將も士卒も危き命を助て、皆京へぞ歸り上りにける。

自_二伊勢_一進_二寶劍_一事付黃梁夢事

八月十八日の早旦に、諸卿參列して、寶劍を奉_二請取_一翌日はを取進せし圓成阿闍梨次第を不_レ經直任の僧都になされ、河内國葛葉の關所を恩賞にぞ被_二下ける。

正平二年十一月二十六日 正行、山名時氏、細川顯氏を瓜生野に邀撃して之を敗る。

住吉合戦事

去九月十七日に河内國藤井寺の合戦に細川陸奥守顯氏、無_二甲斐_一打負て引退し後、楠帶刀左衛門正行、勢ひ横に乗て、邊境常に侵し奪はるといへ共、年内は寒氣甚して兵皆指を墮し手懸る事有ぬべければ暫とて聞れける。(攝津卷参照)

正平三年正月五日 高師直師泰入寇、河内守楠正行、同正時、和田正朝、和田賢秀等四條吸に死す。

正行參吉野事

安部野の合戦は霜月廿六日の事なれば、渡邊の橋よりせき落されて流る、兵五百餘人、無甲斐命を楠に被助て河より被引上たれ共、秋霜凶を破り曉の氷膚に結て可生共不見けるを、楠有情者也ければ小袖を脱替させて身を暖めて薬を與へて疵を令瘥、如此四五日皆勞りて馬に乗る者には馬を引、物具を失へる人には物具をきせて色代してぞ送りける、されば乍敵其情を感じる人は今日より後心を通ん事を思ひ、其恩を報ぜんとする人は聽て彼手に屬して後、四條繩手の合戦に討死をぞしける、さても今年兩度の合戦に京勢無下に打負て畿内多く敵の爲に犯し奪はる、遠國又、蜂起しぬと告げれば將軍左兵衛督の周章只熱湯にて手を濯が如し、今は未々の源氏國々の催勢なんごを向ては、可叶共不覺とて、執事高武藏守師直、越後守師泰兄弟を兩大將にて、四國中國東山東海廿餘箇國の勢をぞ被向ける。軍勢の手分事定て未一日も不通過に、越後守師泰は手勢三千餘騎を率して、十二月十四日の早旦に先淀に着く、是を聞て駈加る人々には武田甲斐守、逸見孫六入道、長井丹後入道、厚東駿河守、宇都宮三河入道、赤松信濃守、小早河備後守都合其勢二萬餘騎、淀、羽運使、赤井、大波の在家に居餘て堂舎佛閣に充満たり。同廿五日武藏守手勢七千餘騎を率して八幡に著く、此手に駈加る人々には細川阿波將監清氏、仁木左京大夫頼章、今河五郎入道、武田伊豆守、高利部大輔、同播磨守、南部遠江守、同次郎左衛門尉、千葉介、宇都宮遠江入道、佐々木佐渡判官入道、同六角判官、同黒田判官、長九郎左衛門尉、松田備前三郎、須々木備中守、宇津木平三、曾我左衛門、多田

御家人、源氏二十三人、外様大名四百三十六人都合其勢六萬餘騎、八幡、山崎、真木、葛葉、鹿島、神崎、櫻井、水無瀬に充満せり。京勢如雲霞、淀八幡に著ぬと聞えしかば楠帶刀正行舍弟正時一族打連て、十二月廿七日芳野の皇居に參じ、四條中納言隆資を以て申けるは、父正成厄弱の身を以て大敵の威を碎き、先朝の震懼を休め進せ候し後、天下無程亂て逆臣西國より貴上り候間危きを見て命を致す處、兼て思定候ける歟に依て遂に攝州湊河にして討死仕候了、其時正行十三歳に罷成候しを、合戦の場へは伴はで河内へ歸し死殘候はんする一族を扶持し、朝敵を亡し君を御代に即進せよと申置て死て候、然るに正行、正時已壯年に及候ぬ、此度我と手を碎き合戦仕候はずは、且は亡父の申し遺言に違ひ且は武略の無云甲斐誇りに可落覺候、有待の身思ふに任せぬ習にて、病に犯され早世仕事候なげ、只君の御爲には不忠の身と成父の爲には不孝の子と可成にて候間、今度師直師泰に懸合、身命を盡し合戦仕て彼等が頭を正行が手に懸て取候歟、正行、正時が首を彼等に被取候か、其の二つの中に戦の雌雄を可決にて候へば、今生にて今一度君の龍顏を拜奉、爲に、參内仕て候と申しも敢ず。涙を鎧の袖にかけて義心其氣色に顯れければ、傳奏未奏せざる先にまづ直衣の袖をぞぬらされける。主上則南殿の御簾を高く捲せて玉顏殊に麗く諸卒を臨照有て、正行を近く召て以前兩度の戦に勝つ事を得て敵軍に氣を屈せしむ、觀成先憤を慰する條、累代の武功返々も神妙也。大敵今勢を盡して向ふなれば、今度の合戦天下の安否たるべし、進退當度反化應機事は、勇士の心とする處なれば、今度の合戦手を下すべきに非ずといへ共、可進知て進むは時を爲不也、可退見て退は爲全也、朕以汝股肱さす。慎で命を可全と被仰出ければ、正行頭を地に著て兎角の勅答に不及只是を最期の參内也と思定て退出

す。正行、正時、和田新發意、舍弟新兵衛、同紀六左衛門子息二人、野田四郎子息二人、楠將監、西河子息、關地良圓以下、今度の軍に一足も不引一處にて討死せんと約束したりける兵、百四十三人先皇の御廟に參て、今度の軍難儀ならば討死すべき暇を申て、如意輪堂の壁板に各名字を過去帳に書連て、其奥に

返らじと兼て思へば梓弓なき數に在る名をぞとむる

と一首の歌を書留め逆修の爲に覺敷に各髪髮を切て、佛殿に投入其日吉野を打出て敵陣へさぞ向ける。

四條繩手合戦事付上山討死事

師直、帥泰は淀八幡に越年して、猶諸國の勢を待調て、河内へは可し向と議しけるが楠已に逆か寄にせん爲に、吉野へ參て暇申し、今日河内の往生院に著ぬと聞えければ、帥泰先正月二日淀を立て二萬餘騎和泉の境の浦に陣を取る、師直も翌日三日の朝八幡を立て六萬餘騎四條に著く、此儘體て相近付べけれ共楠定て難所を前に當てぞ相待らん、寄せては可し惡被寄ては可し有便とて三軍五所に分れ、烏雲の陣をなして陰に設け陽に備ふ。白旗一揆の衆に、縣下野守を旗頭として、其勢五千餘騎飯盛山に打上て南の尾崎に控へたり。大旗一揆の衆には河津高橋二人を旗頭とし、其勢三千餘騎、秋篠や外山の峯に打上て東の尾崎に控へたり。武田伊豆守は千餘騎にて四條繩手の田中に馬の懸場を前に殘して控へたり。佐々木佐渡判官入道は二千餘騎にて、生駒の南の山に打上り、面に疊橋五百帖突並べ、足輕の射手八百人馬よりおろして、打、上る敵あらば馬の太腹射させて、猶豫する處あらば、直倒に懸落さんご、後ろに馬勢整へたり。大將武藏守師直は二十餘町引殿て、將軍の御旗下に輪違の旗打立て

前後左右に騎馬の兵二萬餘騎、馬回に徒立の射手五百人、四方十餘町を相支て如し稻麻の打圍みたり、手分の一揆互に勇争て陣の張密しければ、項羽が山を抜く力魯陽が日を返す勢有共、此堅陣に懸入て可し戦とは見えざりけり。去程に正月五日の早旦に先四條の納言隆資大將とし、和泉、紀伊國の野伏二萬餘人引具して、色々の旗を手に差上飯盛山にぞ向ひ合ふ。是は大旗小旗兩一揆を籠へおろさで、楠を四條繩手へ寄させん爲の謀也、如し案大旗小旗の兩一揆是を忻り勢とは不し知、是ぞ寄手なるらんご心得て、射手を分て旗を進めて、坂中までおり下て嶺岨に待て戦んご見繕ふ處に、楠帶刀正行、舍弟正時、和田新兵衛高家、舍弟新發意賢秀、究竟の兵三千餘騎を卒して、霞隠れより懸直に四條繩手へ押寄せ先斥候の敵を懸散さば、大將師直に寄合て勝負を決せざらんと少しも疑議せず進たり。縣下野守は白旗一揆の旗頭にて遙の峯に控たりけるが菊水の旗只一流無し是非武藏守の陣へ懸入んとするを見て、北の岡より馳下、馬よりひた々々飛下て、只今敵のまじくらに懸入らんとする道の末を一文字に述て、東西に颯と立渡り徒立に成てぞ待懸たる、勇氣尤盛なる楠が勢僅に徒立なる敵を見て何故か些もやすらふべき、三手に分たる前陣の勢五百餘騎閑々と打て蒐る、京勢の中秋山彌次郎、大草三郎左衛門二人直前に進て射落さる。居野七郎是を見て敵に氣を付しと秋山が臥たる上をつと飛越て、爰をあそばせと射向の袖を敲て小跳して進たり、敵東西より差合せて雨の降様に射る矢に、是も内甲草摺のはつれ二所窺深に被射太刀を倒につき、其矢を拔んごすくみて立たる所を和田新發意つと蒐寄て、甲の鉢をこた、かにうつ、打れて犬居に倒れければ和田が中間走寄て首掻切て差上たり。是を軍の始として楠が騎馬の兵五百餘騎と、縣が徒立の兵三百餘人と、喚き叫で相戦ふに用

野ひらけ平にして、馬の懸引自在なれば、徒立の兵汗馬に被_レ懸_レ懸_レ、白旗一揆の兵三百餘騎、大略討れにければ、縣下野守も深手五所まで被_レて、叶はじこや思けん被_レ討_レ殘_レたる兵と師直の陣へ引て去。二番に戦屈したる楠が勢、弊に乗て討んとて、武田伊豆守七百餘騎にて蒐合ひ二手に颯と分て、一人も餘さじと取籠る汗馬東西に馳達、追つ返つ旌南北に開分れて、卷つ卷られ互に命を惜まで七八度まで揉合たるに、武田が七百餘騎殘少なに討るれば、楠が二陣の勢も、大半疵を被_レて、朱に成_レぞ控たる。小旗一揆の衆は始より四條中納言隆資の爲_レて控たる見せ勢に對して、飯盛山に打上て、大手の合戦をば徒によそに直下て居たりけるが、楠が二陣の勢の戦ひ疲て籠に控たるを見て、小旗一揆の中より長崎九郎資宗、松田左近將監重明、舍弟七郎五郎、子息太郎三郎、須々木備中守高行、松田小次郎、河勾左京進入道、高橋左衛門尉、青砥左衛門尉、有本新左衛門、廣戸彈正左衛門、舍弟八郎次郎、其弟太郎次郎以下勝れたる兵四十八騎小松原より懸下りて山を後に當て、敵を籠に直下て懸合々々戦ふに楠が二陣千餘騎僅の敵に被_レ遮進かれてぞ見えたりける。佐々木佐渡判官入道道春は楠が軍の疲足推量るに自餘の敵にはよも目も懸じ、大將武藏守の旗を見てぞ蒐らんずらん。去程ならば少し遣過し迹を塞で討んと議して、其勢三千餘騎を平して飯盛山の南なる峯に打上て、旗打立控たりけるが楠が二陣の勢の兩度數寇の戦ひに、馬疲れ氣風して少し猶豫したる處を見澄して、三千餘騎を三手に分て同時に時をどつと作て蒐下す、楠が二陣の勢暫支て戦けるが敵は大勢也御方は疲れたり馬強なる荒手に懸立られて、叶はじこや思けん大半討れて殘る勢南を差て引て行、元來小勢なる楠が兵後陣既に破れて殘止る前陣の勢僅に三百餘騎にも足じと見えなれば、怪じと見る處に、楠帶刀、和田新發意未討れずし

此中に有ければ今日の軍に討死せんと思て、過去帳に入たりし連署の百四十三人一所に奪々と打寄て少しも後陣の破れたるをば不顧、只敵の大將師直は迹にぞ控て有らんと目に懸てこそ進みけれ。武藏守が兵は御方軍に打勝て、敵じかも小勢なれば、乗機勇々進て是を打取んとて、先一番に細川阿波將監清兵、五百餘騎にて相當楠が三百騎の勢も不滞相蒐りに懸て、面も不振戦ふに細川が兵五十餘騎討れて北をさして引退く、二番に仁木佐兵大夫頼章七百餘騎にて入替て責るに、又楠が三百餘騎響を雙て真中に懸入り火を散して戦ふに、左京大夫頼章四角八方へ懸立られて、一所へ又も打寄らず、三番に千葉介宇都宮遠江入道、同參河入道兩勢并て五百餘騎、東西より相近て手崎をまくりて、中を破らんとするに、楠敢て破られず敵虎箱に連て圍めば、虎箱に分れて相當り龍鱗に結て蒐れば龍鱗に進で戦ふ。三度合て三度分れたるに、千葉宇都宮が兵若干討れて引返す。此時和田、楠が勢百餘騎討れて馬に矢の三筋四筋射立られぬは無しければ、馬を踏放て徒立に成てさある田の畔に後を差宛て、胡蝶に差たる竹葉取出して心閑に兵糧仕ひ機を助てぞ並居たる。是程に思切たる敵を取籠て討んとせば、御方の兵若干亡ぬべし。只後ろをあけておちば落せとて、數萬騎の兵皆一處に打寄て取巻體をば見せざりけり。されば楠縱小勢也とも、落ば落べかりけるを、初より今度の軍に師直が頸を取て返り參ぜずば、正行が首を六條河原に曝されぬぞ、被_レ思食候へと、吉野殿にて奏し申たりしかば、其言をや耻たりけん、又運命爰にや盡け、和田も楠も諸共に一足も後へは不退、只師直に寄合て勝負も決せよと、聲々に旬呼り閑に歩近付たり是を見て細川讚岐守頼政、今河五郎入道、高利部大輔、高播磨守、南遠江守、同次郎左衛門尉、佐々木六角判官、同黒田判官、土岐周濟房、同明知三郎、荻野尾

張守朝忠、長九郎左衛門、松田備前次郎、宇津木平三、曾我左衛門、多田院の御家人を始として、武藏守の前後左右に控たる究竟の兵共、七千餘騎我先に打取らんぞ喚き呼で蒐出たり。楠是に些も不慮して、暫息繼んと思ふ時は一度に颯と並居て鎧の袖をゆり合せ、思様に射させて敵近付ば同時にはつと立あがり鋒を雙て跳り蒐る、一番に懸寄せける南次郎左衛門尉馬の諸膝離れて落る處に起しも立す討にけり、二番に劣らじと蒐入ける松田次郎左衛門、和田新發意に寄合て敵を切んぞ差うつぶく處を、和田新發意長刀の柄を取延て松田が甲の鉢をばたとうつ、打れて鎧を傾る處に内甲を突れて馬より倒に落て討れにけり。此外目の前に切て落さる、者五十餘人、小腕打落されて朱になる者二百餘騎、追立々々責られて叶はじとや思ひけん、七千餘騎の兵共開塵て引けるが、淀八幡をも馳過て京まで逃るも多かりけり。此時若武藏守一足も退く程ならば、逃る大勢に引立られて、洛中までも追著れぬと見えけるを、少も漂ふ氣色無して大音聲を揚て、蓬し返せ敵は小勢ぞ師直爰にあり見捨て京へ逃たらん人、何の面目有てか將軍の御目にも懸るべき、運命天にあり名を惜まんと思はざらんやと、目をいら、げ齒嚙をして四方を下知せられけるにこそ、耻ある兵は引留りて師直の前後に控けれ。斯る處に土岐周濟房の手の者共は皆、打散され我身も膝口切れて血にまじり武藏守の前を引てすげなう通りけるを、師直叱と見て日來の荒言にも不似まなうも見え候者哉と、言を懸られて何か見苦候べき、さらば討死して見せ申さんとて、又馬を引返し、敵の真中に蒐入て終に討死してけり。是を見て雜賀次郎も蒐入打死す。己に楠と武藏守と、あはひ僅に半町計隔たれば、すばや楠が多年の本望爰に遂ぬと見たる處に、上山六郎左衛門、師直の前に馳塞り大音聲を擧て申けるに、

殿より以來源家累代の執權として、武功天下に顯れたる高武藏守師直是に有と名乗て、討死しける其間に師直遙に隔て楠本意を遂ざりけり。抑多勢の中に上山一人師直が命に代て討死しける所存何事ぞと尋れば、只一言の情を感じて命を軽くしけるぞ聞えし。只今楠此陣へ可寄とは不思寄上山閑に物語せんとして執事の陣へ行ける處に東南北騒ぎ色めきて、敵寄たりと打立ける間上山我屋に歸り物具せん逗留無りければ、師直がさせながの料に同毛の鎧を二兩まで置たりけるを、上山走寄て唐櫃の緒を引切て鎧を取て肩に打懸けるを、武藏守が若黨の袖を控て是は何なる御事候ぞ、執事の御させながにて候者を案内を申され候はでと云て、奪止んと引合ける時、師直是を聞て馬より飛で下り、若黨をばたと睨て無云甲斐者の振舞哉只今師直が命に代らん人々に縦千兩兩の鎧也共何か惜かるべきぞ、このけと制していしうもめされて候哉と選て上山を被感ければ、上山誠にうれしき氣色にて此詞の情を思入たる其心地はれども色に現れたり。されば事の儀を不ぞ知して鎧を惜みつる若黨は、軍の難儀なるを見て先一番に落ける共情を感じる上山は師直が其命に代て討死しけるぞ哀なる。加様の事異國にも其例あり。泰穆公と申す王六國の諸侯と戦けるに穆公軍破て他國へ落給ふ。敵の追事甚急にして乗給へる馬疲れにければ跡にさがりたる乗替の馬を待給ふ處に、穆公の舍人共馬をば引て不來して疲れたる兵共廿餘人、皆高手小手に縛りて軍門の前に引居たり。穆公自ら事の由を問給ふに舍人答て申様召し替への御馬を引進り候處に、戦に疲れ食に飢たる兵共廿餘人此御馬を殺して、皆食て候間死罪に行ひ候はんが爲に生虜て參て候とぞ申ける。穆公さしも忿れる氣色なく死せる者は二度生べからず縦二度生る共獸の卑きを以て人の貴きを失はんや、我れ聞く飢て馬を食せる人は必

病む事有とて其兵共に酒を飲せ薬を與へて醫療を加られける上は、敢て罪科に不_レ及_レ其後穆公單に打頁て大敵に囚はれ已に討れん_レと給し時、馬を殺して食たりし兵共二十餘人穆公の命に代り戦ける程に大敵皆散じて穆公死を逃れ給ひにけり。されば古も今も大將たらん人は皆罰をば輕く行ひ宥め賞をば厚く與へしむ、若首の穆公馬を惜み給はば大敵の圍を出給はんや今の師直鑑を不_レ與ば上山命に代らんや、情は人の爲ならずとは加様の事をぞ申べき。楠、上山を討て其首を見るに太清けなる男也鑑を見るに輪違を金物に纏透したりさては無_レ子細_二武藏守_一を討てけり、多年の本意今日已達しぬ是を見よや人々とて此首を中に投上ては請取々々ては手玉についてぞ悦ける。楠が弟次郎走寄て何にやあたら首の損じ候に先旗の蟬本に著て敵御方の者共に見候はん_レと云て太刀の鋒に指貫差上て是を見るに師直には非_レず上山六郎左衛門が首也と申ければ楠大に腹立して此首を投て上山六郎左衛門とみるはひが日か汝は日本一の剛の者哉我君の御爲に無雙の朝敵也、乍_レ去餘に剛にみえつるがやさしさに、自餘の首共には温するまじきぞとて、著たる小袖の片袖を引切て此首を押裏て岸の上にご指置たる、鼻田彌次郎膝口を被射すくみて立たりけるが、さては師直未討れざりけり安からぬ者哉、師直何くにか有らんと云聲を力にして内甲にからみたる鬘の髪を押のけ、血眼に成て遙に北の方を見に輪違の旗一流打立て清けなる老武者を大將として七八十騎が程控たり。何様師直ぞ覺るいざ懸らんと云處に和田新兵衛鑑の袖を引へて暫思様あり。餘に勇み懸て大事の敵を打漏すな敵は馬武者也、我等は徒立也、追ば敵定て可_レ引、ひかば何として敵も可_レ打取_二事の様を案するに我等保へて引退_一く眞似をせば、此敵氣に乗て追懸つと覺るぞ敵を近々引寄て其の中に是を師直と思はん敵を馬の語膝離て切居

落成るにて細頸打落し討死せんと思ふは如何にと云ければ、被_レ打殘_二たる五十餘人の兵共此義可_レ然と、一同して橋を後に引かづき引退く體をぞみせたりける。師直思慮深き大將にて敵の忤て引處を推して些も馬を動かさず。高播磨守四なる田中に三百餘騎にて控たるが、是を見て引敵ぞと心得て一人も餘さじと追懸たり。元來剛なる和田、楠が兵なれば敵の太刀の鋒の鑑の總角、甲の鑑二つ三つ打あたる程近付て、一同に嘯と喚て礮打波の岩に當て返るが如取て返し火出る程ぞ戦ひける。高播磨守が兵共、可_レ引歸_二程の隙もなければ矢庭に討る、者五十餘人、散々に切立られて馬をかけ開て逃けるが、本陣をも馳過て二十餘町ぞ引たりける。

楠正行最期事

去程に師直と楠とが間一町計に成にけり。是ぞ願ふ處の敵よと見澄して魯陽二度白骨を連て、韓橋に戦ける心も是には過じと勇悦で、千里を一足に飛で懸らん_レと心計は早りけれども、今朝の巳刻より申時の終まで三十餘度の戦に息絶氣疲る、のみならず、深手淺手負ぬ者も無りければ馬武者を追攻て可_レ討様ぞ無りける。され共多の敵共四角八方へ追散て師直七八十騎にて控たれば、何程の事が可_レ有と思ふ心を力にて、和田、楠、野田、關地良圓、河邊石垣丸我先々とぞ進たる。餘に辭理なく懸られて師直已に引色に見ける處に、九國の住人須須木四郎とて強弓の矢つぎ早三人強に十三束二伏百歩に柳の葉を立て、百矢をばづさぬ程の射手の有けるが、人の解捨たる葎竹尻籠巻を搦抱く計取集て、雨の降る如く矢坪を指てぞ射たりける。一日著暖たる物具なれば中_二當る矢筈深に立ぬは無りけり。楠次郎眉間ふえのはづれ射られて拔程の氣力もなし。正行は左右の藤口三所、右のほほ崎、左の目尻、筈深に射られ

て其矢冬野の霜に臥たるが如く打懸たれば、矢すくみに立てはたらかず、其外三十餘人の兵共矢三筋四筋射立られぬ者も無りければ今は是までぞ敵の手に懸るなごて、楠兄弟差違へ北枕に臥ければ自餘の兵三十二人、思々に腹掻切て上に重り臥す。和田新發意如何して紛れたりけん、師直が兵の中に交りて、武藏守に差違て死んぞ近付けるを、此程河内より降参したりける、湯淺本宮太郎左衛門と云ける者此を見知て、和田が後へ立回り諸膝切て倒る所を走寄て、頸を掻んとするに和田新發意朱を洒きたる如くなる大の眼を見開て、湯淺本宮をちやうど睨む、其眼終に塞すして、湯淺に首をぞ取られける、大剛の者に睨まれて湯淺臆してや有けん。其日より病付て身心惱亂しけるが、仰げば和田が忿たる顔天に見え、俯けば新發意が睨める眼地に見えて怨靈五體を責めかば、軍散じて七日と申に湯淺あがき死にぞ死にける。大塚掃部助手負たりけるが楠猶跡に有共しらで、放馬の有けるに打乗て遂に落延たりけるが、和田、楠討れたりと聞て只一騎馳歸、大勢の中へ懸入て切死にこそ死にけれ。和田新兵衛正朝は、吉野殿に參て事の由を申さんぞや思けん、只一人鎧一縮して歩立に成て、太刀を右の脇に引側め、敵の首一つ取て、左の手に提て東條の方へぞ落行ける。安保肥前守忠實、只一騎馳合て和田、楠の人々皆自害せられて候に、見捨て落られ候こそ、無情覺候へ、返され候へ、見參に入らんぞ詞を懸ければ、和田新兵衛打笑て返に難き事かとて、四尺六寸の太刀の目しのぎに血の著たるを、打振て走懸る、忠實一騎相の勝負叶はじとや思けん、馬をかけ開て引返す。忠實留れば正朝又落、落行ば忠實又追懸追懸れば止り、一里計を過る迄互不討、不被討して、日已に夕陽に及ばんとす。斯る處に青木次郎、長崎彦九郎二騎旅に矢少し射殘して馳來る、新兵衛を懸のけく射ける矢に、草摺の

餘引台の下、七筋まで射立られて、新兵衛遂に忠實に首をば取れにけり。惣て今日一日の合戦に、和田、楠が兄弟四人、一族二十三人相順ふ兵百四十三人、命を君臣二代の義に留めて、名を古今無雙の功に残せり。先年奥州の國司顯家細安部野にて討れ、武將新田左中將義貞朝臣越前にて亡し後は、遠國に宮方の城郭少々有さいへ共、勢未振ざれば、今更驚に不足唯此楠計こそ都近き殺所に威を逞くして、兩度まで大敵を靡かせぬれば、吉野の君も魚の水を得たる如く歡感を令悦、京都の敵も虎の山に靠恐懼を成しつるに、和田、楠が一類皆片時に亡びはてぬれば、聖運已に傾ぬ、武徳誠に久しかるべしと思はぬ人も無りけり。

正平三年正月二十五日 師直火を吉野行宮に縦つ、神社佛寺蕩盡（國太曆、太平記）楠木正儀、師泰と石川に相持す。師泰惡行至らざるなし。

賀名生皇居事

貞和五年正月五日、四條繩手の合戦に、和田、楠が一族皆亡びて、今は正行が舍弟次郎左衛門正儀計生殘たりと聞えしかば、此次に残る所なく皆退治せらるべしとて、高越後守師泰三千餘騎にて石川河原に向城を取て、互に寄つ被寄つ合戦の止隙もなし。

執事兄弟奢修事

今年石川河原に陣を取て近邊を管領せし後は、諸寺諸社の所領一處も本主に不充付、殊更天王寺の常燈料所の庄を押へて、知行せしかば七百年より以來、一時も更に不絶佛法常住の燈も威光と共に消はてぬ。又如何なる極惡

の者が云出しけん、此邊の塔の九輪は、大略赤銅にてあると覺る。哀是を以て鐘子に鑄たらんに、何によからんすらんぞ申けるを、越後守聞て、げにもと思ければ、九輪の寶形一下で鐘子にぞ鑄させたりける。げにも人の云しに不_レ差膚_レ無_レくして磨_レくに光冷々たり。芳甘を酌てたつる時、建溪の風味濃也、東坡先生が人間第一の水と美たりしも、此中よりや出たりけん。上の好む所に下必隨ふ習なれば、相集る諸國の武士共是を聞傳て、我劣らじと塔の九輪を下て鐘子を鑄させける間、和泉、河内の間數百所の塔婆共一基も更に直なるはなく、或は九輪を被_レ下ます形計あるもあり。或は眞柱を切れて九層計殘るもあり。二佛の並座瓔珞を曉の風に漂はせ、五智の如來は烏瑟を夜の雨に潤せり。只守屋の逆臣二度此世に生れて、佛法を亡さんとするにやと、奇き程にぞ見へたりける。

正平四年 足利直義、師直を誅せんとす、師直、師泰を召す。畠山國清、師泰に代つて石川に屯し楠正儀と相持す。

左兵衛督欲_レ誅_三師直_二事

去年の春より越後守師泰は楠退治の爲に、河内國に下て石川河原に向城を構て居たりけるを、師直使を遣て事の由を告たりければ、畠山左京大夫國清、紀伊國の守護にて坐しけるを呼奉て、石川城をふまへさせて越後守は急ぎ京都へぞ歸上げる。

正平五年十二月九日 足利直義歸順す。○十三日、畠山國清石川の圍を棄つ。南軍振ふ。

慧源禪菴南方合體事付漢楚合戰事

左兵衛督入道都をば仁木、細川、高家の一族共に、背かれて浮れ出ぬ、大和、河内、和泉、紀伊國は皆吉野の王命に順て、今更武家に可_レ付順_二共_一不見ければ、澳にも不_レ著、磯にも離たる心地して進退歩を欠へり。

宮方京攻事

暫時の智謀事成しかば、三條左兵衛督入道慧源と、吉野殿と御合體有て、慧源は大和の越智が許に坐ければ、和田、楠を始として、大和、河内、和泉、紀伊國の宮方共我も我もと三條殿に馳參る。是のみならず洛中邊土の武士共も、面々に參るを聞えしかば無_レ貳の將軍方にて、楠退治の爲に、石川河原に向城を取て、被_レ居たりける畠山阿波將監國清も其勢千餘騎にて馳參る。

正平七年二月二十三日 車駕賀名生を發し東條に至る。百僚戎衣、(園太曆、太平記)二十八日、住吉に至る。左衛門尉楠正儀、和田正忠及眞木野、三輪、湯淺、山本氏、熊野八莊司、吉野十八郷兵七千餘人警衛す。

吉野殿與_三相公羽林_二御和睦事付住吉松折事

二月二十六日主上巳に山中を御出有て、瑤輿を先東條へ被_レ促、劔置の役人計衣冠正して被_レ供奉、其外の月輪雲客、衛府諸司の尉は皆甲冑を帶して、前騎後乘に相順ふ。東條に一夜御逗留有て翌日頓て住吉へ行幸なる。

同年三月三日 北主光嚴院、光明院、崇光院、直仁親王を東條に遷し奉る。(園太曆、皇年代略記、

第四節 守護時代

○太平記東條を賀名生とす。

持明院殿吉野遷幸事付梶井宮事

況敵の爲に被_レ囚配所の如くなる御栖居なれば、年経て頼ける庵室の軒を受たる杉の板屋、目もあはぬ夜の寒しさを、事間雨の音までも御袖を濡す便りなり。衆嶺曉寒して、月庭前の松に懸り、羣猿暮に叫て、風洞庭の雲を送る外にく聞し住憂さは、數にもあらぬ深山哉と、主上上皇いつさなく被_レ仰出度毎に、御泪の乾く隙もなし。梶井二品親王は此時天台座主にて坐しけるが、同く被_レ召捕させ給て金剛山の麓にぞ坐しける。此宮は本院の御弟慈覺大師の嫡流にて三度天臺座主に成せ給ひしかば、門跡の富貴無_レ雙御門徒の群集如_レ雲、師子田樂を被_レ召日夜に舞歌はせ、茶飲み連歌仕を集めて、朝夕遊び興せさせ給しかば世の譏り山門の訟は止時無りも共、御心の中の樂は類非じと見えたりしに、今引替たる配所の如くなる御栖居山深く里遠して鳥の聲だにも聞かなるに、御力者一人より外は、被_レ召仕一人もなし。隙あらはなる柴の庵に、袖を片敷菩提、露は枕に結べども、都に歸る夢はなしと、御心を傷しめ給ふに就ても、佛種は從縁起る事なれば、よじや世中角ても途にはてなば、三千の貫頂の名を捨て混桑門の客と成んと思食けるこそ哀なれ。天下若皇統に定て世も閑ならば、御通世の御有増も未通りぬべし。若又武家強て南方の官軍打負けば失ひ奉る事も何様有ぬべしと、思召つゞくる時にこそ、さしも浮世を此儘にて、頼てもさらば静まれかしと還て御祈念も深かりけり。

新田起_三義兵事

二宮但馬守、同伊豆守、同近江守、同河内守。

同年三月廿四日 斯波氏經、斯波氏頼、斯波詮經東條路を塞いで男山に逼る。○二十五日足利義詮男山を犯し、源顯能、楠正儀、和田正忠等園殿口佐羅科に防戦す。敵火を民舎に縱つ、官軍引還す。○

五月四日、楠木正儀、和田正忠河内に還り、兵を集め男山の敵を攘はんと圖る。和田正忠卒す。

八幡合戦事付官軍夜討事

同三月廿四日、空相中將殿三萬餘騎 勢を率し、宇治路を回て、木津河を打渡り、洞峠に陣を取んこす。是は河内東條の通路を塞て敵を兵糧に攻ん爲也。八幡より北へは、和田五郎、楠次郎左衛門を向られけるが、楠は今年二十三、和田は十六、何れも皆若武者なれば、思慮なき合戦をや致さんずらんこ、諸卿悉く危み思はれける。和田五郎内して申けるは、親類兄弟度々の合戦に身を捨て討死仕候畢。今日の合戦は又公私の一大事と存する事にて候上は、命を際の合戦仕て、敵の大將を一人討取候はずば、生て再び御前へ歸り参る事候まじと申切て、罷出ければ列座の諸卿國々の兵、あはれ代々の勇士也と、感ぜぬ人は無りけり。去程に和田、楠紀井國勢三千餘騎皆荒坂山へ打向て、爰を支ん_三控へたれば、細川内摸守清氏、同陸奥守顯氏、土岐大膳大夫舍弟悪五郎六千餘騎にて押寄たり。山路險しく峰高く峙たれば、麓より皆馬を踏放々かづき連てぞ上たりける。斯る軍に元來馴たる大和、河内の者共なれば、岩の陰岸の上走り渡り散々に射る間、面に立つ土岐と細川が兵共、射しらまされて不_三獲得、土岐悪五郎は其比天下に名を知れたる、大力の早わざ打物取て達者也ければ、卵の花威の鎧に鐵形打て水色の笠符吹流させ、五

第四節 守護時代

尺六寸の大太刀拔て引側め、射向の袖を振かざいて、遙に遠き山路を只一息に上らんと、猪の懸る様に爾莞笑上りけるを和田五郎あはれ敵やと打見て、突たる楯をかばと投棄て、三尺五寸の小長刀壘短に取て渡合ふ。爰に相撲守が即從に關左近將監と云ける兵、土岐が脇よりつと走抜て、和田五郎に打て蒐る、和田が中間を見て小松の陰より走出て、近々攻寄て十二束三伏暫堅めて放つ矢、關將監が、らごうなくさめごほしに射抜れて、小膝をついでぞ臥たりける。悪五郎走寄て、引起さんとしける處を又和田が中間、二の矢を番ひて、悪五郎が脇立のつぼの板くつ卷せめてぞ射こうだる。關將監是を見て、今は可助く人なしと思けるにや、脇の刀を抜て、腹を切んとしけるを、悪五郎暫し自害なせぞ、助けんするさて、つぼ板に射立られたる矢をば、脇立ながら引切て投棄かゝる敵を五人切臥、關將監を左の小脇に挟み右手にて件の太刀を打振打振近付く敵を打拂て、三町計ぞ落たりける。跡に續いて何くまでも追懸ける和田五郎も討遁しぬ、不安思ひける處に悪五郎が運や盡にけん、夕立に堀たる片岸の有けるを、ゆらりと越けるに岸の額のかた土くわも崩れて薬研のやうなる所へ悪五郎落ければ、走寄て長刀の柄を取延二人の敵をば討てげり。入亂れたる軍の最中なれば首を取までもなし悪五郎が引切て捨たりつる脇立計を取て討たる證據に備へ、身に射立られたる矢ごも少々折懸て主上の御前へ参り合戦の體を奏し申せば、初め申つる言には少しも不違大敵の一將を討取て數箇所の疵を被りながら、無恙して歸り参る條前代未聞の高名也と觀感更に不淺。悪五郎討れて官軍利を得たりといへ共、寄手目に餘る程の大勢なれば始終此の陣には難、忪とて楠次郎左衛門夜に入て八幡へ引返せば翌日朝敵聽て入替て荒坂山に陣を取る。然るも官軍も不懸寄手も不攻上八幡を遠攻にして

四五日を経る處に、山名右衛門佐師氏、出雲、因幡、伯耆三箇國の勢を卒して上洛す。路次の遠きに依て荒坂山の合戦にばづれぬる事、無念に思はれる間直に八幡へ推寄て一軍せんきて淀より向はれけるが、法性寺の左兵衛督爰に陣を取て淀の橋三間引落して、西の橋爪に楯楯搦て相待ける間橋を渡る事は叶はず。さらば筏を作り渡せきて淀の在家を壞て筏を組たれば、五月の霖に水増りて押流されぬ。數日有て後淀の大明神の前に淺瀬有と聞出して、二千餘騎を一手になし流を截て打渡すに、法性寺の左兵衛督只一騎馬のかけあがり監へて、敵三騎切て落しのりたる太刀を押直して閑々引て返れば、山名が兵三千餘騎大將とこそ見奉るに、蓬くも敵に後をば見せられ候者哉とて追懸たり。返すに難き事かとて左兵衛督取て返して、はつと追散し返し合ては切て落し、淀の橋爪より御山まで十七度迄こそ返されける。され共馬をも切れず我身も痛手を負ざれば、袖の菱絳吹返しに立處の矢少々折懸て御山の陣へぞ歸られける。山名右衛門佐、財園院に陣をまれば左衛督猶守堂口に支て防がんすとす、四月二十五日四方の寄手同時に牒じ合せて攻戦ふ。顯能卿の兵伊賀、伊勢の勢三千餘騎にて園殿口に支て戦ふ、和田、楠、湯淺、山本和泉、河内の軍勢は左羅科に支て戦ふ、軍未半なるに高橋の在家より神火燃出て、宛風十方に吹懸ける程に官軍烟に咽で、防がんとするに叶はれば皆八幡の御山へ引上る。四方の寄手二萬餘騎則洞が峠へ打上りて土坂、佐々木、山名、赤松、松田、飽庭宮入道一勢一勢數十箇所に陣を取、鹿垣結て八幡山を五重六重にぞ取卷ける。細川陸奥守、同相摸守は眞木葛葉を打廻て、八幡の西の尾崎如法經塚の上に陣を取て、敵と堀一重を隔てぞ攻たりける。五月四日官軍七千餘騎が中より、夜討に馴たる兵八百人を勝りて、法性寺左兵衛督に付らる。左兵衛督晝程より此勢を吾陣へ集て、笠符を

一様に著させ誰ぞと問ば進まざるべしと約束して、夜已に二三更の程也ければ、宿院の後を廻て如法經塚へ押寄八百人の兵共、同音に時をどつと作る。細河が兵三千餘人、暗さは闇し分内はなし、馬放れ人睡で太刀をも不_レ拔得_レ弓をも不_レ挽得_レければ手負討る、者數を不_レ知。遙なる谷底へ人なだれをつかせて追落されければ、馬物具を捨たる事幾千萬共難_レ知、一陣破ゆれば殘黨全からじと見る處に、土岐、佐々木、山名、赤松が陣は些も動かず、鹿垣密く結て用心堅見えなれば、夜討に可_レ打様もなく可_レ打散_レ便も無りけり。角ては何までか可_レ保和_レ田、楠を河内國へ返て後攻をせさせよとて、彼等兩人を忍で城より出して河内の國へぞ遣されける。八幡には此後攻を懸て今や〜と待給ける處に、是を我大事と思入て引立ける和_レ田五郎俄に病出して、無_レ幾程も死にけり。楠は父にも不_レ似兄にも替りて心少し延たる者也ければ、今日よ明日よと云計にて主上の大敵に圍まれて御座あるを、如何はせんとも心に不_レ懸けるこそ方見けれ、堯の子堯の如くならず、舜の弟舜に不_レ似とば乍云、此楠は正成が子也。正行が弟也、何の程にか親にも替り兄に是まで劣らんを誇らぬ人も無りけり。

同年五月十一日 天皇甲を被、馬に御して圍を破つて奈良に幸し給ふ。○六月二日、光嚴院、光明院、崇光院、直仁親王を賀名生別宮に幽し奉る。

同年九月 山名時氏、山名師義兵を伯耆に起し歸順す。

正平八年五月七日 山名時氏等伯耆を發し、左馬頭楠木正儀、和泉守和_レ田正武等和泉、河内等の兵を率る、時氏に會し京師を收む。○七月廿四日、足利義詮京師に逼る諸軍皆退く。

山名右衛門佐爲敵事付武藏將監自害事

時氏大に悦で五月七日伯耆國を立て但馬、丹後の勢を引具して、三千餘騎丹波路を経て攻上る。兼て相圖を差ければ、南方より惣大將四條大納言隆俊、法性寺左兵衛督康長、和_レ田、楠、原、蜂屋、赤松、正少弼氏範、湯淺、貴志、藤波を始として和泉、河内、大和、紀伊國兵共三千餘騎勝り出しければ、南は淀、鳥羽、赤井、大渡西は梅津、桂の里、谷堂、峯堂、嵐山までも陣に取らぬ所ぞ無りけり。

(直冬上洛事付鬼丸鬼切事)

(齋已に七日に滿じける夜河内國高安の里より頼光の母義おはして門をぞ敲せける。)

正平十年二月四日 山名時氏、師氏、足利義詮と神南山に戦ふ。

神南合戦事

小林民部丞、小幡、淺沼、和_レ田、楠、和泉、河内、但馬、丹後、因幡の兵共。三千餘騎にてさしも岨き山路を盤折にぞ上りける。正平十四年十一月 畠山國清關東兵を率る京師に入る。是冬賊軍行宮を犯さんとするを以て車駕天野より還り、金剛山に入り、觀心寺に御す。

和_レ田楠軍評定事付諸卿分散事

此比吉野の新帝は河内天野と云處を皇居にて御座有ければ、楠左馬頭正儀、和_レ田和泉守正武二人天野殿に參して奏聞しけるは、畠山入道道誓東八箇國の勢を卒して二十萬騎已に京都に著て候なる。山陽道は播磨を限り山陰道は丹

波を境ひ、東海、東山、南海、北陸道の兵數を盡して上洛仕り候なれば、敵の勢は定めて雲霞の如くにぞ候覽。但於合戦は決定御方の勝とこそ料簡仕て候へ、其故は軍に三の謀候べし。所謂天の時、地の利、人の和にて候。此内一も違ふ時は勢ありと云共勝事を不_レ得とこそ見えて候へ。先づ天の時に付て勤候へば、明年よりは大將軍西に在て、東よりは三年塞たり。島山冬至以後東國を立て罷上て候、是已に天の時に違れ候はずや。次に地の利に付て案じ候に、御方の陣後は深山に連て、敵案内を不_レ知、前に大河流て僅なる橋一を路させり。さ候へば元弘の千盤屋の軍は中々不_レ及_レ申に、其後建武の亂より以來、細河帶刀、同陸奥守頼氏、山名伊豆守時氏、高武藏守師直、同越後守師泰、今の島山入道道誓に至るまで、已に六箇度此處へ寄て猛勢を振ひ戦を挑しに、敵の軍遂に不利、或は戸を河南の路に曝し、或は名を敗北の陣に失ひ候き。是當山形勝の地要害の便を得たる故にて候。次には人の和に付て思案を廻し候に、今度島山が上洛は只勢を公義に借て忠賞を私に貪ん志にて候なる。仁木、細川の一族共も彼が權威を猜み、土岐、佐々木が一類も其忠賞を嫉まぬ事や候べき。是又人の心の和せぬ處にて候はずや。天地人の三徳三年ら違ひ候はゞ、縦敵百萬の勢を井せて候共、恐に足ぬ所にて候。但今の皇居は餘りにあさまなる處にて候へば、金剛山の奥觀心寺と申候處へ御座を移し進せ候て、正儀、正武等は和泉、河内の勢を相伴ひ、千盤屋金剛山に引籠り、籠山石川の邊に懸出々々、日々夜々に相戦ひ、湯淺、山本、恩地、贊河、野上、山本の兵共は紀伊國守護代鹽治中務に付て、龍門山最初峯に陣を張せ、紀伊川禿邊に野伏を出して、開合せ攻合せ息をも繼せず令_レ戦、極めて短氣なる坂東勢共なごが退屈せて候べき。退屈して引返す者ならば勝に乗て追懸け、敵を千里の外に追散し御運を一時に可_レ開、是庶

幾する處の合戦也と、事もなげにぞ申ける。主上を始進せて近侍の月綱雲客に至るまで、皆悉もしき事にぞ思召ける。さらば總て觀心寺へ皇居を移し進らすべしとて臨幸なるに、無用ならん人々を、そとろに召具させ給へからずと申する間、げにもとて傳奏の上卿兩三人、奉行の職事一兩輩、護持僧二人、衛府官四五人計を召具せられ、此外は何地へも暫く落忍て御敵退散の時を可_レ待と、被_レ仰出_レければ、攝政關白、太政大臣、左右の大將、大中納言、七辨、八史、五位、六位、後宮の美婦人、青上津部、内侍更衣上藤女房、出世房官に至るまで、或は高野、粉川、天河、吉野、十津河の方に落行て淺猿げなる山賊共に憂身を寄る人もあり、或は志賀の古京、奈良の都、京白河に立歸り、敵陣の中に粉れ居て魂を消す人もあり、諸苦所因貪欲爲本と、如來の金言今更に思知こそ哀れなれ。

正平十四年十二月 足利義詮兵を發し國清と南侵す。

同十五年正月 左馬頭楠木正儀、和泉守和田正武赤坂に城き、福塚某、河邊某等平石に城き、眞木野某、酒邊某等八尾に城き、大和、河内の兵龍泉峯に城く。○二月十三日、島山國清津々山に屯す。丹下股野譽田酒匂水速湯淺志貴等の諸氏叛して國清に降る。

新將軍南方進發事付軍勢狼籍事

去程に足利新征夷大將軍義詮朝臣、延文四年十二月二十三日都を立て南方の大手へ向給ふ。相順ふ人々には云々、中略。都合其勢七萬餘騎大島、渡邊、尼崎、鳴尾、西宮に居餘て堂宮までも充滿たり。島山大夫入道道誓は搦手の大將として、東八箇國の勢二十萬騎引卒して翌日の辰刻に都を立て、八幡の山下眞木、葛葉に陣を取。是は大手の勢渡

邊の橋を懸ん時敵若川に支て戦ば、左良階伊駒の道を経て敵を中に籠んさ也。大手の寄手赤松判官光範は攝津國の守護にて、敵陣半ば我領知を籠たれば、人より先に渡邊の邊に五百餘騎にて打寄たり。河舟百餘艘取寄て河の面二町餘に引井べ、柱をゆり立、もやひを入れて、上にかぶ木を敷並べたれば、人馬打並で渡れ共曾て不危、和田、楠爰に馳向て手痛く一合戦せんすらん、人皆思ひて控たりけれ共、如何なる深き謀か有けん、敢て河を支ん共せざりけり。去間大手搦手三十萬騎同日に河より南へ打越、天王寺、安部野、住吉の遠里小野に陣を取る。され共大將宰相中將殿は河を越不給、尼崎に轅門を堅しておはすれば赤松筑前入道世貞、同帥律師則祐は大渡に打散て斥候の備へを全し、仁木右京大夫義長は三千餘騎を一所に集め、西宮に陣を取て先陣若戰負ば荒手に成て入替、天下の大功を我一人の高名に稱美せられんさぞ議せられける。南方の兵の軍立始は坂東の大勢の程を聞て、城に籠て戦は取巻れて遂に不_レ被_レ責落_二云事有べからず、只深山幽谷に走散て敵に在所を知れず、前に有かとせば後へ抜て、馬に乗かこせば野伏に成て、在々所々にて戦はん敵はん、敵類に懸らば難所に引懸て返合せ引て歸らば跡に付て追懸け、野軍に敵を疲かして雌雄を勞兵の弊に決すべしと議したりけるが、東國勢の體思ふにも不_レ似無_二左右敵陣へ懸入ん共せず。爰に日を経彼、こに時をぞ送りける。さらば此方も陣を前に取り城を後に構へて合戦を致せとて、和田、楠は俄に赤坂の城を拵て三百餘騎にて楯籠る。福塚、川邊、佐良階、宮木、岩郡、橋本判官以下の兵は、平石の城を構て五百餘騎に楯籠る。眞木野、酒邊、古折、野原、宇野、崎山、佐和、秋山以下の兵は八尾の城を取り構て八百騎餘にて楯籠る。此外大和、河内、宇多宇智郡の兵千餘人をば龍泉が峯に屏を塗り、楯を拵て見せ勢になしてぞ置たりける。去程

に寄手は同二月十三日後陣の勢三萬餘騎を住吉、天王寺に入替させて後を心安く踏へさせ、先陣の勢二十萬騎は金剛山の乾に當りたる津々山に打上て陣を取、敵御方其あはひ僅に五十餘町を隔たり。互に時を待て未戰ざる處に丹下、俣野、譽田、酒匂、水速、湯淺太郎、貴志の一族五百餘騎弓を弛し甲を脱て降人に成て出たりければ、津々山の人々皆勇奮て、さればこそ敵早弱りにけり。和田、楠幾程か可_レ怖_二思はぬ人も無りけり。され共未騎馬の兵懸合て勝負をする程の事はなし。只兩陣互に野伏を出合せて矢軍する事隙なし。元來敵は物馴て御方は案内を知れば毎度合戦に寄手の手負討る、事敷を不_レ知、角ては只和出、楠が兼て謀る案の内に落されたる事よと云ながら、止事を不_レ得ける。去程に始のほどこそ禁制をも用ひけれ、兵次第に疲れければ神社、佛閣に亂入て戸帳を下し、神寶を奪ひ合ふ。狼籍手に餘て不_レ拘_二制止、師子駒大を打破て薪とし佛像、經卷を賣て魚鳥を買ふ、前代未聞の悪行也。先年高越後守師泰が石川河原に陣を取て楠を攻て居たりし時、無惡不造の兵共が塔の九輪を下て、鐘子に鑄たりし事こそ希代の罪業哉と聞しに、是は猶其れに百倍せり、淺猿といふも疎也。爲_二不善千顯明之中_一者、人得誅_レ之爲_二不善乎幽暗之中_一者、鬼得討_レ之いへり。師泰已に是を以て亡き前車の轍未_レ遠、島山今是を取て不_レ誠後車の危き事在_レ近、今度の軍如何様にも墓々しからじと私語く人も多かりけり。

正平十五年四月二十五日 陸良親王叛して賀名生行宮を焚く。

銀嵩軍事付曹娥精衛事（正平七年の事）

宮心ならず京へ上らせ給て召人の如にして御座有した、但馬國の者共盜出し奉て高山寺の城へ入れ奉る。本庄平太

平三御子に屬して、但馬、丹波の兩國を打隨るに不_レ靡云者更になし。總て播磨國を退治せんとして山陽道へ御越有しに則祐三千餘騎にて甲山の麓に馳向て相戦ふ。軍未_レ決、宮の一騎當千と懸み思召たりける、本庄平太平三共に數箇所の疵を被て兄弟同時に討れにければ、軍忽に破て宮は河内國へ落させ給ひにけり。

正平十五年閏四月晦日 土岐直氏、細川清氏、赤松範實龍泉城を陥る。

龍泉寺軍事

龍泉の城には和田、楠等相計て初は大和、河内の兵千餘人を籠置たりけるが、寄手敢て是をば責ん共せざりける間、角ては徒に勢を置ても何かせん、打散してこそ野軍にせめて龍泉の勢をば皆呼下て、さしもなき野伏共百人計見せ勢に残し置、此の木の梢彼この弓藏のはづれに旗計を結付、尙も大勢の籠りたる體を見せたりける。津々山の寄手是を見て、あなおびたゞし四方手を立たる如くなる山に此大勢の籠りたらんするをば、何なる鬼神共いへ、可_レ責落_レ者に非ずと口々に云恐て責ん云人は一人もなし。只徒に旗計を見上て百五十餘日過にけり。或時土岐桔梗一揆の中に些なま才覺ありける老武者龍山の城をつくく守り居たりけるが、其衆中に語て云く太公が兵書の壘虚篇に望_ニ其壘上飛_ニ飛鳥不_レ驚_ニ必然知_ニ敵詐而爲_ニ偶人_一也と云へり。我此三四日相近て龍泉の城を見るに天に飛鳥、林に歸る鳥、曾て驚事なし、如何様是は大勢の籠りたる體を見せて旗計を此彼に立置たりと覺ゆるぞ。いざや人々他の勢を不_レ交、此一揆許向て龍泉を責落し天下の稱歎に備ん云ければ、桔梗一揆の衆王百餘騎皆可_レ然こそ同じける。さらば總て打立とて、閏四月廿九日の曉桔梗一揆五百餘騎忍やかに津々山より下て、また篠日の明はてぬ霧の紛れに

龍泉の一の木戸口に推寄、同音に時をどつと作る。細川相摸守清氏と赤松彦五郎範實とは津々山の役所を雙べて居たりけるが、龍泉の時の聲を聞てあはや人に前を懸られぬるは但城へ切て入んする事は、又一重の大事して夫こそ誠の先懸とは云べけれ、馬に鞍置け旗差急げと云程こそ有けれ。相摸守と彦五郎と鐵取て肩に投懸、道々高紐堅めて龍泉の西の一の城戸高櫓の下へ懸上たり。爰にて馬を踏放し後を吃_レ見たれば、赤松が手の者に田宮彈正忠、木所彦五郎、高見彦四郎三騎續いたり。其跡を見れば相摸守の郎從六七十騎、かけ堀共云はす我先にと馳來る。其旗差高岸に馬の鼻を突せて上かれたるを見て、相摸守自走下て其旗おつ取て切岸の前に突立て、先懸は清氏に有_ニ高聲に名乗ければ、赤松彦五郎城の中へ入先懸は範實にて候_レ後の證據に立て給り候へと聲々に名乗て屏の上をぞ越たりける。是を見て桔梗一揆の衆に日吉藤田兵庫助、内海修理亮光範城戸を引破て込入る。城の中の兵共暫く支へて戦けるが、敵の大勢に御方の無勢を顧て叶はじと思けん、心閑に防矢射て赤坂を差して落行ける。暫くあれば陣々に集り居たる大勢共、すはや桔梗一揆が龍泉へ寄て責けるは、但し輒くはよも責落さじ、櫓の板しめせ射手を先立よと最懸す打立て、其勢既に十萬餘騎龍泉の麓へ打向ひたれば、城は早已に責落されて櫓板に火を懸けり。數萬の軍勢頭を搔て安からぬ者哉、是程まで敵小勢なるべしとは知らで、土岐、細川に高名をさせつる事の心地あじさよと牙を喫ぬ者は無りけり。

同日（正平十五年閏四月晦日）今川範氏、佐々木氏頼、佐々木信範平石城を陥る、八尾守將真木野等城を棄て走る。○五月三日、畠山國清等軍を合せて赤坂城を攻む。○八日、和田正武敵營を襲ひ利

あらず。正武、正儀退いて金剛山を保つ。

平石城軍事付和田夜討事

今河上總守、佐々木六角判官入道崇永、舍弟山内判官龍山の軍に不都合する事、安からぬ者哉と思はしければ、態他の勢を不交して五百餘騎同日の晩景に平石の城へ押寄る。一矢射違ふる程こそあれ切岸高ければ、先なる人の楯の筭を踏へ、甲の鉢を足だまりにして城戸逆木を切破り討るるをも不願、手を負をも不願、我先にさ込入ける間敵不怵して、其日の夜半計に金剛山を差て落にけり。二箇所の城輒く落されしかば、寄手は勝に乗て龍の水を得たるが如くになり、和田、楠は氣を失て魚の泥に吻が如し。如斯ならば赤坂の城も幾程か怵ふべき、暫時に責落して後主上を生虜進らせ、三種の神器を取奉て都へ返し入れ進らすべしと諸人指掌を思ひをなす。すはや天下靜りて後家一統の世に成ぬと思はぬ人は無りけり。龍山、平石二箇所の城落しかば、八尾城も不怵、今は僅に赤坂の城計りこそ残りけれ。此城さまでの要害共不見、只和田、楠が館の當りを敵に無左右蹴散されじと、俄に構たる城なれば暫もやは支るとて陣々の寄手一所に集て、二十萬騎、五月三日の早旦に、赤坂の城へ押寄せ城の西北三十餘町が間に一勢々々引分て、先向城をぞ構へける。楠は元來思慮深きに似て急に敵に當る機少し。此大敵に戦はん事難叶。只金剛山へ引隠て敵の勢のすく處を見て後に戦はんさ申けるを、和田はいつも戦ひを先として謀を待ぬ者なりければ、都て此儀に不同、軍の習ひ負るは常の事也。只可戰所を不戰して身を慎を以て耻さす、さても天下を敵に受たる南方の者共が遂に野伏軍計しつる事の、をかしさよと日本國の武士共に笑れん事こそ口惜けれ。何様一

夜討して太刀の柄の微塵に碎る程、切合するに敵あらけて引退なば、總て勝に乗て討べし、引ずんば又力なく其時こそ金剛山の奥までも引籠て戦はんすれとて、夜討に馴たる兵三百人勝て間は武しと答へよと、約束の名乗を定つ、夜深る程をぞ待たりける。五月八日の夜なれば月は宵より入にけり、時尅よく成ぬとて三百人の兵共一陣に進で見えける。結城が向城へ忍寄て木戸口にして時を作る、其聲に驚て外の陣には騒げ共、結城が陣は少も不騒鳴を靜めて待懸たり。射手は元來構にあれば、矢間を引て差攻々々、散々に射る、打物の衆は楯楯逆木を阻て上れば切て落し越れば突落し、此を先途に防けれ共、和田和泉守正武眞前に懸て切て入る。日來の言を不忘れて續けや人々こ喚て楯楯切て引破り、一枚楯引倒めて城の中へ飛入ければ相撲兵三百人續て城へぞ込入ける。甲の鉢を傾け鎧の袖をゆり合せ、切逢て、天地を動かし火を散す。互に喚叫で半時計切合たるに、結城が兵七百餘人餘に戦風して己に引色に見えける處に、細川相摸守五百餘騎にて敵の後へ廻り、清氏後攻をするぞ、引なと叫りけるに力を得て、鹿窪十郎、宮澤兵庫助、茂呂勘解由左衛門尉三人踏止々々戦けるに、和田が兵數十人討れ、若干疵を被て叶はじと思けん、一方の楯楯踏破て、一度にはつと引たりけり。爰に結城が若黨に物部次郎郡司とて世に勝たる兵四人あり、兼てより敵若夜討に入たらば我等四人は敵の引返さんするに紛れて、赤坂の城へ入、和田、楠に打違へて死るか、不然は城に火を懸て焼落すかと約束したりけるが、少も不違引て歸る敵に紛て四人共に赤坂の城へぞ入たりける。夫夜討強盜をして歸る時立勝り居勝りと云事あり。是は約束の聲を出して諸人同時に颯と立、颯と居角て敵の紛れ居たるを、えり出さん爲の謀也。和田が兵赤坂の城に歸て後四方より續松を出し件の立勝り居勝り

をしけるに、紛れ入四人の兵共敢て加様の事に馴ぬ者共なりければ、無紛えり出されて大勢の中に取籠られ、四人共に討死して名を留めけるこそ哀なれ。天下一の剛の者は是をぞ誠に云べきと褒ぬ人こそ無りけれ。和田が夜討にも敵陣一所も不退、彌氣に乗て見えければ此城にて敵を支へん事は叶はじさて和田も楠も諸共に、其夜の夜半計に赤坂の城に火を懸て金剛山の奥へ入にけり。

同十五年五月廿八日 足利義詮京都に歸る。南軍又勢を回復す。

吉野御廟神靈事付諸國軍勢還京都事

南方の皇居は金剛山の奥觀心寺と云深山なれば、左右なく敵の可近所なられ共、斥候の御警固に懸思召れたる龍泉、赤坂も貴落されぬ。昨日一昨日まで御方せし兵共今日は多く御敵と成ぬと聞えしかば、山人、袖人、案内者として如何様何くの山までも敵貴入ぬと申沙汰しければ、主上を始進せて女院皇后月卿雲客は如何すべきと懼恐れさせ給ふ事無限。云々。上北面此示現に驚て吉野より又觀心寺へ歸參り人々に内々語りければ、只あらまほしき事ぞ思寢の夢に、見えつらんとて信ずる人も無りけり。げにも其險にてや有けん敵寄せば尙山深く主上をも落し進せんこと、逃方を求て戦はんことはせざりけり。觀心寺の皇居へは敵曾不寄來、刺へさしてし出したる事もなきに南方の退治今は是までぞさて、同五月二十八日寄手の惣大將宰相中將義詮朝臣尼崎より歸洛し給しかば、島山、仁木、細川、土岐、佐々木、宇都宮以下、都て五畿七道の兵二十萬騎、我先に上洛して各國へぞ下りける。さてこそ上北面が見たりしと云夢も、げにやと思合せられて如何様にも仁木、細川、島山も滅ぶる事やあらんずらんこと、夢を疑し人々

も却て是をぞ憑ける。

京勢重南方發向事付仁木没落事

斯る處に和田、楠等金剛山井に國見より出て、渡邊の橋を切て落し譽田の城を責んとする由、和泉、河内より京都へ早馬を打て、急ぎ勢を可被下と告たりければ、先日數月の大功、一時に空く成ぬと宰相中將義詮朝臣周章し給けれ共誰を下れと下知する共、不可有三下者諸人の心を推量し給て大息突て御座けるに、聞え等く島山入道道賢、細河相摸守清氏、土岐大膳大夫入道善忠、佐々木六角判官入道崇永、今河上總介、舍弟伊豫守、武田彈正少弼、河越彈正、赤松大夫判官光範、宇都宮芳賀兵衛入道禪可以下、此間一揆同心の大名、三十餘人其勢都合七千餘騎公方の催促をも不相待、我入に天王寺へぞ向ける。後に事の様を案すれば是全く南方の蜂起を鎮ん爲にては無りけり。只右京大大義長を亡さんが爲に勢を集めける企也。何とせば不知、京より又大勢下りければ和田、楠渡邊にも不支、譽田の城をも不責、又金剛山の奥へ引籠る。

正平十五年七月 楠正儀杉原某を水速城に攻めて之を抜く。

南方蜂起事付島山關東下向事

去程に京都に同土軍有て、天王寺の寄手引返すと聞えしかば、大和、河内、和泉、紀伊國の宮方時を得て、山々々々に簞を焼津々浦々に船を集む。是を見て京都より被置たる城々の兵共、寄合寄除き私語きけるは、前に日本國の勢共が集て貴し時だにも終に退治し兼て有し和田、楠也。まして我等が城に籠て、被取巻なば、一人も歸者不可

有て、先和泉の守護にて置れし、細川兵部大輔未敵の係らぬ前に落しかば、紀伊國の城衆湯淺の一黨も、船に取乘て兵庫を差て落行、河内國の守護代杉原周防入道は響田の城を落て水速の城に楯籠り、爰に暫く支て京都の左右を待んとしけるが、楠大勢を以て息も不繼責ける間、一日一夜戦て、南都の方へぞ落にける。

正平十六年九月廿八日 左馬頭楠木正儀、和泉守和田正武、佐々木秀詮、佐々木氏詮を攝津に撃ち之を斬る。

同年十一月十四日 楠木正儀、和田正武等大舉して足利義詮を討つ。○十二月八日、官軍京師に入る。○二十六日、軍を旋す。

同十七年八月十七日 正儀、正武、佐々木高氏の兵と神崎に戦ひ之を破る。○九月十六日、赤松光範を多田部城に攻め、兵庫を焼いて還る。○九月十六日、赤松光範

和田楠木與三箕浦次郎左衛門軍事

都には同九月晦日改元有て貞治と號す、是は南方の蜂起さてもや靜まると諸郷申合れし故也。げにも改元の驗にや、京都より武家の執事尾張大夫入道、大勢を、討手に下すと聞えければ、和田、楠又尼崎、西宮の陣を引て河内國へ歸りぬ。

正平廿三年三月十一日、後村上天皇住吉殿に崩す。御年四十一、觀心寺に葬り奉る。

正平廿四年正月二日、楠木正儀、足利義滿に降る。(花營三代記) ○三月、楠氏の族正儀を討つ。(後愚

昧記、花營三代記) 細川頼之義滿と議し、赤松光範、細川頼元とを遣はし兵を率ゐて正儀を救はしむ。未だ至らざるに正儀城を出で遁て四天王寺に至る。遂に京に入る。頼元と相見え、明日義滿に諷す、尋で河内に還る。

建徳元年十一月 和田正武等、楠木正儀の城を攻む。(花營三代記) ○秋八月、官軍兵を發して正儀を討つ、細川頼元、正儀を援く。(花營三代記) 正儀利あらず京都に歸る。

建徳二年夏 義滿正儀を河内に遣はす。因つて大兵を發し聲援をなす。

文中元年四月廿八日 天野山金剛峯寺に勅して亂の平がん事を祈る。(天野山金剛寺文書)

文中二年三月 細川氏春行宮を犯す。(花營三代記) ○同八月十日、内大臣藤原隆俊天野に屯す。夜

細川氏春の營を襲ひ克すして死す。(花園三代記)

弘和二年正月二十四日 是より先、楠木正儀歸順せしが、是に至つて山名氏清と河内平尾に戦ひ敗績す。(河内通法寺文書、三刀屋文書、和漢合運曆)

元中六年(康暦元年)十月十二日 畠山義深卒す。基國嗣ぐ。

元中九年(明德三年)正月 畠山基國千劔破を攻む、楠木正勝等克すして吉野に走る。

元中九年閏十月二日 後龜山天皇京師に行幸、五日、三種神器を後小松帝に傳へ給ふ。